

第6 個別の施設等

1 山形県郷土館

(1) 施設等の概要

① 概要

施設等の名称	山形県郷土館			
所在地	山形市旅籠町三丁目4番51号			
所管部課	観光文化スポーツ部文化振興・文化財活用課			
根拠法令等	山形県郷土館条例			
設置の目的	重要文化財「山形県旧県庁舎及び県会議事堂」を保存し、公開することにより、県民の郷土への理解に資するとともに、本県文化の振興を図るため			
敷地面積	20,828 m ²			
主な建物の 面積・建築年等	建物名称	構造	延床面積	建築年度
	旧県庁舎	石造及びレンガ造	5,481.78 m ²	大正4年度
	旧議事堂	石造及びレンガ造	1,097.05 m ²	大正4年度
沿革	<p>大正5年 竣工</p> <p>昭和50年まで県庁舎、県会議事堂として利用</p> <p>昭和59年 国の重要文化財に指定</p> <p>昭和61年から平成7年 大規模復原工事</p> <p>平成7年10月 山形県郷土館（愛称「文翔館」）として開館以降、文化財の保存と公開、県民の芸術文化活動の場の提供を通じ、本県の文化振興の中核としての役割を果たしている。</p>			
事業概要	<p>建物の一般公開を行うほか、郷土の歴史や暮らしに関する常設展示コーナー、復原工事を紹介する映像ホールなどを設けている。</p> <p>また、議場ホール、ギャラリー、会議室等の貸出を行っており、県民の文化活動の発表の場として開放している。</p>			
運営形態等	直営又は指定管理者制度	指定管理者名（令和2年度）		
	指定管理者制度	公益財団法人山形県生涯学習文化財団		



② 行政コスト等の状況

イ) 建設・改修等に係るコスト

(単位：千円)

区分	支出年度	支出金額	財源		
			国等補助金	地方債	一般財源
用地取得	明治 44 年度 大正 7 年度	不明	-	-	-
当初建設工事	大正 4 年度	不明	-	-	-
旧県庁舎及び旧県会議事堂改修工事	昭和 61 年度～	1,845,787	922,890	-	922,897
防災設備更新工事	昭和 63 年度～	51,747	16,318	-	35,429
その他設備更新工事	平成 23 年度～	39,774	-	-	39,774
合計		1,937,309	939,208	-	998,101

ロ) 直近 5 年間の行政コスト計算書

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
経常費用	147,498	144,385	144,529	144,529	146,290
業務費用	147,498	144,385	144,529	144,529	146,290
人件費	-	-	-	-	-
職員給与費	-	-	-	-	-
賞与引当金繰入額	-	-	-	-	-
退職手当引当金繰入額	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
物件費等	147,498	144,385	144,529	144,529	146,290
物件費	100,974	97,861	97,861	97,861	99,233
内、光熱水費	-	-	-	-	-

				平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
		内、	維持管理費	-	-	-	-	-
			指定管理料	100,974	97,861	97,861	97,861	99,233
		維持補修費	-	-	-	-	-	
		減価償却費	46,524	46,524	46,668	46,668	47,057	
		その他	-	-	-	-	-	
	その他の業務費用	-	-	-	-	-		
	移転費用	-	-	-	-	-		
経常収益				-	-	-	-	-
	使用料及び手数料			-	-	-	-	-
	その他			-	-	-	-	-
純経常行政コスト				147,498	144,385	144,529	144,529	146,290

ハ) 指定管理業務に係る収支計算書

(単位：千円)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
収入	指定管理料	100,974	97,861	97,861	97,861	99,233
	利用料	6,134	7,312	6,395	6,345	2,889
	収入計	107,108	105,173	104,256	104,206	102,122
支出	人件費	26,480	27,438	27,907	25,132	26,280
	事業費－維持管理費	51,955	50,968	50,582	51,199	51,822
	事業費－修繕費	4,352	4,840	4,805	4,928	4,804
	事業費－企画事業費	542	718	139	264	437
	事務費	20,830	19,878	20,779	20,649	14,086
	支出計	104,161	103,843	104,215	102,174	97,430
収支差額		2,947	1,330	41	2,032	4,691

③ 利用の状況等

イ) 施設アセスメントにおける利用の状況

(単位：人、%)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用者数－実績 (A)	171,576	163,335	186,421	158,660	53,362
利用者数－計画 (B)	150,000	160,000	165,000	170,000	170,000
計画達成率 (A÷B)	114.3	102.0	112.9	93.3	31.3

ロ) 使用料及び手数料等（指定管理者制度導入施設の場合、利用料金をいう。以下、当報告書第5章第6個別の施設等において、同様）の料金体系及び減免基準

使用料及び手数料等の料金体系

(山形県郷土館条例より抜粋)

第2条 県は、郷土館の利用に関し、入館料その他の使用料は徴収しない。ただし、郷土館の施設又は設備で別表第1に掲げるもの（以下「施設等」という。）を次条第1項の許可を受けて使用する場合は、この限りでない。

第6条 県は、第9条の規定により法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が郷土館の管理を行う場合を除き、使用者から別表第2に掲げる施設等の種別に応じ、同表に定める額の範囲内で知事が定める額の使用料を徴収する。

別表第1

1 施設

(1) 会議室

第1会議室、第2会議室

(2) 展示室

第1ギャラリー、第2ギャラリー、第3ギャラリー、第4ギャラリー、第5ギャラリー、第6ギャラリー、第7ギャラリー、第8ギャラリー

(3) 多目的スペース

ホール、中庭

2 設備

舞台設備、舞台照明設備、視聴覚設備、展示設備

別表第2

1 施設

種別	単位	金額
会議室	1室1時間当たり	410円
展示室	1室1時間当たり	480円
多目的スペース	ホール	1時間当たり 2,680円
	中庭	1時間当たり 1,200円

備考1 使用者が入場料金（いずれの名義であるかを問わず、入場者から領収する入場の対価をいう。以下同じ。）を領収する場合において、入場料金の額が1,000円を超え3,000円以下のときはこの表に掲げる額の2倍に相当する額、入場料金が3,000円を超えるときはこの表に掲げる額の2.2倍に相当する額とする。

2 使用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあっても、1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収するものとみなす。

- 3 準備又は練習のため施設を使用する場合は、この表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。
- 4 この表に掲げる施設の使用に当たり特別に電気を消費する場合は、この表に掲げる額に50円に持込み器具等の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）を乗じた額を加算した額とする。
- 5 ホールの使用に当たり冷暖房を使用する場合は、この表に掲げる額に420円を加算した額とする。

2 設備

種別	1時間当たりの金額
舞台設備	1,390円
舞台照明設備	260円
視聴覚設備	260円
展示設備	50円

（山形県郷土館条例施行規則より抜粋）

第7条 条例第6条第1項の規定により知事が定める額は、別表のとおりとする。

別表

1 施設使用料

(1) 入場料金を領収しない場合及び1,000円以下の入場料金を領収する場合

区分	使用料の額		
	午前9時から 午後1時までの間	午後1時から 午後5時までの間	午後5時から 午後9時までの間
第1会議室	1,090円	1,370円	1,640円
第2会議室	1,090円	1,370円	1,640円
第1ギャラリー	590円	740円	880円
第2ギャラリー	1,090円	1,370円	1,640円
第3ギャラリー	1,180円	1,480円	1,770円
第4ギャラリー	1,090円	1,370円	1,640円
第5ギャラリー	1,120円	1,400円	1,680円
第6ギャラリー	1,280円	1,610円	1,920円
第7ギャラリー	600円	750円	900円
第8ギャラリー	1,120円	1,400円	1,680円
ホール	7,160円	8,960円	10,720円
中庭	3,200円	4,000円	4,800円

(2) 1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収する場合

区分	使用料の額		
	午前9時から	午後1時から	午後5時から

	午後1時までの間	午後5時までの間	午後9時までの間
第1会議室	2,180円	2,740円	3,280円
第2会議室	2,180円	2,740円	3,280円
第1ギャラリー	1,180円	1,480円	1,760円
第2ギャラリー	2,180円	2,740円	3,280円
第3ギャラリー	2,360円	2,960円	3,540円
第4ギャラリー	2,180円	2,740円	3,280円
第5ギャラリー	2,240円	2,800円	3,360円
第6ギャラリー	2,560円	3,220円	3,840円
第7ギャラリー	1,200円	1,500円	1,800円
第8ギャラリー	2,240円	2,800円	3,360円
ホール	14,320円	17,920円	21,440円
中庭	6,400円	8,000円	9,600円

(3) 3,000円を超える入場料金を領収する場合

区分	使用料の額		
	午前9時から 午後1時までの間	午後1時から 午後5時までの間	午後5時から 午後9時までの間
第1会議室	2,390円	3,010円	3,600円
第2会議室	2,390円	3,010円	3,600円
第1ギャラリー	1,290円	1,620円	1,930円
第2ギャラリー	2,390円	3,010円	3,600円
第3ギャラリー	2,590円	3,250円	3,890円
第4ギャラリー	2,390円	3,010円	3,600円
第5ギャラリー	2,460円	3,080円	3,690円
第6ギャラリー	2,810円	3,540円	4,220円
第7ギャラリー	1,320円	1,650円	1,980円
第8ギャラリー	2,460円	3,080円	3,690円
ホール	15,750円	19,710円	23,580円
中庭	7,040円	8,800円	10,560円

(4) 準備又は練習のために使用する場合

区分	使用料の額		
	午前9時から 午後1時までの間	午後1時から 午後5時までの間	午後5時から 午後9時までの間
第1会議室	540円	680円	820円
第2会議室	540円	680円	820円
第1ギャラリー	290円	370円	440円
第2ギャラリー	540円	680円	820円
第3ギャラリー	590円	740円	880円
第4ギャラリー	540円	680円	820円

第5ギャラリー	560円	700円	840円
第6ギャラリー	640円	800円	960円
第7ギャラリー	300円	370円	450円
第8ギャラリー	560円	700円	840円
ホール	3,580円	4,480円	5,360円
中庭	1,600円	2,000円	2,400円

(5) 電気消費に係る加算額

午前9時から午後1時までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後5時から午後9時までの間のそれぞれにつき、200円に持込み器具等の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）を乗じて得た額

(6) 冷暖房使用に係る加算額

ホールを使用する場合に限り、午前9時から午後1時までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後5時から午後9時までの間のそれぞれにつき、1,680円

2 設備使用料

種別	設備名	単位	使用料の額
舞台設備	ピアノ	1台	5,550円
	指揮台	1台	100円
	譜面台	1台	100円
	演壇	一式	410円
舞台照明設備	演壇照明	1列	1,040円
	スポットライト	1台	510円
視聴覚設備	マイクセット	一式	1,040円
	スライド映写機	一式	840円
	オーバーヘッドプロジェクター	一式	1,040円
	携帯用ビデオカメラ	1台	510円
	モニターテレビ	1台	510円
展示設備	展示パネル	1枚	20円
	展示ケース	1台	200円

備考1 使用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあっても、1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収するものとみなす。

2 第2項の表に定める額は、午前9時から午後1時までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後5時から午後9時までの間の各1回当たりの使用料の額である。

減免基準	
(山形県郷土館条例より抜粋)	
第6条第2項 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、前項の使用料の全部又は一部を免除することができる。	
第12条第5項 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。	
【山形県郷土館の利用料金免除の基準】	
(山形県郷土館管理要綱より抜粋)	
i 県又は県が出資する公益財団法人等が設置目的に関する事業に使用するとき・・・全額	
ii 教育課程に基づく学校等が教育活動の一環として実施する事業に使用するとき・・・2分の1 ただし、県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校で使用する場合は、全額を免除することができる。	
iii その他 i・ii に準じると認められるとき・・・全額又は2分の1	

④ 県の施設アセスメントの結果及び個別施設計画における今後の対策費用見込

イ) 施設アセスメントの結果

施設アセスメント結果		一次評価 (ポートフォリオ表上の望ましい利活用等の方向性)
高 ↑ 管理 利用 効率 状況 ↓ 低	★	維持
		二次評価 (県有財産総合管理推進本部会議で承認された方向性)
		維持
		個別施設計画の名称 山形県県有建物長寿命化計画 (公共施設)
低← 建物性能 →高		

(※) 一次評価の「ポートフォリオ表」とは、県の「施設アセスメント実施要領」の図1「一次評価時点における各施設の位置づけ」をいう。(以下、当報告書第5章第6個別の施設等において、同様。)

ロ) 今後の対策費用見込

(単位：千円)

区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
建築	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気	1,948	48,000	-	-	-	-	-	-	-	-
機械	3,127	100,000	-	-	-	-	-	-	-	-
計	5,075	148,000	-	-	-	-	-	-	-	-

⑤ その他

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年3月28日から5月14日までの期間、休館となった。

(2) 実施した手続及び結果

- ① 当施設の設置時の目的・県民のニーズは現状でも変化していないか、近隣の同種施設の状況や公的関与の必要性を考慮した場合、見直しや統廃合の検討は必要ないか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

- (3) 「① 施設利用状況のより詳細な把握・分析について」参照
(3) 「② 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について」参照
(3) 「③ 使途明示型ふるさと納税制度の周知による維持管理コスト財源の確保について」参照

- ② 施設の老朽化及び財産（公有財産、物品）の利用状況等を踏まえて規模や配置の状況は適切か、未利用財産の把握は適時に行われ、利活用の取組みが検討されているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び現地視察を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ③ 施設アセスメントの二次評価で一次評価と異なる利活用等の方向性が示されている場合、その判断は合理的な根拠によるものか、また、個別施設計画で最終的に承認された利活用等の方向性に基づいて対策費用は具体化され、有利な財源活用等の検討がされているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ④ 財産（公有財産、物品）に係る使用料及び手数料等の受益者負担の水準は適正か、減免等の基準は公平か、使用許可申請及び減免申請に係る事務手続きは適切かという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施するとともに、直近2年間

の受益者負担割合を算出した。

算出した直近2年間の受益者負担割合は次のとおりである。

(単位：千円、㎡、%)

	令和元年度	令和2年度
経常費用 (A)	144,529	146,290
内、国庫支出金財源 (B)	-	-
差引 (C = A - B)	144,529	146,290
受益者負担対象部分の延床面積 (D)	943.84	943.84
施設全体の延床面積 (E)	6,630.66	6,630.66
受益者負担の対象とする行政コスト (F = C × D / E)	20,572	20,823
使用料及び手数料 (注) (G)	6,345	2,889
減免額 (H)	2,790	1,794
受益者負担割合 {(G+H) / F}	44.41	22.49

(注) 指定管理者制度導入施設は、使用料及び手数料に代えて利用料金収入を記載している。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ⑤ 財産の管理状況及び事務手続きは適切か、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び物品の現物実査を実施した。

(結果)

- (3) 「④ 県有備品に対する標示票貼付等の徹底について」参照
(3) 「⑤ 使用しなくなった備品に係る遊休備品登録について」参照

(3) 指摘事項及び意見

① 施設利用状況のより詳細な把握・分析について

当施設の利用状況の推移は以下のとおりとなっている。

なお、ギャラリーについては、部屋単位での利用や複数の部屋を連結して利用する（展覧会等）など様々な形態での利用があるため、利用者数の集計は部屋単位ではなく貸出単位で行っている。

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
開館日数（日）		336	335	336	331	294
第 1 会議室	利用日数（日）	204	217	203	192	70
	稼働率（％）	60.7	64.8	60.4	58.0	23.8
	利用者数（人）	1,609	1,877	1,264	1,610	393
第 2 会議室	利用日数（日）	247	231	225	223	119
	稼働率（％）	73.5	69.0	67.0	67.4	40.5
	利用者数（人）	2,237	2,316	2,175	2,650	1,128
第 1 ギャラリー	利用日数（日）	138	148	184	148	61
	稼働率（％）	41.1	44.2	54.8	44.7	20.7
第 2 ギャラリー	利用日数（日）	132	146	178	122	35
	稼働率（％）	39.3	43.6	53.0	36.9	11.9
第 3 ギャラリー	利用日数（日）	174	158	185	188	53
	稼働率（％）	51.8	47.2	55.1	56.8	18.0
第 4 ギャラリー	利用日数（日）	155	154	178	171	35
	稼働率（％）	46.1	46.0	53.0	51.7	11.9
第 5 ギャラリー	利用日数（日）	224	168	226	187	172
	稼働率（％）	66.7	50.1	67.3	56.5	58.5
第 6 ギャラリー	利用日数（日）	245	178	236	205	173
	稼働率（％）	72.9	53.1	70.2	61.9	58.8
第 7 ギャラリー	利用日数（日）	237	172	222	187	175
	稼働率（％）	70.5	51.3	66.1	56.5	59.5
第 8 ギャラリー	利用日数（日）	206	123	205	172	167
	稼働率（％）	61.3	36.7	61.0	52.0	56.8
ギャラリー利用者数（人）		38,005	30,190	23,294	25,758	4,902
ホール	利用日数（日）	213	199	217	173	84
	稼働率（％）	63.4	59.4	64.6	52.3	28.6
	利用者数（人）	23,807	20,269	32,186	21,821	4,983
中庭	利用日数（日）	40	5	37	3	1
	稼働率（％）	11.9	1.5	11.0	0.9	0.3
	利用者数（人）	2,258	140	2,420	180	20
一般入館者数（人）		147,769	143,066	154,235	136,839	48,379

当施設の貸館事業については、その利用時間帯を、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで、午後5時から午後9時までの3区分とし、それぞれの時間帯ごとに使用料を設定している。

施設の利用状況について、施設ごとの利用日数、稼働率及び利用者数の把握はしているが、時間帯ごとの利用状況や時間帯をまたいでの利用状況の把握は十分になされていない。上表が示す稼働率は、三つの時間帯のうち一回でも利用があればその日の稼働率は100%として取り扱われている。この場合、算出された稼働率からは、一日のうち未利用となっている時間帯がどの程度発生しているのかを把握することは難しい状態となっている。

各施設とも利用者は一日に三回転することが可能となっており、稼働率を算出する上では、一日のうち三つの時間帯すべての利用があった場合に100%とし、一日のうち、たとえば午前みの利用である場合には33.3%とするのが施設の稼働実態をより正確に表すものといえる。

県によれば、展覧会等の用途で複数の部屋を連結して使用する場合や、一定期間継続して使用する場合など、様々な形態による利用があり、日単位での利用状況の把握が合理的であるため、稼働率の算出も日単位で行っているとのことである。一方で、当施設のホームページでは施設予約状況が公表されており、利用者が6ヶ月先までの施設ごと及び時間帯ごとの空き状況を把握することは可能となっているため、未利用となっている時間帯を考慮したより正確な稼働率を算出することは十分可能と考える。

県は、県民のニーズに応え、当施設のさらなる活性化を図るため、また、指定管理者の業務をモニタリング・評価し、PDCAサイクルをより有効に機能させるため、利用状況のより詳細な把握に努め、当該データを活用し、施設利用促進策の分析や改善点の検討を行っていく必要がある。

貸館等の施設については、効果的かつ効率的な施設利用を促進するため、利用区分及び利用時間帯ごとの稼働率を算出し、利用状況のより詳細な把握・分析を行っていくことが望ましい。【意見】

② 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について

県は、文化施設全体の KPI として、県内の主要美術館・博物館（県と共催で企画展等の事業を実施している文化施設）と県立文化施設の年間利用者数を100万人と設定しているが、個別施設ごとの具体的な数値目標や施設 KPI の設定は見受けられない。

施設 KPI は目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証するために設定するべきも

のである。そのため、当施設に係る事業に関連した施設 KPI を設定し、定期的に測定することで、当施設の設置目的をどのように達成できているか評価して施策の適切性を評価できるとともに、県民に対して施設の必要性を明らかにすることができることにもなる。逆に、施設 KPI が未設定ということは、当施設の設置目的（存在意義）を自ら立証することができていないことになる。

以上より、県は、施設の必要性を確認するため、また、当施設の役割・機能を活かして県民のニーズに応えより有効活用していくため、早急に当施設における個別の KPI を設定することを検討されたい。当施設の場合、「利用者数」という指標が考えられるが、当施設のように利用料を徴せず一般公開している展示事業と県民の文化活動の発表の場として開放する貸館事業という異なる性格の事業を行っている場合、評価指標についても明確に区分して設定すべきであると考え。【意見】

なお、施設 KPI の設定に際しては、過去の実績のみならず将来の予測を総合的に勘案し、どのような意図をもって目指すべき水準を決めるのか、その根拠を明確にしておく必要がある。また、KPI の形骸化や目標達成に向けた意欲の減退につながらないよう到達が容易な低い水準となっていないかどうか、逆に実態とは大きく乖離してしまうような高すぎる水準となっていないかなどにも留意しながら適正な水準の施設 KPI を設定することが望ましい。

③ 用途明示型ふるさと納税制度の周知による維持管理コスト財源の確保について

当施設は、議場ホール、ギャラリー、会議室等の貸出のほか、無料で建物の一般公開を行っている。

これは、当施設が、重要文化財「山形県旧県庁舎及び県会議事堂」を保存し、公開することにより、県民の郷土への理解に資するとともに、本県文化の振興を図ることを目的として設置された施設であり、公の施設として県民に対し、入館料を徴せずサービスを提供するという姿勢は理解できる。

しかし、今後ますます厳しくなることが予測される県の財政状況を踏まえると、施設に係る行政コストを削減していくことが課題となる。

この点、県では令和3年8月より、用途明示型ふるさと納税として「山形県郷土館「文翔館」修繕事業」に対する寄付の受付を開始している。令和3年末時点においては、受付開始から間もなく、広く一般に周知されていないということもあり、寄付額の実績としては僅かとなっているが、施設に係る行政コストを削減するとともに、県と地域住民が一体となり魅力的な施設づくりに取り組んでいくという手法は、非常に良い取り組みであると考え。

県は、施設維持に係る財政負担を緩和しながら、計画的な改修工事及び設備更新の実施を可能とするため、例えば、当施設の毎年の行政コストの発生状況や個別施設計

画における今後の長寿命化対策費用の額を示した上で、使途明示型ふるさと納税制度の周知に努められたい。【意見】

使途明示型ふるさと納税 特定プロジェクト⑧

山形県郷土館「文翔館」修繕事業

2,000円以上ご寄付いただいた方にご芳名を記載した文翔館だよりをお送りします

あなたの寄付を文翔館の修繕に活用します！

●大正ロマン薫る「文翔館」を後世に伝えるために

山形県郷土館（愛称「文翔館」）は、1916年（大正5年）に建てられた英国近世復興様式のレンガ造りの建物で、1975年（昭和50年）まで県庁舎として使用されていました。国の重要文化財に指定されており、当時の工法を忠実に復原された建物は、大正ロマンの薫りを今に伝えています。

現在は郷土資料館として一般公開するとともに、コンサートやギャラリートンなど様々な文化プログラムの場として活用されており、本県の主要な観光地の一つとなっています。



▲旧庁舎
郷土館として公開しています



▲旧県議会議事堂
コンサート等で活用されています

●寄付の使い道について

文翔館は建築から105年、復元工事及び郷土館としての開館から26年が経過しており、施設や設備の老朽化が進んでいるため、今後、計画的に改修工事及び設備更新を実施していく必要があります。

本事業にいただいた寄付金は、文翔館の修繕に活用させていただきます。魅力的な郷土館づくりに取り組んでまいります。

【活用例】

- 照明設備などの設備交換、屋根修繕
- その他、施設の維持修繕に活用します。





●お礼状及び文翔館だより「文翔館」の送付

本事業にご賛同いただき、ご寄付いただきました方には、お礼状とご芳名を記載した文翔館だより「文翔館」をお送りいたします。

● お問い合わせは 山形県 文化振興・文化財活用課 文化振興担当 023-630-2306

(出典：県ホームページ)

④ 県有備品に対する標示票貼付等の徹底について

当施設の現地調査時（11月17日）、県が指定管理者に貸与している備品について備品一覧表をもとに現物との照合を実施した結果、多くの備品について備品標示票が貼付されていなかった。


山形県財務規則によれば、備品標示票の貼付について次のように規定されている。

「山形県財務規則」より抜粋

（備品の標示）

第155条 会計管理者及び出納員又は物品管理者若しくは分任物品管理者は、その保管又は管理する物品のうち備品については、備品標示票（様式第114号）をもつて標示しなければならない。ただし、標示をすることが困難なものについては、その標示を省略し、又は適宜の標示をもつてこれに替えることができる。

様式第114号（備品標示票）

	
備 品 標 示 票	
物品番号	枝番
品名	

備考 用紙の寸法は、おおむね縦3.5センチメートル、横6.5センチメートルとすること。

当施設について、県は、見学施設への備品標示票の貼付や室内標示は、施設特有の景観を損ねるため、上述の規則第155条ただし書きにより標示を省略し、代わりとして、財務会計システムから出力される備品一覧表データを調製し、部屋ごとの台帳を作成して備品管理している。

確かに、備品のうち展示品などについて、直接的に利用者の目に触れる箇所に備品標示票を貼付することや室内標示が施設特有の景観を損ねるという理由は合理的と考える。しかし、キャビネット、机及び展示品以外の備品については当該理由は該当せず、さらに、指定管理者制度導入施設であり、県有備品と指定管理者所有の備品の区別を明確にすることが必要な状況であることを考慮すると、原則どおり、備品標示票を貼付すべきである。

県は、展示品以外のキャビネットや机などの施設特有の景観を損ねるおそれのない備品について、備品の所有権を明確にし、定期的を実施する備品一覧表との照合確認を容易に行うことができるよう、山形県財務規則第 155 条の規定に従い、所定の備品標示票を備品現物へ貼付する必要がある。【指摘事項】

⑤ 使用しなくなった備品に係る遊休備品登録について

当施設における次の備品について、現地調査日現在使用されておらず、施設の現状を踏まえると今後も使用が見込まれない状況である。

物品番号	品名	状況
1-995-002388	スモークスタンド	使用していない
1-995-002389	スモークスタンド	使用していない
1-995-002390	スモークスタンド	使用していない
1-995-002391	スモークスタンド	使用していない
1-995-002392	スモークスタンド	使用していない

県では毎年一度、備品現物と備品台帳の照合確認を実施しており、照合確認の結果、遊休備品の有無、使用の必要がなくなった備品の有無等について、報告を行っている。

令和 2 年度における照合確認報告においては、遊休備品はない旨、使用しなくなった備品はない旨の報告がなされており、現地調査時の担当者ヒアリングにおいても、使用頻度が著しく少ない物品等はない旨の回答を得た。

しかし、県は、山形県受動喫煙防止条例（平成 30 年 12 月 25 日公布）により、公共性の高い施設（社会福祉施設、美術館・博物館、図書館、展示場等）については、原則屋内禁煙とし、喫煙専用室等を設けないよう努めるものとしたため、上記スモークスタンドについては、明らかに当施設において今後の使用は見込まれないものと考えられる。実際、現地調査時に現物確認を実施したところ、上記備品については倉庫に保管され、相当期間使用されていない状況であった。

県は、備品現物と備品台帳の確実な照合確認を実施するとともに、使用状況等についても実態を確認の上報告し、当施設において今後の使用が見込まれないものについては、遊休備品登録を行って、全庁的な利活用の照会や市町村・公共的団体等への情報提供等を行うことにより、財産の有効活用を図っていくことが望ましい。【意見】

2 山形県民の海・プール

(1) 施設等の概要

① 概要

施設等の名称	山形県民の海・プール スパール			
所在地	鶴岡市下川字龍花崎 41-86			
所管部課	観光文化スポーツ部観光復活戦略課			
根拠法令等	山形県民の海・プール条例 山形県民の海・プール条例施行規則			
設置の目的	県民の余暇活動の充実を図り、もって県民の健康増進に寄与するための施設			
敷地面積	29,130.00 m ²			
主な建物の 面積・建築年等	建物名称	構造	延床面積	建築年度
	山形県民の 海・プール	鉄骨鉄筋コン クリート造	4,506.50 m ²	平成 11 年度
沿革	平成 12 年 3 月 雇用・能力開発機構との合築施設として竣工 (委託を受け、(社)山形県観光協会が管理) 平成 15 年 12 月 雇用・能力開発機構より譲り受け (取得価格:16,669 千円 行政財産) 平成 18 年 4 月 指定管理者制度を導入			
事業概要	庄内地域唯一の屋内流水プール・トレーニングルーム等が完備されている総合的スポーツ・レクリエーション施設であり、地域の人の健康増進や水泳大会出場を目指す人材の育成に寄与している。			
運営形態等	直営又は指定管理者制度	指定管理者名 (令和 2 年度)		
	指定管理者制度	特定非営利活動法人 健康づくりサポート東北 2 1		
外観				

② 行政コスト等の状況

イ) 建設・改修等に係るコスト

(単位:千円)

区分	支出年度	支出金額	財源		
			国等補助金	地方債	一般財源
用地取得	平成 20 年度	681,416	-	-	681,416
当初建設工事	平成 11 年度	542,825	-	-	542,825
施設改修工事	平成 19 年度	31,864	-	-	31,864
顕熱交換機ユニット更新工事	平成 27 年度	5,182	-	-	5,182
その他		6,801	-	-	6,801
合計		1,275,723	-	-	1,275,723

ロ) 直近 5 年間の行政コスト計算書

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
経常費用	38,814	38,401	35,041	33,552	36,278
業務費用	38,814	38,401	35,041	33,552	36,278
人件費	-	-	-	-	-
職員給与費	-	-	-	-	-
賞与引当金繰入額	-	-	-	-	-
退職手当引当金繰入額	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
物件費等	38,814	38,401	35,041	33,552	36,278
物件費	25,430	25,406	22,066	20,665	23,392
内、光熱水費	-	-	-	-	-
内、維持管理費	-	-	-	-	-
内、指定管理料	25,430	25,406	22,066	20,665	23,392
維持補修費	-	-	-	-	-
減価償却費	13,383	12,995	12,975	12,886	12,886
その他	-	-	-	-	-
その他の業務費用	-	-	-	-	-
移転費用	-	-	-	-	-
経常収益	-	-	-	-	-
使用料及び手数料	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
純経常行政コスト	38,814	38,401	35,041	33,552	36,278

ハ) 指定管理業務に係る収支計算書

(単位：千円)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
収入	会費・入会金	87	36	69	63	27
	事業収益	89,299	88,483	87,584	89,715	79,600
	助成金・補助金	-	-	-	-	2,710
	その他	5	0	3	56	61
	収入計	89,391	88,519	87,656	89,835	82,399
支出	人件費	25,922	26,716	24,651	25,279	25,086
	その他経費	54,697	56,687	50,241	49,566	41,112
	管理費	9,102	8,538	9,970	11,221	11,250
	その他	-	-	-	-	-
	支出計	89,721	91,941	84,863	86,065	77,448
収支差額		△330	△3,422	2,793	3,769	4,950

③ 利用の状況等

イ) 利用の状況

(単位：人、%)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用者数－実績 (A)	88,923	92,227	99,870	97,078	70,058
利用者数－計画 (B)	-	-	-	96,000	100,800
計画達成率 (A÷B)	-	-	-	101.12	69.50

ロ) 使用料及び手数料等の料金体系及び減免基準

使用料及び手数料等の料金体系			
(山形県県民の海・プール条例より抜粋)			
区分		使用料の額	
個人	一般	回数券による利用の場合	1人11回につき 6,500円
		上記以外の場合	1人1回につき 650円
	高校生	回数券による利用の場合	1人11回につき 4,300円
		上記以外の場合	1人1回につき 430円
	児童等	回数券による利用の場合	1人11回につき 3,200円
		上記以外の場合	1人1回につき 320円
団体	一般	1人1回につき	520円
	高校生	1人1回につき	350円
	児童等	1人1回につき	260円

減免基準	
(山形県県民の海・プール条例より抜粋) (利用料金) 第7条 (中略) 5 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。	

④ 県の施設アセスメントの結果及び個別施設計画における今後の対策費用見込

イ) 施設アセスメントの結果

施設アセスメント結果			一次評価 (ポートフォリオ表上の望ましい利活用等の方向性)
高 ↑ 管理 利用 効率 状況 ↓ 低	★		維持
			二次評価 (県有財産総合管理推進本部会議で承認された方向性)
			維持
			個別施設計画の名称
低← 建物性能 →高			山形県県有建物長寿命化計画 (公共施設)

ロ) 今後の対策費用見込

(単位：千円)

区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
建築	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気	-	-	-	-	-	42,166	-	-	18,667	-
機械	-	-	-	-	-	-	-	-	9,081	-
計	-	-	-	-	-	42,166	-	-	27,748	-

(2) 実施した手続及び結果

- ① 当施設の設置時の目的・県民のニーズは現状でも変化していないか、近隣の同種施設の状況や公的関与の必要性を考慮した場合、見直しや統廃合の検討は必要ないか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

- (3) 「① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について」参照

- ② 施設の老朽化及び財産 (公有財産、物品) の利用状況等を踏まえて規模や配置の状況は適切か、未利用財産の把握は適時に行われ、利活用の取組みが検討されているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び現地視察を実施した。

(結果)

(3) 「② 冬期間における未利用エリアの有効活用について」 参照

- ③ 施設アセスメントの二次評価で一次評価と異なる利活用等の方向性が示されている場合、その判断は合理的な根拠によるものか、また、個別施設計画で最終的に承認された利活用等の方向性に基づいて対策費用は具体化され、有利な財源活用等の検討がされているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ④ 財産（公有財産、物品）に係る使用料及び手数料等の受益者負担の水準は適正か、減免等の基準は公平か、使用許可申請及び減免申請に係る事務手続きは適切かという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施するとともに、直近2年間の受益者負担割合を算出した。

算出した直近2年間の受益者負担割合は次のとおりである。

(単位：千円、㎡、%)

	令和元年度	令和2年度
経常費用 (A)	33,552	36,278
内、国庫支出金財源 (B)	-	-
差引 (C = A - B)	33,552	36,278
受益者負担対象部分の延床面積 (D)	4,506.50	4,506.50
施設全体の延床面積 (E)	4,506.50	4,506.50
受益者負担の対象とする行政コスト (F = C × D / E)	33,552	36,278
使用料及び手数料等 (G)	18,792	20,569
減免額 (H)	-	-
受益者負担割合 {(G + H) / F}	56.01	56.70

(注) 指定管理者制度導入施設は、使用料及び手数料に代えて利用料金収入を記載している。

(結果)

(3) 「③ 自動販売機の設置及び運営を指定管理業務とする場合の事務手続きについて」 参照

- ⑤ 財産の管理状況及び事務手続きは適切か、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び物品の現物実査を実施した。

(結果)

- (3) 「④ 備品の除却処理漏れについて」参照
(3) 「⑤ 備品標示票の貼付漏れについて」参照

(3) 指摘事項及び意見

① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について

当施設において、施設 KPI が設定されていない。

施設 KPI は目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証するために設定するべきものである。そのため、当施設に係る事業に関連した施設 KPI を設定し、定期的に測定することで、当施設の設置目的である「県民の余暇活動の充実を図り、もって県民の健康増進に寄与する」ことをどのように達成できているか評価して施策の適切性を評価できるとともに、県民に対して施設の必要性を明らかにすることができることにもなる。逆に、施設 KPI が未設定ということは、当施設の設置目的（存在意義）を自ら立証することができていないことになる。

以上より、県は、施設の必要性を確認するため、早急に当施設の施設 KPI を設定することを検討されたい。当施設の場合、県民のニーズを把握するため「利用者数」「年齢別の利用者数」、健康増進の程度を測るため「国民健康保険料の負担額の推移」「疾病率」などが考えられる。【意見】

なお、KPI 設定にあたっては、「地方創生事業実施のためのガイドライン」（平成 31 年 4 月内閣府地方創生推進事務局）などを参考になると考える。

② 冬期間における未利用エリアの有効活用について

当施設では、冬期間は流水プールエリアの気温が上がらないことから休場し、リラクゼーションプール及び 25m プールがあるエリアのみの運営を行っている。当施設では、施設内及びプール水温を 30℃に設定しているが、冬期間になると、施設外に飛び出す構造となっているウォータースライダーから外気が入り込み、暖房を活用しても施設内温度が 25℃までしか上がらず、内部の適正温度（プール水温と同じ 30℃）に保てないことで水温と施設内温度に差が出るため休場している。

(流水プールエリア)



(ウォータースライダー)



子供の利用者にとって、流水プールエリアは魅力的な設備が揃っており、加えて、流水プールを活用することで健康増進につながる取組みと東京大学の教授からも見解があるところであり、冬期間の利用者をさらに伸ばすことができるポテンシャルがある。また、天候の影響を受けずに年間を通じて遊泳を楽しめる当施設の最大の魅力を消しているのは「もったいない」ことである。

以上より、冬期間も利用者の利便性を高めるように、流水プールエリアの環境整備（冷気対策）を調査し、費用対効果を再度検討したうえで、冬期間の全館運営の可否を検討されたい。【意見】

③ 自動販売機の設置及び運営を指定管理業務とする場合の事務手続きについて

行政財産は、地方自治法の規定により行政目的を達成するためのものであるが、本来の用途又は目的を妨げない限度で使用する場合、行政財産自体の効用を助長する面もあることから、使用許可手続きを経ることで目的外使用が可能となっている。

しかし、当施設内に設置されている自動販売機については、行政財産の目的外使用許可手続きが行われていない。

これは、県の「行政財産の目的外使用許可事務取扱要領」において、次の場合には、「使用」とはみなさないことができると規定され、この場合、使用許可手続きを要しないためである。

「行政財産の目的外使用許可事務取扱要領」より抜粋

第2 使用許可の範囲

2 使用とみなさない範囲

次の施設は、県の事務事業遂行のため、県が当該施設を提供するものであること等により、この要領でいう使用とみなさないことができる。

(注) 使用とみなさない場合は、使用許可手続きを要しない。

- (4) 県の施設の管理を委託等した場合において、当該業務を行うために必要な施設。ただし、県の施設を使用させることが契約書等に明記されており、かつ、当該業務以外に県の施設を使用しない場合に限る。

(注) 「県の施設の管理を委託等した場合」とは、例えば生涯学習センターの指定管理のように、県の事務事業の一部を県以外の者に委託した場合をいう。

この取扱いを適用する前提は、当該指定管理業務のために県の施設を使用させることが契約書等に明記されていることであるが、当施設に係る指定管理業務の仕様書や募集要項では、自動販売機の設置及び運営に関する規定は明記されていない。

県では、当施設において自動販売機の設置は業務の範囲内であるという見解を業務引継ぎの際に口頭で引き継ぐとともに、仕様書様式第3号「収支計画書」のその他収入の部に「自動販売機」欄を設けているが、他の指定管理者制度導入施設の仕様書等では明記されていることを考慮すると、同様に仕様書等に明記するべきである。

また、「行政財産の目的外使用許可事務取扱要領」では、使用とみなさない場合の留意事項を次のとおり規定している。

「行政財産の目的外使用許可事務取扱要領」より抜粋

第2 使用許可の範囲

3 使用とみなさない場合の留意事項

- (1) 設置場所等については、県有財産の管理及び運用上の観点から設置者と協議のうえ定めること。
- (2) 行政財産使用許可台帳に準じた台帳を調製するとともに、設置位置及び構造

等必要事項を敷地平面図等に記録しておくこと。
 (3) (中略) 光熱水費の取扱いについて、それぞれ契約その他により明確にしておくこと。

しかし、当施設では、行政財産使用許可台帳に準じた台帳が調製されておらず、令和2年度時点の設置位置及び構造等必要事項を記録した敷地平面図等も具備していなかった。

県は、自動販売機の設置が指定管理業務を行うために必要と判断した場合には、「行政財産の目的外使用許可事務取扱要領」に従い、仕様書等にその旨及び光熱水費の取扱いを明記するとともに、行政財産使用許可台帳に準じた台帳を調製し、設置位置及び構造等必要事項を記録した敷地平面図等を具備する必要がある。【指摘事項】

なお、他の指定管理者制度導入施設では、仕様書において次のとおり必要事項を明記しているため、参考にされたい。

「山形県神室少年自然の家 指定管理者業務基準仕様書」Ⅱ管理運営業務より抜粋
 6 その他の業務
 (8) 自動販売機の設置及び運営
 自動販売機を設置する場合、その設置及び運営については、指定管理者の業務とします。ただし、販売できるものは清涼飲料水及びこれに類するもの(アルコール飲料は除く。)に限ります。
 なお、光熱水費は、施設内で使用するその他の光熱水費と合算して各事業者へ支払ってください。
 また、指定管理者と設置者が異なる場合に、設置者から使用料等を徴収する場合は、当該使用料等を事業収入として年度別収支計画書及び事業報告書に計上してください。

④ 備品の除却処理漏れについて

当施設で保有している備品に関して、現物はすでに廃棄を行っているにもかかわらず、備品一覧表に登載されたままとなっている備品が次のとおり2件確認された。

No.	物品番号	品名	取得日	取得価格
1	1-009-002271	ラボードX60	平成12年3月31日	435,000円
2	1-000-000890	券売機	平成12年3月15日	808,500円

公有財産の管理に関して、「山形県財務規則」(昭和39年3月23日山形県規則第9号)では次のように規定されている。

「山形県財務規則」より抜粋

(不用の決定等)

第 168 条 物品管理者は、使用に堪えない物品若しくは使用の必要がない物品で管理換により適切な処理をすることができないもの、又は生産品を処分するときは、不用品処分決議書（様式第 118 号の 2 及び第 124 号の 2）により、不用の決定をしなければならない。この場合において別に定める物品については、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 物品管理者は、前項の規定により不用の決定をしたときは、会計管理者又は出納員にその旨を通知しなければならない。

3 物品管理者は、第 1 項の規定により不用の決定をした物品のうち、売り払うことが不利又は不相当であると認めるもの及び売り払うことができないものは廃棄することができる。

以上より、県はすでに廃棄済みの 2 件の備品に関して、上記規定に基づき不用の決定の手続きを行う必要がある。【指摘事項】

⑤ 備品標示票の貼付漏れについて

当施設で保有している備品に関して、備品標示票の貼付が漏れている備品が次のとおり確認された。なお、添付が漏れている備品は当施設内に併設されているトレーニングルームに設置されたランニングマシンであり、貼付が困難と考えられる備品ではない。

No.	物品番号	品名	取得日	取得価格
1	1-009-002270	ラボード X 6 0	平成 12 年 3 月 31 日	435,000 円

公有財産の管理に関して、山形県財務規則では次のように規定されている。

「山形県財務規則」より抜粋

(備品の標示)

第 155 条 会計管理者及び出納員又は物品管理者若しくは分任物品管理者は、その保管又は管理する物品のうち備品については、備品標示票（様式第 114 号）をもって標示をしなければならない。ただし、標示をすることが困難なものについては、その標示を省略し、又は適宜の標示をもってこれに替えることができる。

以上より、県は備品標示票の貼付が漏れている備品に関して、上記規定に基づき備品標示票を貼付する必要がある。【指摘事項】

3 県民の森（森林学習展示館）

(1) 施設等の概要

① 概要

施設等の名称	山形県県民の森			
所在地	山形県東村山郡山辺町大字畑谷 1933-42			
所管部課	村山総合支庁 総務企画部 総務課			
根拠法令等	山形県県民の森条例			
設置の目的	県民の保健、休養及び自然愛護思想の向上に資するため			
敷地面積	895ha			
主な建物の 面積・建築年等	建物名称	構造	延床面積	建築年度
	森林学習展示館	鉄筋コンクリート造	676.84 m ²	昭和56年度
	炊事場	木造	108.00 m ²	昭和57年度
	木工体験施設	木造	131.65 m ²	平成11年度
沿革	昭和56年 開園 平成11年 森の工房「む・う・ぶ」竣工 平成18年 指定管理者制度を導入			
事業概要	<p>○森林学習展示館 県民の森に関する案内・交流の拠点施設であり、各種プログラムや遊具の受付、展示室、研修室がある。</p> <p>○森の工房「む・う・ぶ」 自然の材料をつかった木工クラフト教室を開催している。</p> <p>○フィールドアスレチック 家族やグループ、大人から子供まで利用可能な木製アスレチック遊具を設置している。</p> <p>○野営場 炊事場やトイレが常設されている野営場であり、野外炊飯活動、テントによる宿泊ができる。</p> <p>○各種イベント 広大な敷地や森林を利用し、四季を考慮に入れた様々なイベントを開催している。</p>			
運営形態等	直営又は指定管理者制度	指定管理者名（令和2年度）		
	指定管理者制度	公益財団法人山形県みどり推進機構 （現 公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構）		



② 行政コスト等の状況

イ) 建設・改修等に係るコスト

(単位:千円)

区分	支出年度	支出金額	財源		
			国等補助金	地方債	一般財源
用地取得	昭和 56 年度～	317, 521	-	-	317, 521
当初建設工事	昭和 56 年度	1, 223, 087	-	-	1, 223, 087
木工体験施設増築工事	平成 11 年度	8, 557	-	-	8, 557
合計		1, 551, 711	-	-	1, 551, 711

ロ) 直近 5 年間の行政コスト計算書

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
経常費用	40, 957	39, 101	40, 280	42, 606	42, 121
業務費用	40, 957	39, 101	40, 280	42, 606	42, 121
人件費	-	-	-	-	-
職員給与費	-	-	-	-	-
賞与引当金繰入額	-	-	-	-	-
退職手当引当金繰入額	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
物件費等	40, 957	39, 101	40, 280	42, 606	42, 121
物件費	37, 432	35, 576	36, 755	39, 087	38, 648
内、光熱水費	-	-	-	-	-
内、維持管理費	-	-	-	-	-
内、指定管理料	36, 498	35, 570	36, 159	37, 325	37, 154
維持補修費	-	-	-	-	-
減価償却費	3, 524	3, 524	3, 524	3, 518	3, 472
その他	-	-	-	-	-

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	その他の業務費用	-	-	-	-	-
	移転費用	-	-	-	-	-
経常収益		-	-	-	-	-
	使用料及び手数料	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-
純経常行政コスト		40,957	39,101	40,280	42,606	42,121

ハ) 指定管理業務に係る収支計算書

(単位：千円)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
収入	指定管理料	36,498	35,570	36,159	37,325	37,154
	利用料	419	438	459	232	92
	収入計	36,918	36,008	36,619	37,558	37,246
支出	施設管理費	20,035	20,409	20,136	20,121	21,086
	(うち人件費)	7,734	7,875	7,732	4,352	5,027
	運営費	3,598	3,136	3,038	2,924	2,125
	事務費	12,179	11,854	12,332	12,834	13,694
	(うち人件費)	10,178	9,959	9,948	9,973	9,711
	修繕費	928	-	591	1,814	1,588
	支出計	36,741	35,400	36,099	37,695	38,495
収支差額		176	607	520	△137	△1,249

③ 利用の状況等

イ) 施設アセスメントにおける利用の状況

(単位：人、%)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用者数－実績 (A)	120,470	115,710	109,600	111,410	65,810
利用者数－計画 (B)	-	-	-	-	-
計画達成率 (A ÷ B)	-	-	-	-	-

※計画を策定していない。

ロ) 使用料及び手数料等の体系及び減免基準

使用料及び手数料等の料金体系			
(山形県県民の森条例より抜粋)			
施設名	区分	使用料	
		一般	小学生・中学生

フィールドアスレチック施設	個人	300 円	150 円
	団体	1 人につき 150 円	1 人につき 70 円

減免基準
(山形県県民の森条例より抜粋) (利用料金) 第 6 条 (中略) 5 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

④ 県の施設アセスメントの結果及び個別施設計画における今後の対策費用見込
イ) 施設アセスメントの結果

施設アセスメント結果		一次評価 (ポートフォリオ表上の望ましい利活用等の方向性)
高 ↑ 管理 効率 ↓ 低		転用・集約化等又は廃止 (売却)
		二次評価 (県有財産総合管理推進本部会議で承認された方向性)
	★	維持
		個別施設計画の名称
低 ← 建物性能 → 高		山形県県有建物長寿命化計画 (公共施設)

ロ) 今後の対策費用見込 (単位：千円)

区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
建築	499	-	-	-	46,303	-	-	-	-	-
電気	-	-	-	-	19,715	-	-	-	-	-
機械	-	-	-	-	10,288	-	5,421	-	-	-
計	499	-	-	-	76,306	-	5,421	-	-	-

(2) 実施した手続及び結果

- ① 当施設の設置時の目的・県民のニーズは現状でも変化していないか、近隣の同種施設の状況や公的関与の必要性を考慮した場合、見直しや統廃合の検討は必要ないか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

- (3) 「① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について」参照

② 施設の老朽化及び財産（公有財産、物品）の利用状況等を踏まえて規模や配置の状況は適切か、未利用財産の把握は適時に行われ、利活用の取組みが検討されているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び現地視察を実施した。

（結果）

(3) 「② 老朽化遊具の撤去検討について」参照

③ 施設アセスメントの二次評価で一次評価と異なる利活用等の方向性が示されている場合、その判断は合理的な根拠によるものか、また、個別施設計画で最終的に承認された利活用等の方向性に基づいて対策費用は具体化され、有利な財源活用等の検討がされているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

（結果）

特に記載すべき事項はない。

④ 財産（公有財産、物品）に係る使用料及び手数料等の受益者負担の水準は適正か、減免等の基準は公平か、使用許可申請及び減免申請に係る事務手続きは適切かという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施するとともに、直近2年間の受益者負担割合を算出した。

算出した直近2年間の受益者負担割合は次のとおりである。

（単位：千円、㎡、％）

	令和元年度	令和2年度
経常費用（A）	30,560	29,073
内、国庫支出金財源（B）	-	-
差引（C = A - B）	30,560	29,073
受益者負担対象部分の延床面積（D）	808.5	808.5
施設全体の延床面積（E）	808.5	808.5
受益者負担の対象とする行政コスト（F = C × D / E）	30,560	29,073
使用料及び手数料等（G）	232	92
減免額（H）	0	0
受益者負担割合 {(G + H) / F}	0.76	0.32

（注）指定管理者制度導入施設は、使用料及び手数料に代えて利用料金収入を記載している。また、経常費用から、指定管理者の支出のうち作業員賃金と、植物管理費を除いたものを対象として、算定した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ⑤ 財産の管理状況及び事務手続きは適切か、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び物品の現物実査を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

(3) 指摘事項及び意見

① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について

当施設において、施設 KPI が設定されていない。

施設 KPI は目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証するために設定すべきものである。そのため、当施設に係る事業に関連した施設 KPI を設定し、定期的に測定することで、当施設の「県民の保健、休養及び自然愛護思想の向上に資する」という設置目的をどのように達成できているか評価して施策の適切性を評価できるとともに、県民に対して施設の必要性を明らかにすることができることにもなる。逆に、施設 KPI が未設定ということは、当施設の設置目的（存在意義）を自ら立証することができていないことになる。

以上より、県は、施設の必要性を確認するため、早急に当施設の施設 KPI を設定することを検討されたい。当施設の場合、「利用者数」「年齢別の利用者数」「調査しているアンケート結果」などに基づく指標が考えられる。【意見】

なお、KPI 設定にあたっては、「地方創生事業実施のためのガイドライン」（平成 31 年 4 月内閣府地方創生推進事務局）などを参考にされたい。

② 老朽化遊具の撤去検討について

現地視察の中で、老朽化の激しい木製の遊具が散見された。

(家族広場の木製遊具)



現状、当施設での予算要求の優先順位としては、獣害対策のためのバッファゾーン整備（熊などが出現した際に把握を容易にするための緩衝地帯）、森林学習展示館の地下灯油タンク腐食修繕工事等が優先となっている。確かにいずれも人命に関わることであるから、対策は急務である。

一方で、解体や撤去費用を予算要求しているような遊具は無く、当該遊具はこのままの状況が続く見込みである。しかし、このような老朽化した遊具を放置しておく、万が一利用した場合に倒壊・破損するおそれがあり、子供の怪我につながる可能性もある。当施設は敷地が広大であり、なかなか目を届かせるのが大変な部分はあるが、例えば施設内のアスレチック遊具の中には、修復不能なものを撤去し、事故を未然に防止している場所もあるため、これに倣い早急に利用停止や撤去などを検討する必要があると考える。そのためには、巡回の際に発見された危険事項につき、利用停止や撤去、修繕といった判断基準を設け、対応に結び付けるプロセスが必要になると思料する。【意見】

4 置賜文化ホール

(1) 施設等の概要

① 概要

施設等の名称	置賜文化ホール			
所在地	米沢市丸の内一丁目2番1号			
所管部課	置賜総合支庁総務企画部総務課			
根拠法令等	置賜文化ホール条例			
設置の目的	県民の文化活動を促進し、本県の文化の向上に寄与するため			
敷地面積	33,892.67 m ²			
主な建物の 面積・建築年等	建物名称	構造	延床面積	建築年度
	置賜文化ホール	鉄骨鉄筋コンクリート造	4,197.71 m ²	平成13年度
沿革	<p>上杉神社を中心とする松が岬公園周辺と3.4haの米沢工業高校跡地を一体的にとらえ、置賜地域における地域・文化の振興を先導していく「文化創造拠点エリア」として位置付け、県立の置賜文化ホールと米沢市上杉博物館を合築した「伝国の杜」を県と米沢市で整備。</p> <p>平成13年に完成し、同年9月29日に開館。</p>			
事業概要	<p>客席数およそ500の豊富な舞台機構を備える県内屈指のホールで、能楽、演劇、音楽などの舞台芸術をはじめ、上杉の城下町「米沢」のコンベンション施設として、各種シンポジウムや学会、式典などにも活用されている。</p> <p>また、県内唯一の能舞台を備えた施設であり、能や狂言等の公演時には、エントランスホールに展示する能舞台を空気浮上方式で移動し、脇正面席を含めたホール内は「能楽堂」の雰囲気となる。</p>			
運営形態等	直営又は指定管理者制度		指定管理者名（令和2年度）	
	指定管理者制度		米沢市	



② 行政コスト等の状況

イ) 建設・改修等に係るコスト

(単位：千円)

区分	支出年度	支出金額	財源		
			国等補助金	地方債	一般財源
用地取得	昭和 62 年度 平成 13 年度	810,034	-	-	810,034
当初建設工事	平成 13 年度	3,902,921	-	-	3,902,921
合計		4,712,955	-	-	4,712,955

ロ) 直近 5 年間の行政コスト計算書

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
経常費用	208,802	112,652	121,849	121,990	121,837
業務費用	208,802	112,652	121,849	121,990	121,837
人件費	-	-	-	-	-
職員給与費	-	-	-	-	-
賞与引当金繰入額	-	-	-	-	-
退職手当引当金繰入額	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
物件費等	208,802	112,652	121,849	121,990	121,837
物件費	61,918	61,209	70,406	70,547	70,394
内、光熱水費	-	-	-	-	-
内、維持管理費	-	-	-	-	-
内、指定管理料	61,918	61,209	70,406	70,547	70,394
維持補修費	-	-	-	-	-

			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
		減価償却費	146,884	51,443	51,443	51,443	51,443
		その他	-	-	-	-	-
		その他の業務費用	-	-	-	-	-
		移転費用	-	-	-	-	-
経常収益			-	-	-	-	-
		使用料及び手数料	-	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-	-
純経常行政コスト			208,802	112,652	121,849	121,990	121,837

ハ) 指定管理業務に係る収支計算書

(単位：千円)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
収入	指定管理料	61,918	61,209	70,406	70,547	70,394
	利用料	9,695	10,479	11,114	9,853	4,627
	その他収入	57,657	59,615	59,882	58,545	61,194
	収入計	129,270	131,303	141,402	138,945	136,215
支出	人件費	16,620	17,579	15,088	15,388	15,602
	燃料費	7,402	8,407	9,636	7,692	8,859
	光熱水費	17,546	18,384	19,429	19,102	17,157
	修繕費	4,482	2,793	12,348	11,636	7,262
	委託費	82,036	83,641	84,304	84,282	86,687
	雑費	1,184	499	597	845	648
	支出計	129,270	131,303	141,402	138,945	136,215
収支差額		-	-	-	-	-

③ 利用の状況等

イ) 施設アセスメントにおける利用の状況

(単位：人、%)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用者数－実績 (A)	50,398	51,189	53,187	44,732	13,502
利用者数－計画 (B)	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
計画達成率 (A÷B)	100.7	102.3	106.3	89.4	27.0

ロ) 使用料及び手数料等の体系及び減免基準

使用料及び手数料等の料金体系							
(置賜文化ホール条例より抜粋)							
第5条 県は、第8条の規定により法人その他の団体であって知事が指定するもの (以下「指定管理者」という。)が文化ホールの管理を行う場合を除き、使用者から別表第2に定める額の範囲内で知事が定める額の使用料を徴収する。							
(置賜文化ホール条例施行規則より抜粋)							
第7条 条例第5条の規定により知事が定める額は、別表のとおりとする。							
別表							
1 施設使用料							
区分		金額				冷暖房使用に係る加算額 (1時間当たり)	
		午前9時から 正午までの間	午後1時から 午後5時までの間	午後6時から 午後10時までの間	左記以外の 時間(1時間 当たり)	冷房	暖房
ホール	入場料金を領収しない場合及び1,000円以下の入場料金を領収する場合	16,500円	22,000円	22,000円	8,230円	4,400円	4,710円
	1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収する場合	24,750円	33,000円	33,000円	12,340円		
	3,000円を超える入場料金を領収する場合	33,000円	44,000円	44,000円	16,460円		
	準備又は練習のために使用する場合	8,250円	11,000円	11,000円	4,110円		
第1楽屋		780円	1,030円	1,030円	380円	440円	480円
第2楽屋		620円	830円	830円	300円	440円	480円
第3楽屋		530円	730円	730円	250円	410円	410円
第4楽屋		380円	510円	510円	180円	200円	200円
第5楽屋		380円	510円	510円	180円	200円	200円
第1練習室		930円	1,250円	1,250円	460円	90円	90円
第2練習室		620円	830円	830円	300円	50円	50円
第3練習室		380円	510円	510円	180円	20円	20円
第4練習室		380円	510円	510円	180円	20円	20円
大会議室	入場料金を領収しない場合及び1,000円以下の入場料金を領収する場合	3,920円	5,230円	5,230円	1,950円	740円	690円
	1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収する場合	5,880円	7,840円	7,840円	2,920円		
	3,000円を超える入場料金を領収する場合	7,840円	10,460円	10,460円	3,900円		

備考

- 1 使用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあっても、3,000円を超える入場料金を領収するものとみなす。
- 2 午前9時から午後5時まで引き続き使用する場合にあつては正午から午後1時までの間、午後1時から午後10時まで引き続き使用する場合にあつては午後5時から午後6時までの間に係る使用料（冷暖房使用に係る加算額を除く。）は、無料とする。
- 3 この表に掲げる施設の使用に当たり特別に電気を消費する場合は、この表に掲げる額に1時間当たり100円に持込み器具等の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）を乗じた額を加算した額とする。

2 設備使用料

種別	設備名	単位	使用料の額
舞台設備	音響反射板	一式	3,970円
	所作台（開帳場及び化粧框（がまち）を含む。）	一式	6,270円
	平台	1台	100円
	箱足	1台	50円
	開き足	1脚	50円
	木台	1台	50円
	松羽目	一式	1,560円
	竹羽目	一式	2,080円
	びょうぶ	1双	1,030円
	紗幕（しゃまく）	一式	830円
	めくり台	1台	100円
	毛せん	1枚	100円
	上敷ござ（大）	1枚	200円
	上敷ござ（小）	1枚	100円
	地がすり	1枚	730円
	バレエシート	一式	2,080円
	人形立て	1本	100円
	長座布団	1枚	100円
	高座用座布団	1枚	100円
	鳥屋囲い	一式	1,030円
	演台	1台	1,030円
	司会者台	1台	510円
	指揮者用譜面台、指揮台	一式	510円
	演奏者用譜面台	1台	50円
コントラバス用椅子	1脚	100円	
仮設花道	一式	4,180円	

	花道用所作台	一式	1,030円
	能舞台	一式	5,230円
ピアノ	スタンウェイ (ホール用)	1台	8,370円
	ヤマハ (練習室用)	1台	1,560円
映写設備	16mm映写機 (ホール用)	一式	4,170円
	ビデオプロジェクター	一式	1,560円
	スライド映写機	一式	1,030円
	オーバーヘッドプロジェクター	一式	1,030円
	スクリーン (ホール用)	一張	1,030円
音響設備	拡声装置 (ホール用)	一式	2,610円
	拡声装置 (大会議室用)	一式	1,250円
	カセットデッキ	1台	730円
	コンパクトディスクプレーヤー	1台	730円
	デジタルオーディオテープレコーダー	1台	1,030円
	ミニディスクレコーダー	1台	1,030円
	ステージスピーカー	1組	510円
	移動用スピーカー	1組	510円
	三天吊 (づり) マイクロホン装置	一式	510円
	ワイヤレスマイク	1本	510円
	コンデンサーマイク	1本	510円
	ダイナミックマイク	1本	510円
照明設備	フットライト (置型)	1列	510円
	ローアール水平ライト	1列	1,030円
	ボーダーライト	1列	1,030円
	サスペンションライト	1列	2,080円
	スポットライト	1台	300円
	アッパー水平ライト	1列	1,250円
	フロントサイドライト (右)	一式	2,080円
	フロントサイドライト (左)	一式	2,080円
	シーリングスポットライト	一式	2,080円
	センタースポットライト	1台	2,080円
	スタンド	1本	200円
	プロジェクタースポットライト	1台	1,030円
	照明効果マシン	1台	510円
	オブジェティブレンズ	1台	100円
	ミラーボール (吊 (つり) 型)	1台	1,030円
	ミラーボール (置型)	1台	1,030円
	ファイアーマシン	1台	1,030円
	オーロラマシン	1台	1,030円

	波マシン	1台	1,030円
	スモークマシン	一式	3,120円
	ストロボマシン	1台	1,030円
	星球	一式	1,030円

備考 この表に定める額は、午前9時から正午までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後6時から午後10時までの間の各1回当たりの使用量の額である。

減免基準	
(置賜文化ホール条例より抜粋)	
第6条 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、前条の使用料の全部又は一部を免除することができる。	
第12条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。	
【置賜文化ホールの利用料金免除の基準】	
i 県が文化事業に使用するとき・・・全額	
ii 学校等が教育活動の一環として実施する文化事業に使用するとき・・・2分の1	
iii その他1・2に準じると認められるとき・・・全額又は2分の1	

④ 県の施設アセスメントの結果及び個別施設計画における今後の対策費用見込

イ) 施設アセスメントの結果

施設アセスメント結果		一次評価 (ポートフォリオ表上の望ましい利活用等の方向性)	
高 ↑ 管理 効率 状況 ↓ 低			転用・集約化等又は廃止 (売却)
			二次評価 (県有財産総合管理推進本部会議で承認された方向性)
		★	維持
			個別施設計画の名称
低← 建物性能 →高		山形県県有建物長寿命化計画 (公共施設)	

ロ) 今後の対策費用見込

(単位：千円)

区分	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
建築	-	-	-	16,207	-	-	-	-	-	-
電気	-	-	-	47,782	-	-	65,087	-	-	-
機械	-	11,413	-	38,397	-	-	-	-	-	-
計	-	11,413	-	102,386	-	-	65,087	-	-	-

(2) 実施した手続及び結果

- ① 当施設の設置時の目的・県民のニーズは現状でも変化していないか、近隣の同種施設の状況や公的関与の必要性を考慮した場合、見直しや統廃合の検討は必要ないか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

- (3) 「① 施設利用状況のより詳細な把握・分析について」参照
(3) 「② 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について」参照

- ② 施設の老朽化及び財産（公有財産、物品）の利用状況等を踏まえて規模や配置の状況は適切か、未利用財産の把握は適時に行われ、利活用の取組みが検討されているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び現地視察を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ③ 施設アセスメントの二次評価で一次評価と異なる利活用等の方向性が示されている場合、その判断は合理的な根拠によるものか、また、個別施設設計画で最終的に承認された利活用等の方向性に基づいて対策費用は具体化され、有利な財源活用等の検討がされているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ④ 財産（公有財産、物品）に係る使用料及び手数料等の受益者負担の水準は適正か、減免等の基準は公平か、使用許可申請及び減免申請に係る事務手続きは適切かという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施するとともに、直近2年間の受益者負担割合を算出した。

算出した直近2年間の受益者負担割合は次のとおりである。

(単位：千円、㎡、%)

	令和元年度	令和2年度
経常費用 (A)	121,990	121,837
内、国庫支出金財源 (B)	-	-
差引 (C = A - B)	121,990	121,837
受益者負担対象部分の延床面積 (D)	1,449.50	1,449.50

	令和元年度	令和2年度
施設全体の延床面積 (E)	4,321.50	4,321.50
受益者負担の対象とする行政コスト (F = C × D / E)	40,917	40,865
使用料及び手数料 (注) (G)	9,853	4,627
減免額 (H)	3,961	3,078
受益者負担割合 {(G + H) / F}	33.76	18.86

(注) 指定管理者制度導入施設は、使用料及び手数料に代えて利用料金収入を記載している。

(結果)

(3) 「③ 施設使用許可申請書及び減免申請書の様式について」参照

⑤ 財産の管理状況及び事務手続きは適切か、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び物品の現物実査を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

(3) 指摘事項及び意見

① 施設利用状況のより詳細な把握・分析について

当施設の利用状況の推移は以下のとおりとなっている。

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ホール	利用可能日 (日)	285	295	281	281	247
	利用日数 (日)	147	165	159	138	83
	稼働率 (%)	51.6	55.9	56.6	49.1	33.6
楽屋 計	利用可能日 (日)	299	298	297	299	262
	利用日数 (日)	111	118	96	92	48
	稼働率 (%)	37.1	39.6	32.3	30.8	18.3
練習室 計	利用可能日 (日)	302	298	297	298	262
	利用日数 (日)	252	259	241	233	139
	稼働率 (%)	83.4	86.9	81.1	78.2	53.1
大会議室	利用可能日 (日)	301	298	297	299	262
	利用日数 (日)	179	166	163	158	136
	稼働率 (%)	59.5	55.7	54.9	52.8	51.9

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
能舞台	利用回数 (回)	68	59	42	33	3

当施設は、その利用時間帯を、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで、午後6時から午後10時までの3区分とし、それぞれの時間帯ごとに使用料を設定している。

施設の利用状況について、施設ごとの利用日数及び稼働率について把握はしているが、時間帯ごとの利用状況や時間帯をまたいでの利用状況についての把握は十分になされていない。また、楽屋については5部屋、練習室については4部屋あり、それぞれ部屋単位での利用が可能となっているものの、部屋単位の利用状況は把握していない。さらに、上表が示す稼働率は、三つの時間帯のうち一回でも利用があればその日の稼働率は100%として取り扱われている。この場合、算出された稼働率からは、一日のうち未利用となっている時間帯がどの程度発生しているのかを把握することは難しい状態となっている。

各施設とも利用者は一日に三回転することが可能となっており、稼働率を算出する上では、一日のうち三つの時間帯すべての利用があった場合に100%とし、一日のうち、たとえば午前みの利用である場合には33.3%とするのが施設の稼働実態をより正確に表すものといえる。

県は、県民のニーズに応え、当施設のさらなる活性化を図るため、また、指定管理者の業務をモニタリング・評価し、PDCAサイクルをより有効に機能させるため、利用状況のより詳細な把握に努め、当該データを活用し、施設利用促進策の分析や改善点の検討を行っていく必要がある。

貸館等の施設については、効果的かつ効率的な施設利用を促進するため、利用区分及び利用時間帯ごとの稼働率を算出し、利用状況のより詳細な把握・分析を行っていくことが望ましい。【意見】

② 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について

県は、文化施設全体の KPI として、県内の主要美術館・博物館（県と共催で企画展等の事業を実施している文化施設）と県立文化施設の年間利用者数を100万人と設定しているが、個別施設ごとの具体的な数値目標や施設 KPI の設定は見受けられない。

施設 KPI は目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証するために設定するべきものである。そのため、当施設に係る事業に関連した施設 KPI を設定し、定期的に測定することで、当施設の設置目的をどのように達成できているか評価して施策の適切性を評価できるとともに、県民に対して施設の必要性を明らかにすることができること

にもなる。逆に、施設 KPI が未設定ということは、当施設の設置目的（存在意義）を自ら立証することができていないことになる。

以上より、県は、施設の必要性を確認するため、また、当施設の役割・機能を活かして県民のニーズに応えより有効活用していくため、早急に当施設における個別の施設 KPI を設定することを検討されたい。当施設の場合、「利用者数」という指標が考えられる。また、「伝国の杜」全体として、住民参加による施設運営と利用拡大の取組みを進めており、地域住民の力による伝国の杜の活性化を目指して、「伝国の杜サポーター」による活動を平成 17 年より開始し、館内インフォメーションやレセプション、広報などの活動を展開している。さらに、様々な特典付きの「伝国の杜ファンクラブ」を平成 20 年に創設し、地域住民の気軽な施設利用を促している。このようなサポーター数やファンクラブ会員数といった定量的な情報に基づく指標なども含めることで、利用者のニーズに応える施設運営へと繋げていくことができるものと考えられる。【意見】

なお、KPI の設定に際しては、過去の実績のみならず将来の予測を総合的に勘案し、どのような意図をもって目指すべき水準を決めるのか、その根拠を明確にしておく必要がある。また、KPI の形骸化や目標達成に向けた意欲の減退につながらないように到達が容易な低い水準となっていないかどうか、逆に実態とは大きく乖離してしまうような高すぎる水準となっていないかなどにも留意しながら適正な水準の KPI を設定することが望ましい。

③ 施設使用許可申請書及び減免申請書の様式について

当施設の使用許可申請及び使用料減免申請の流れは、置賜文化ホール条例施行規則によれば、次のとおりとなっている。

使用料減免申請がない場合

- (Ⅰ) 使用許可を受けようとする者は、別記様式第 1 号による申請書を知事に提出
- (Ⅱ) 知事は、使用許可をしたときは、別記様式第 2 号による許可書を申請者へ交付

使用料減免申請ありの場合

- (Ⅰ) 使用料減免申請なしの場合と同様
- (Ⅱ) 使用料減免申請なしの場合と同様
- (Ⅲ) 使用料の免除を受けようとする者は、別記様式第 3 号による申請書を知事に提出

様式第1号

年 月 日

山形県知事 殿

申請者
 住所又は所在地
 氏名又は名称及び代表者氏名
 (使用責任者氏名 電話番号)

置賜文化ホール使用許可申請書

次のとおり置賜文化ホールの施設等の使用の許可を受けたいので、置賜文化ホール条例第2条第1項の規定により申請します。

使用目的 (催し物の名称)		使用人数	人
施設名又は設備名	使 用 日 時	使用形態	設備の数量
	年 月 日 (曜日) 時 分から	本使用 準備又は練習	
	年 月 日 (曜日) 時 分から	本使用 準備又は練習	
	年 月 日 (曜日) 時 分から	本使用 準備又は練習	
	年 月 日 (曜日) 時 分から	本使用 準備又は練習	
	年 月 日 (曜日) 時 分から	本使用 準備又は練習	
持込み器具等	有(品名 キロワット) ・ 無		
入場料金の領収	有(1人当たりの最高額 円) ・ 無		
その他参考事項			
誓約事項			
<input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を利する使用でないことを誓約します。			

- (注) 1 「使用形態」の欄は、該当するものを○で囲むこと。
 2 誓約事項について誓約する場合は、□にレ印を記入すること。
 3 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがある。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがある。

様式第2号

年 月 日

置賜文化ホール使用許可書
様

使用目的 (催し物の名称)		使用人数	人
施設名又は設備名	使用日時	使用形態	設備の数量
	年 月 日 (曜日) 時分から 時 分まで	本使用 準備又は練習	
	年 月 日 (曜日) 時分から 時 分まで	本使用 準備又は練習	
	年 月 日 (曜日) 時分から 時 分まで	本使用 準備又は練習	
	年 月 日 (曜日) 時分から 時 分まで	本使用 準備又は練習	
	年 月 日 (曜日) 時分から 時 分まで	本使用 準備又は練習	
持込み器具等	有 (品名 キロワット) ・ 無		
入場料金の領収	有 (1人当たりの最高額 円) ・ 無		
使用料の額 (算定内訳)	円		
条件			
置賜文化ホール条例第2条第1項の規定により、上記のとおり施設等の使用を許可します。			
年 月 日			
山形県知事 氏 名 印			
許可番号			

様式第3号

年 月 日

山形県知事 殿

申請者
 住所又は所在地
 氏名又は名称及び代表者氏名
 (使用責任者氏名 電話番号)

置賜文化ホール使用料免除申請書

次のとおり置賜文化ホールの施設等の使用料の免除を受けたいので、置賜文化ホール条例施行規則第8条の規定により申請します。

使用目的 (催し物の名称)		使用人数	人
施設名又は設備名	使用日時	使用形態	設備の数量
	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで	本使用 準備又は練習	
	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで	本使用 準備又は練習	
	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで	本使用 準備又は練習	
	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで	本使用 準備又は練習	
	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで	本使用 準備又は練習	
持込み器具等	有 (品名 キロワット) ・ 無		
免除を受けようとする理由			
備考			

(注) 「使用形態」の欄は、該当するものを○で囲むこと。

現地視察時、使用許可申請及び減免申請に係る事務手続きは適切かという観点で、関連資料の閲覧を実施したところ、当施設における使用許可申請及び減免申請に係る事務手続きは、条例施行規則に定めるものとは異なる手続きにより行われていた。

実際の運用は、使用許可を受けようとする者が、指定管理者に対し、「置賜文化ホール使用許可申請書」(以下、「使用許可申請書」という。)を提出し、利用料金納入確

認の後、使用許可書の交付を受ける。

また、減免申請については、別途減免申請書の提出を求めるのではなく、使用許可申請書の記載事項に基づき、申請者が減免基準に該当する者であるか否かの確認を実施し、利用料金減免の有無を判断している。

使用許可申請書の記載事項は、条例施行規則様式第1号及び第3号の記載事項を概ね網羅するものとなっており、使用料減免の判断に支障は生じていないものと思われるが、使用料の免除を受けようとする者が免除申請書を提出するという条例の定めと実際の運用が異なっている現状は見直すべきである。


県は、減免申請者に対して条例施行規則に定める別記様式第3号による申請書の提出を求めるべきであり、規則に基づく運用が実務上支障がある場合は、条例施行規則の別記様式を実際に使用している様式に改めるべきである。【指摘事項】

5 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館

(1) 施設等の概要

① 概要

施設等の名称	山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館			
所在地	東置賜郡高島町大字安久津 2117			
所管部課	観光文化スポーツ部文化振興・文化財活用課			
根拠法令等	山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例			
設置の目的	本県にとって歴史上重要な古代の遺跡に関する資料の収集、保管及び展示を行い、県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため			
敷地面積	6,456.59 m ²			
主な建物の 面積・建築年等	建物名称	構造	延床面積	建築年度
	山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館	鉄筋コンクリート造	1,358.24 m ²	平成4年度
沿革	<p>昭和51年度 第6次山形県総合開発計画及び第2次山形県教育振興計画において、風土記の丘（歴史公園）建設構想提示</p> <p>昭和56年度 風土記の丘実態調査を実施し、候補予定地は、高島町の洞窟遺跡群を中心とする置賜地域が適当と報告</p> <p>昭和60年度 第7次山形県総合開発計画及び第3次山形県教育振興計画において、候補地区について高島町を中心とする置賜地域に位置付け</p> <p>昭和61年度 風土記の丘基本構想・計画を作成</p> <p>平成2年度 考古資料館の基本・実施設計を作成</p> <p>平成3年度 高島町町有地を借用し、考古資料館本体工事着工、展示工事着工</p> <p>平成4年度 考古資料館建物本体・展示工事完成、考古資料館外構工事</p> <p>平成5年度 考古資料館会館（4月23日） 開館から平成17年度までは、高島町へ管理委託 平成18年度からは、高島町が指定管理者となっている</p>			
事業概要	<p>(1) 展示の概要</p> <p>①常設展示</p> <p>置賜地方を中心に県内各遺跡の出土資料を展示し、旧石器時代から古墳時代までを通史的に理解することができるような構成としている。</p>			

	<p>②企画展示 年に1回、約3ヶ月の期間にわたり企画展示を実施 令和2年度は、「水木田遺跡と縄文時代中期前半の山形」と題して、山形県最上町に所在する水木田遺跡の遺物を中心に、縄文時代中期前半にスポットを当てた展示を実施した。</p> <p>(2) 教育普及活動</p> <p>①体験事業 「赤ちゃんの手形をつくろう」、「勾玉・弓矢・石器をつくろう」、「ガラス玉をつくろう」など、展示品にちなんだ体験学習を実施している。</p> <p>②研修事業 資料館職員のほか、外部講師を招いての講座研修や、県内外の遺跡や展示施設を巡る野外研修を実施している。</p>	
運営形態等	直営又は指定管理者制度	指定管理者名（令和2年度）
	指定管理者制度	高島町
外観		

② 行政コスト等の状況

イ) 建設・改修等に係るコスト

(単位:千円)

区分	支出年度	支出金額	財源		
			国等補助金	地方債	一般財源
用地取得	-	-	-	-	-
当初建設工事	平成2年度	569,348	-	431,000	138,348
合計		569,348	-	431,000	138,348

ロ) 直近5年間の行政コスト計算書

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常費用	31,405	32,343	29,671	30,866	28,160
業務費用	31,405	32,343	29,671	30,866	28,160
人件費	-	-	-	-	-
職員給与費	-	-	-	-	-
賞与引当金繰入額	-	-	-	-	-
退職手当引当金繰入額	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
物件費等	25,337	27,142	25,337	27,399	25,560
物件費	12,040	13,845	12,040	14,102	12,263
内、光熱水費	-	-	-	-	-
内、維持管理費	-	-	-	-	-
内、指定管理料	12,040	13,845	12,040	14,102	12,263
維持補修費	-	-	-	-	-
減価償却費	13,297	13,297	13,297	13,297	13,297
その他	-	-	-	-	-
その他の業務費用	6,068	5,201	4,334	3,467	2,600
移転費用	-	-	-	-	-
経常収益	-	-	-	-	-
使用料及び手数料	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
純経常行政コスト	31,405	32,343	29,671	30,866	28,160

ハ) 指定管理業務に係る収支計算書

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
収入	指定管理料	12,040	13,845	12,040	14,102	12,263
	利用料	333	313	333	341	181
	その他収入	5,556	5,748	5,754	5,299	5,132
	収入計	17,929	19,907	18,128	19,743	17,576
支出	人件費	11,952	12,089	11,711	12,258	11,953
	事業費	1,308	850	961	842	1,046
	管理費	4,668	6,967	5,455	6,641	4,576
	支出計	17,929	19,907	18,128	19,743	17,576
収支差額	-	-	-	-	-	

③ 利用の状況等

イ) 施設アセスメントにおける利用の状況

(単位：人、%)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用者数－実績 (A)	9,695	10,650	9,752	10,161	3,882
利用者数－計画 (B)	8,600	9,000	9,000	10,000	10,000
計画達成率 (A÷B)	112.7	118.3	108.3	101.6	38.8

ロ) 使用料及び手数料等の料金体系及び減免基準

使用料及び手数料の料金体系		
(山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例より抜粋)		
第 2 条 県は、第 4 条の規定により法人その他の団体であつて知事が指定するもの (以下「指定管理者」という。)が資料館の管理を行う場合を除き、資料館に入館しようとする者から入館料を徴収する。		
2 入館料の額は、別表のとおりとする。		
別表		
区分		入館料の額
個人	大学の学生及びこれに準ずる者	100 円
	学齢に達しない者、小学校の児童、中学校又は高等学校の生徒及びこれらに準ずる者並びにこれらの者を引率する教員	無料
	身体障害者手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び療育手帳の交付を受けた者並びにこれらの者が観覧するために必要と認められる付添人	無料
	上記以外の者	200 円
団体 (20 人以上のものに限る。)	大学の学生及びこれに準ずる者	1 人につき 70 円
	学齢に達しない者、小学校の児童、中学校又は高等学校の生徒及びこれらに準ずる者並びにこれらの者を引率する教員	無料
	身体障害者手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び療育手帳の交付を受けた者並びにこれらの者が観覧するために必要と認められる付添人	無料
	上記以外の者	1 人につき 150 円

減免基準

(山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例より抜粋)

第3条 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、入館料の全部又は一部を免除することができる。

第8条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

第8条のあらかじめ知事の承認を受けた基準は以下のとおりである。

1 こどもの日・文化の日・その他教育委員会が指定する日において、資料館が主催する教育、学術及び文化の普及向上に資する行事に参加する者については入館料を免除する。

2 前項に規定する者のほか、入館料の減免を受けることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

1) 教育課程に基づく教育活動として入館する児童、生徒、学生及びこれらの引率者

2) その他教育委員会が公益上特に必要があると認める者

※上記の入館料の減免を受けようとする者は、入館料減免申請書を考古資料館に提出すること

3) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳の交付を受けている者、並びにその付添い

④ 県の施設アセスメントの結果及び個別施設計画における今後の対策費用見込

イ) 施設アセスメントの結果

施設アセスメント結果			一次評価 (ポートフォリオ表上の望ましい利活用等の方向性)
高 ↑ 管理 利用 効率 状況 ↓ 低	★		維持
			二次評価 (県有財産総合管理推進本部会議で承認された方向性)
	★		維持
			個別施設計画の名称
低← 建物性能 →高			山形県県有建物長寿命化計画 (公共施設)

ロ) 今後の対策費用見込

(単位：千円)

区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
建築	-	51,421	-	-	-	-	-	-	-	-
電気	-	-	31,195	-	-	-	-	-	-	-
機械	-	2,375	124,304	-	-	-	-	-	-	-
計	-	53,796	155,499	-	-	-	-	-	-	-

⑤ その他

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年3月28日から5月14日までの期間、休館となった。

(2) 実施した手続及び結果

- ① 当施設の設置時の目的・県民のニーズは現状でも変化していないか、近隣の同種施設の状況や公的関与の必要性を考慮した場合、見直しや統廃合の検討は必要ないか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

- (3) 「① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について」参照

- ② 施設の老朽化及び財産（公有財産、物品）の利用状況等を踏まえて規模や配置の状況は適切か、未利用財産の把握は適時に行われ、利活用の取組みが検討されているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び現地視察を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ③ 施設アセスメントの二次評価で一次評価と異なる利活用等の方向性が示されている場合、その判断は合理的な根拠によるものか、また、個別施設計画で最終的に承認された利活用等の方向性に基づいて対策費用は具体化され、有利な財源活用等の検討がされているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ④ 財産（公有財産、物品）に係る使用料及び手数料等の受益者負担の水準は適正か、減免等の基準は公平か、使用許可申請及び減免申請に係る事務手続きは適切かという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施するとともに、直近2年間の受益者負担割合を算出した。

算出した直近2年間の受益者負担割合は次のとおりである。

(単位：千円、㎡、%)

	令和元年度	令和2年度
経常費用 (A)	30,866	28,160
内、国庫支出金財源 (B)	-	-
差引 (C = A - B)	30,866	28,160
受益者負担対象部分の延床面積 (D)	408.00	408.00
施設全体の延床面積 (E)	1,358.24	1,358.24
受益者負担の対象とする行政コスト (F = C × D / E)	9,271	8,458
使用料及び手数料等 (G)	341	181
減免額 (H)	55	25
受益者負担割合 {(G + H) / F}	4.27	2.44

(注) 指定管理者制度導入施設は、使用料及び手数料に代えて利用料金収入を記載している。

(結果)

(3) 「② あるべき受益者負担割合の設定による使用料見直しの検討について」
参照

⑤ 財産の管理状況及び事務手続きは適切か、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び物品の現物実査を実施した。

(結果)

(3) 「③ 使用しなくなった備品に係る遊休物品登録について」参照

(3) 「④ 地方公会計の固定資産台帳上のデータ重複の修正について」参照

(3) 指摘事項及び意見

① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について

県は、文化施設全体の KPI として、県内の主要美術館・博物館（県と共催で企画展等の事業を実施している文化施設）と県立文化施設の年間利用者数を 100 万人と設定しているが、個別施設ごとの具体的な数値目標や施設 KPI の設定は見受けられない。

施設 KPI は目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証するために設定するべきものである。そのため、当施設に係る事業に関連した施設 KPI を設定し、定期的に測定することで、当施設の設置目的をどのように達成できているか評価して施策の適切性を評価できるとともに、県民に対して施設の必要性を明らかにすることができること

にもなる。逆に、施設 KPI が未設定ということは、当施設の設置目的（存在意義）を自ら立証することができていないことになる。

以上より、県は、施設の必要性を確認するため、また、当施設の役割・機能を活かして県民のニーズに応えより有効活用していくため、早急に当施設における個別の施設 KPI を設定することを検討されたい。当施設の場合、「利用者数」という指標が考えられる。また、当施設では利用者の声を聞き施設運営に活かしていくため、アンケートポストを設置するとともに、各種イベント参加者からは多くのコメントをいただいております。このような利用者の声を素点化する等により、一つの評価指標とすることで、利用者のニーズに応える施設運営へと繋げていくことができるものとする。【意見】

なお、施設 KPI の設定に際しては、過去の実績のみならず将来の予測を総合的に勘案し、どのような意図をもって目指すべき水準を決めるのか、その根拠を明確にしておく必要がある。また、KPI の形骸化や目標達成に向けた意欲の減退につながらないよう到達が容易な低い水準となっていないかどうか、逆に実態とは大きく乖離してしまうような高すぎる水準となっていないかなどにも留意しながら適正な水準の施設 KPI を設定することが望ましい。

② あるべき受益者負担割合の設定による使用料見直しの検討について

(2)④において、直近2年間の受益者負担割合を算出したが、他の県内同種施設に比し、極めて低い割合となっていることから、平成30年度以前3年間についても同様に、受益者負担割合の算出を行った。

その結果は次のとおりであり、直近5年間を通して、当施設の受益者負担割合は、概ね4%程度で推移している状況である。

(単位：千円、㎡、%)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
経常費用 (A)	31,405	32,343	29,671
内、国庫支出金財源 (B)	-	-	-
差引 (C=A-B)	31,405	32,343	29,671
受益者負担対象部分の延床面積 (D)	408.00	408.00	408.00
施設全体の延床面積 (E)	1,358.24	1,358.24	1,358.24
受益者負担の対象とする行政コスト (F=C×D/E)	9,433	9,715	8,912
使用料及び手数料等 (G)	333	313	333
減免額 (H)	83	81	36
受益者負担割合 {(G+H) / F}	4.41	4.05	4.14

当施設は、本県にとっての歴史上重要な古代の遺跡に関する資料の収集、保管及び展示を行うとともに、教育普及活動、調査研究活動を行っている施設であり、公の施設として県民に対し、安価によりサービスを提供するという姿勢は理解できる。

しかし、今後ますます厳しくなることが予測される本県の財政状況を考えると、施設に係る行政コストを回収するという視点から、入館料の妥当性について検証することや抜本的なコスト削減策を検討していくことが必要となる。

当施設においては、入館料についてコスト回収的側面からの具体的検討は現在まで行われたことはなく、開館当初より入館料の改定は一度もなされていない。県によれば、近隣各県同種施設の改定状況等を踏まえながら、入館料の改定を検討していくとのことである。

これに対して、他の市町村を主とした地方自治体においては、適正な受益者負担の観点から使用料等の水準の見直しを行っている。具体的には、施設について「公的関与の必要性(日常生活に必要不可欠か、個人的価値観により必要性が異なるものか)」と「収益性(民間で類似・同種のサービスを提供する施設が設置されているかどうか)」の2軸により高低などマトリクスを設定し、象限ごとにあるべき受益者負担割合を設定し、実際の負担割合との比較により、使用料等の見直しを行っている。これは、施設の建設や維持管理に要するコストは各地方自治体により異なるため、同種施設の料金水準と比較するのではなく、行政サービスに実際に要したコストの一定割合を受益者に負担してもらうというコスト回収的な観点からの考え方によるものである。

県は、施設のあるべき受益者負担割合を設定し、実際の負担割合と比較することにより、コスト回収的な観点から入場料の妥当性の検証やコスト削減に努めていくことを検討されたい。【意見】

なお、当施設は、県内の重要な縄文時代・古代等の遺跡に関する資料の収集、保管及び展示を行い、県民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とするもので、民間で類似のサービスを提供する施設は設置されておらず、収益性は非常に低いといえる。一方で、多くの県民が日常的に利用する施設というよりは一部の県民が個人的価値観に応じて選択的に利用するという施設であり、公的関与の必要性はそれほど高いとはいえないものとする。

③ 使用しなくなった備品に係る遊休備品登録について

当施設の現地調査時（11月16日）、県が指定管理者に貸与している備品について備品一覧表をもとに現物との照合を実施した結果、次の備品については、現地調査日現在使用されておらず、施設の現状を踏まえると今後も使用が見込まれない状況であった。

物品番号	品名	状況
1-992-003375	スライド映写機	使用していない
1-992-003385	一眼レフカメラ	使用していない
1-992-003386	カメラレンズ	使用していない

県では毎年一度、備品現物と備品台帳の照合確認を実施しており、照合確認の結果、遊休備品の有無、使用の必要がなくなった備品の有無等について、報告を行っている。

令和2年度における照合確認報告においては、遊休備品はない旨、使用しなくなった備品はない旨の報告がなされており、現地調査時の担当者ヒアリングにおいても、使用頻度が著しく少ない物品等はない旨の回答を得た。

しかし、スライド映写機について、実際は10年以上使用していないとのことであり、スライド資料自体がなく、教育普及活動として行っている講演会、体験事業、研修事業等においても、今後の使用は見込まれないとのことであった。また、一眼レフカメラ及び同カメラレンズについても、相当期間使用していないとのことであり、現地調査時は事務室内のキャビネットに保管され、使用されている形跡は見られなかった。

県は、備品現物と備品台帳の確実な照合確認を実施するとともに、使用状況等についても実態を確認の上報告し、当施設において今後の使用が見込まれないものについては、遊休備品登録を行って、全庁的な利活用の照会や市町村・公共的団体等への情報提供等を行うことにより、財産の有効活用を図っていくことが望ましい。【意見】

④ 地方公会計の固定資産台帳上のデータ重複の修正について

当施設について、県の地方公会計データのうち固定資産台帳の情報に、次のとおり、データの重複があった。

財産番号	資産名称	科目	執行機関	取得年度	取得価額	期末簿価
2007016210	展示工作物	工作物	教育やまがた推進課	H4年度	124,186,221	15,821,333
2008002770	展示工作物	工作物	文化財・生涯学習課	H4年度	124,186,221	15,821,333

ファシリティマネジメントにおいては、次のとおり、地方公会計制度の活用の重要度が高まっている。

「基本方針」IV推進体制等より抜粋

6 新たな地方公会計制度の活用

新たな地方公会計制度の導入により、資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を示す「有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）」の把握が可能となることから、他団体と比較する等、地方公会計データを活用する手法を検討する。

総務省自治財政局財務調査課長通知「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」（令和3年1月26日）より抜粋

第一 総合管理計画の見直しについて

二 総合管理計画の見直しに当たって記載すべき事項等

2 記載が望ましい事項

③ 地方公会計（固定資産台帳）の活用

地方公会計の情報、特に固定資産台帳の情報は、公共施設マネジメントの推進に当たって前提となるものであり、その活用の考え方について盛り込むことが望ましいこと。なお、地方公会計の情報の適切な活用のためには、毎年度、決算年度の翌年度末までに固定資産台帳及び財務書類を作成・更新することが適当であること。

県においても、上記の総務省通知を踏まえ、基本方針に有形固定資産の減価償却率の推移のデータを盛り込むこととしており、施設老朽化の進行状況の参考とすることを予定している。

「有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）」を適切に把握するためには、固定資産台帳の「取得価額」「期末簿価」が正確である必要がある。県は、地方公会計の固定資産台帳上、当施設に係るデータの重複について修正する必要がある。【指摘事項】

6 山形県青年の家

(1) 施設等の概要

① 概要

施設等の名称	山形県青年の家			
所在地	山形県天童市小路一丁目7番8号			
所管部課	教育庁生涯教育・学習振興課			
根拠法令等	山形県青少年教育施設条例			
設置の目的	団体宿泊訓練としての研修会、野外活動等を通じて健全な青少年の育成を図るための施設（特に、青少年ボランティアの育成・支援、次代を担うリーダーの育成等）			
敷地面積	9,342.12 m ²			
主な建物の 面積・建築年等	建物名称	構造	延床面積	建築年度
	本館	鉄筋コンクリート造	2,583.45 m ²	昭和41年度
	体育館	鉄骨造	689.26 m ²	昭和42年度
沿革	昭和42年 本館・体育館落成 昭和44年 女子棟、大研修室改築工事 昭和46年 談話室増築 平成20年 体育館耐震改修工事 平成21年 本館耐震改修工事			
事業概要	○青少年を対象とした社会教育プログラムの開発と実施 <ul style="list-style-type: none"> ・青少年ボランティアの育成、支援事業 ・次代を担うリーダー育成事業 ・青少年に関わる現代的課題への対応 ○教育研修施設の運営と管理			
運営形態等	直営又は指定管理者制度	指定管理者名及び職員数（令和2年度）		
	指定管理者制度	山形県青年の家管理企業体 一部直営（職員数：一般職員5人、会計年度任用職員等1人）		



② 行政コスト等の状況

イ) 建設・改修等に係るコスト

(単位：千円)

区分	支出年度	支出金額	財源		
			国等補助金	地方債	一般財源
当初建設工事	昭和 41 年度	425,063	-	-	425,063
集会室増築工事	昭和 45 年度	9,251	-	-	9,251
ポンプ室・機械室工事	昭和 53 年度	37,004	-	-	37,004
耐震改修工事	平成 21 年度	4,926	-	-	4,926
体育館修繕工事	平成 22 年度	8,479	-	-	8,479
その他		12,965	-	-	12,965
合計		497,691	-	-	497,691

ロ) 直近 5 年間の行政コスト計算書

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
経常費用	92,447	92,972	89,686	91,191	92,072
業務費用	92,447	92,972	89,686	91,191	92,072
人件費	38,820	38,782	37,375	38,485	38,378
職員給与費	30,813	30,742	30,648	30,469	30,330
賞与引当金繰入額	2,928	3,037	3,164	3,163	3,163
退職手当引当金繰入額	3,324	3,284	1,792	3,065	3,065
その他	1,754	1,718	1,771	1,788	1,820
物件費等	53,627	54,190	52,311	52,706	53,694
物件費	43,470	44,033	42,153	41,361	42,478

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	内、光熱水費	-	-	-	-	-
	内、維持管理費	212	1,331	0	232	781
	内、指定管理料	40,390	40,390	40,390	39,459	39,826
	維持補修費	-	-	-	1,188	1,188
	減価償却費	10,157	10,157	10,157	10,157	10,028
	その他	-	-	-	-	-
	その他の業務費用	-	-	-	-	-
移転費用	-	-	-	-	-	
経常収益	-	-	-	-	-	
使用料及び手数料	-	-	-	-	-	
その他	-	-	-	-	-	
純経常行政コスト	92,447	92,972	89,686	91,191	92,072	

ハ) 指定管理業務に係る収支計算書

(単位：千円)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
収入	指定管理料	40,390	40,390	40,390	39,459	39,826
	利用料	8,522	8,958	8,437	4,745	202
	その他収入	145	116	116	83	31
	収入計	49,057	49,464	48,943	44,289	40,060
支出	人件費	22,125	22,448	21,374	21,402	20,834
	食費	6,740	6,169	6,662	3,857	174
	水道光熱費	4,161	4,455	4,378	3,243	1,978
	給食業務費	7,635	7,635	7,635	7,396	7,533
	清掃管理業務費	1,053	1,096	1,053	1,053	1,073
	修繕費	2,059	2,059	2,061	2,040	2,024
	その他	5,283	5,600	5,263	4,704	6,122
	支出計	49,057	49,464	48,428	43,696	39,740
収支差額	-	-	515	592	320	

③ 利用の状況等

イ) 施設アセスメントにおける利用の状況

(単位：人、%)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用者数－実績 (A)	11,000	9,593	9,476	6,718	4,259
利用者数－計画 (B)	-	-	-	12,500	13,000

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
計画達成率 (A ÷ B)	-	-	-	53.74	32.76

※平成 30 年度以前は計画を策定していない。

ロ) 使用料及び手数料等の料金体系及び減免基準

使用料及び手数料等の料金体系
<ul style="list-style-type: none"> ・使用料 〈宿泊利用者 (1 人 1 泊につき)〉 一般利用者 1,100 円、大学生 620 円、 高校生・社会教育関係者 380 円 (中学生以下 無料) 研修生の指導者・引率者 620 円 (研修生が中学生以下の場合 無料) 研修生の同伴者 620 円 〈日帰り利用者〉 一般利用者・大学生・社会教育関係者 (高校生以下 無料) 各研修室 200 円、大研修室 630 円、食堂 600 円、体育館 2,500 円 ・食費 朝食 390 円、昼食 390 円、夕食 630 円 ・シーツクリーニング代 210 円

減免基準
<p>(山形県青少年教育施設条例より抜粋)</p> <p>(利用料金の免除)</p> <p>第 15 条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。</p>

④ 県の施設アセスメントの結果及び個別施設計画における今後の対策費用見込

イ) 施設アセスメントの結果

施設アセスメント結果		一次評価 (ポートフォリオ表上の望ましい利活用等の方向性)
高 ↑ 管理 利用 効率 状況 ↓ 低	★	再生 (・建替)
		二次評価 (県有財産総合管理推進本部会議で承認された方向性)
		再生
		個別施設計画の名称
低 ← 建物性能 → 高		山形県県有建物長寿命化計画 (公共施設)

ロ) 今後の対策費用見込

(単位：千円)

区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
建築	-	143,454	-	-	-	-	-	16,563	-	-
電気	-	-	-	-	-	-	-	107,584	-	-
機械	-	-	-	-	-	-	-	238,321	-	-
計	-	143,454	-	-	-	-	-	362,468	-	-

(2) 実施した手続及び結果

- ① 当施設の設置時の目的・県民のニーズは現状でも変化していないか、近隣の同種施設の状況や公的関与の必要性を考慮した場合、見直しや統廃合の検討は必要ないか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

- (3) 「① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について」参照

- ② 施設の老朽化及び財産（公有財産、物品）の利用状況等を踏まえて規模や配置の状況は適切か、未利用財産の把握は適時に行われ、利活用の取組みが検討されているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び現地視察を実施した。

(結果)

- (3) 「② 陶芸室の利用状況について」参照

- (3) 「③ 民間宿泊施設の活用検討について」参照

- ③ 施設アセスメントの二次評価で一次評価と異なる利活用等の方向性が示されている場合、その判断は合理的な根拠によるものか、また、個別施設計画で最終的に承認された利活用等の方向性に基づいて対策費用は具体化され、有利な財源活用等の検討がされているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ④ 財産（公有財産、物品）に係る使用料及び手数料等の受益者負担の水準は適正か、減免等の基準は公平か、使用許可申請及び減免申請に係る事務手続きは適切かという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施するとともに、直近2年間

の受益者負担割合を算出した。

算出した直近2年間の受益者負担割合は次のとおりである。

(単位：千円、㎡、%)

	令和元年度	令和2年度
経常費用 (A)	91,191	92,072
内、国庫支出金財源 (B)	-	-
差引 (C = A - B)	91,191	92,072
受益者負担対象部分の延床面積 (D)	3311.63	3311.63
施設全体の延床面積 (E)	3676.60	3676.60
受益者負担の対象とする行政コスト (F = C × D / E)	82,139	82,932
使用料及び手数料等 (G)	4,745	202
減免額 (H)	-	-
受益者負担割合 {(G + H) / F}	5.78	0.24

(注) 指定管理者制度導入施設は、使用料及び手数料に代えて利用料金収入を記載している。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ⑤ 財産の管理状況及び事務手続きは適切か、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び物品の現物実査を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

(3) 指摘事項及び意見

- ① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について

当施設において、施設 KPI が設定されていない。

施設 KPI は目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証するために設定すべきものである。そのため、当施設に係る事業に関連した施設 KPI を設定し、定期的に測定することで、当施設の設置目的である「健全な青少年の育成」をどのように達成できているか評価して施策の適切性を評価できるとともに、県民に対して施設の必要性を明らかにすることができることにもなる。逆に、施設 KPI が未設定ということは、当施設の設置目的（存在意義）を自ら立証することができていないことになる。

以上より、県は、施設の必要性を確認するため、早急に当施設の施設 KPI を設定することを検討されたい。当施設の場合、「利用者数」「年齢別の利用者数」「学習や体育の発展の度合いを測るための全国的な学力の順位」「スポーツの順位」などの指標が考えられる。【意見】

なお、施設 KPI 設定にあたっては、「地方創生事業実施のためのガイドライン」（平成 31 年 4 月内閣府地方創生推進事務局）などが参考になると考える。

② 陶芸室の利用状況について

敷地内にある陶芸室が、10 年以上利用されていない状態で、残されている。

(陶芸室 外部)



(陶芸室 内部)



鉄骨造ではあるが壁は簡易なトタン製、床はベニヤであり、経年による劣化が見られた。使わないまま残しておく、獣の住処になったり、倒壊のおそれがあるなど、リスクと隣り合わせである。維持していくコストが個別に多額にかかっているという

事実はないが、内部に物品（消耗品）等もあり、撤去・処分が容易にできそうなものもある。

本来は、陶芸等の芸術活動等を通じた交流・体験活動のために利用されるべきであるが、今後も使う見込みがないのであれば、撤去費用を踏まえてまずは消耗品から処分を進め、最終的には建造物も含めた撤去・解体を検討されたい。その上で、後に陶芸体験の需要が出てきた場合には、民間施設への誘導、費用補助を行って、目的を補完することが必要となると思料する。【意見】

③ 民間宿泊施設の活用検討について

当施設の利用目的として一番多いのが、体育館の利用である。この点、体育館は周辺に数多く存在するわけではなく、近隣の学校やクラブチーム同士で利用が競合するため、存在意義が大きいと考えられる。

一方で、宿泊設備も備えた当施設について、利用者別の過去3年間の宿泊数を見てみると、下記のような状況である。

（平成30年度）

区分	日帰り	1泊	2泊	3泊	4泊以上	合計
団体数（件）	326	40	9	1	5	381
構成比（％）	85.6	10.5	2.4	0.3	1.3	100
実人数（人）	6,353	2,423	315	187	198	9,476
構成比（％）	67.0	25.6	3.3	2.0	2.1	100

（令和元年度）

区分	日帰り	1泊	2泊	3泊	4泊以上	合計
団体数（件）	245	35	8	0	1	289
構成比（％）	84.8	12.1	2.8	0.0	0.3	100
実人数（人）	4,600	1,864	245	2	7	6,718
構成比（％）	68.5	27.7	3.6	0.0	0.1	100

（令和2年度）

区分	日帰り	1泊	2泊	3泊	4泊以上	合計
団体数（件）	284	5	0	0	0	289
構成比（％）	98.3	1.7	0.0	0.0	0.0	100
実人数（人）	4,193	66	0	0	0	4,259
構成比（％）	98.5	1.5	0.0	0.0	0.0	100

令和元年度及び令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり宿泊を含む利用は極端に落ちている部分があるが、平成30年度を見ても、宿泊による利用割

合は少なくなっている。

本館（宿泊・研修施設）は昭和 42 年に竣工したものであり、多少の修繕は加えられているものの全体的な老朽化は否めない状態である。実際、軒天のコンクリートの一部が剥がれ、微細なコンクリート片が下に落ちているような状況もあり、現状は危険防止措置が取られているものの、劣化が進めば危険になって修繕が必要となり、今後もコストがかかり続ける。また、エアコン設備を増設してほしい、水道水がさびくさいなどの利用者からの声もある。快適に利用してもらうためには多額の設備投資が必要となる状況である。

(体育館 外部)



(体育館 内部)



(本館 剥がれた軒天)



多額の更新投資を実施するという事は、資産の有効利用という観点で数十年間利用を継続しなければならないことを意味する。現在の宿泊施設の利用状況と施設設置の目的としている青少年世代の人口減少を考慮した場合、更新投資時に計画した投資額に見合う利用者数を達成できるかは疑義がある。


周辺は天童温泉などの民間の宿泊施設も充実しているため、民間施設への宿泊を誘導し、当施設の設置目的である「青少年の健全な育成」に資する団体宿泊訓練については金銭的な補助をするなどのソフト面でのサポートを行い、本館については今後の維持管理費も考慮に入れ解体なども検討すべきである。【意見】

7 山形県立博物館

(1) 施設等の概要

① 概要

施設等の名称	山形県立博物館			
所在地	山形市霞城町1番8号			
所管部課	観光文化スポーツ部文化振興・文化財活用課			
根拠法令等	山形県立博物館条例			
設置の目的	本県を中心に、自然・人文に関する資料を広く収集・保管し、その調査研究を進め、それらを展示して県内外の多くの方に本県の自然・歴史・文化についての学びに資するため			
敷地面積	6,012 m ²			
主な建物の 面積・建築年等	建物名称	構造	延床面積	建築年度
	山形県立博物館(本館)	鉄筋コンクリート造	4,230.28 m ²	昭和45年度
沿革	<p>県の明治百年記念事業の一環として、昭和46年4月1日、山形県の自然や歴史・文化の概要を紹介する総合博物館として、山形市の中央部に位置する霞城公園（史跡山形城跡）内に開設される。</p> <p>本館は、地学・植物・動物・考古・歴史・民俗の6部門を擁する総合博物館として、国宝土偶「縄文の女神」をはじめ、「やまがた」の魅力を発信する展示活動を行っている。</p> <p>昭和55年10月1日には、明治34年に建築された「旧山形師範学校本館」（国指定重要文化財）に「教育県山形」の教育のあゆみを展示する施設として、山形県立博物館教育資料館（分館）を開館し、教育に特化したユニークな展示活動を続けている。</p>			
事業概要	<p>(1) 展示の概要</p> <p>①常設展示</p> <p>i. 第1展示室 「山形のなりたち」や「森林の科学」「暖流と雪の山形」などをテーマに、山形の自然についてその移り変わりや特徴を紹介している。</p> <p>ii. 第2展示室 「山形のあけぼの」から「米づくりのくらしとこころ」をはじめとした山形の農家や武士、町人の暮らしや文化を紹介している。</p> <p>iii. 第3展示室 「街角の風俗」「山形の郷土玩具」など、現代につながる近代山形の文化を紹介している。</p>			

	<p>なお、第3展示室の常設展示は特別展等の開催による会場使用の都合上、観覧できない場合もある。</p> <p>iv. 岩石・鉱物・化石展示 教科書や図鑑に登場する岩石、鉱物、化石の実物標本を広く紹介している。</p> <p>v. 体験広場 実物資料に触れるなどの体験を通して、博物館資料に対する理解を深めてもらうコーナーを設置している。</p> <p>②企画展示・特別展示 定期的に企画展・特別展を実施し、入館者満足度の向上に努めている。</p> <p>(2) 教育普及活動 講座、博物館教室、研修会、相談活動等の教育普及事業を行っており、生涯学習の一翼を担っている。</p>	
運営形態等	直営又は指定管理者制度	職員数（令和2年度）
	直営	一般職員 13 人 会計年度任用職員等 12 人
外観		

② 行政コスト等の状況

イ) 建設・改修等に係るコスト

(単位:千円)

区分	支出年度	支出金額	財源		
			国等補助金	地方債	一般財源
用地取得	-	-	-	-	-
当初建設工事	昭和 45 年度	325,631	12,000	140,000	173,631
昇降機修繕工事	平成 25 年度	8,400	-	-	8,400
空調設備更新工事	平成 17 年度	43,540	-	-	43,540
変圧器更新工事	令和 元年度	2,310	-	-	2,310
合計		379,881	12,000	140,000	227,881

ロ) 直近5年間の行政コスト計算書

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常費用	141,682	136,624	139,538	141,823	122,505
業務費用	141,682	136,624	139,538	141,823	122,505
人件費	109,009	108,395	105,199	108,162	92,385
職員給与費	78,736	78,670	78,284	77,753	76,192
賞与引当金繰入額	7,613	7,897	8,227	8,223	8,223
退職手当引当金繰入額	8,643	8,539	4,660	7,968	7,968
その他	14,015	13,289	14,027	14,215	-
物件費等	32,672	28,228	34,339	33,661	30,119
物件費	22,591	18,601	24,248	21,240	19,252
内、光熱水費	5,130	5,411	5,488	5,671	5,523
内、維持管理費	4,187	4,224	4,766	4,558	4,516
内、指定管理料	-	-	-	-	-
維持補修費	550	96	560	2,890	1,182
減価償却費	9,530	9,530	9,530	9,530	9,684
その他	-	-	-	-	-
その他の業務費用	-	-	-	-	-
移転費用	-	-	-	-	-
経常収益	4,417	3,811	4,833	5,096	2,722
使用料及び手数料	4,167	3,559	4,600	4,864	2,492
その他	249	251	233	232	229
純経常行政コスト	137,265	132,813	134,704	136,726	119,783

③ 利用の状況等

イ) 利用の状況

(単位：人、%)

本館	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数－実績 (A)	41,857	39,814	39,619	35,806	19,415
利用者数－計画 (B)	47,200	47,200	37,000	40,000	16,000
計画達成率 (A÷B)	88.6	84.3	107.0	89.5	121.3

分館	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数－実績 (A)	3,003	3,013	2,543	1,991	1,431
利用者数－計画 (B)	2,800	2,800	3,000	3,000	1,200
計画達成率 (A÷B)	107.2	107.6	84.7	66.3	119.2

ロ) 使用料及び手数料等の体系及び減免基準

使用料及び手数料等の料金体系			
(山形県立博物館条例より抜粋)			
第6条 博物館に入館する者から、入館の際、別表に定める額の入館料を徴収する。 ただし、特殊な博物館資料を展示する場合その他これによりがたい特別の理由がある場合においては、知事が別に入館料を定めることができる。			
別表			
区分	種別	入館料	
		個人	団体
本館	成年者	300 円	1 人につき 150 円
	未成年者	150 円	1 人につき 70 円
分館	成年者	150 円	1 人につき 70 円
	未成年者	70 円	1 人につき 40 円
備考 1 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校の学生、生徒及びこれらに準ずる者については、成年者であっても未成年者の項を適用する。			
2 未成年者には、学齢に達しない者は含まれないものとする。			
3 本表中「団体」とは 20 人以上をいう。			

減免基準	
(山形県立博物館条例より抜粋)	
第7条 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、入館料を減免することができる。	
(山形県立博物館条例施行規則より抜粋)	
第9条 条例第7条の規定により、次の各号のいずれかに該当する者については、入館料を免除する。	
(1)	こどもの日等その他知事が指定する日において県が主催する教育、学術及び文化の普及向上に資する事業に参加する者
(2)	土曜日又は日曜日に入館する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（以下「学校」という。）児童及び生徒並びにこれらに準ずる者
(3)	身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び療育手帳の交付を受けた者並びにこれらの者が観覧するために必要と認められる付添人

2 条例第7条の規定により、次の各号のいずれかに該当する者については、入館料の減免を受けることができる。

- (1) 教育課程に基づく教育活動及び課外活動を目的として入館する学校の児童、生徒及び学生並びにこれらに準ずる者並びにこれらを引率する教員
- (2) 山形県教育委員会又は市町村が主催する事業（前項第1号に規定する事業を除く。）に参加する者
- (3) 県内の社会教育関係団体（社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体をいう。）が主催する事業に参加する者
- (4) その他知事が公益上特に必要があると認める者

④ 県の施設アセスメントの結果及び個別施設計画における今後の対策費用見込
イ) 施設アセスメントの結果

施設アセスメント結果		一次評価（ポートフォリオ表上の望ましい利活用等の方向性）
高 ↑ 管理 利用 効率 状況 ↓ 低	★	再生（・建替）
		二次評価（県有財産総合管理推進本部会議で承認された方向性）
		建替
		個別施設計画の名称
低← 建物性能 →高		—

ロ) 今後の対策費用見込

当施設が設置されている霞城公園は、「史跡山形城跡」として国の文化財に指定されており、山形市が歴史公園として整備を進めているため、公園内にある当施設は将来的に移転が必要となることから、個別施設計画は作成していない。

⑤ その他

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年3月28日から5月15日までの期間、休館となった。

(2) 実施した手続及び結果

- ① 当施設の設置時の目的・県民のニーズは現状でも変化していないか、近隣の同種施設の状況や公的関与の必要性を考慮した場合、見直しや統廃合の検討は必要ないか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

なお、県が設定している施設の設置目的である施策の実施状況を検証するための客観的な指標（以下、「KPI」という。）の直近5年間の状況は次のとおりである。

（単位：人）

KPI		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用者数 （本館）	計画値	47,200	47,200	37,000	40,000	16,000
	実績値	41,857	39,814	39,619	35,806	19,415
利用者数 （分館）	計画値	2,800	2,800	3,000	3,000	1,200
	実績値	3,003	3,013	2,543	1,991	1,431

（結果）

特に記載すべき事項はない。

- ② 施設の老朽化及び財産（公有財産、物品）の利用状況等を踏まえて規模や配置の状況は適切か、未利用財産の把握は適時に行われ、利活用の取組みが検討されているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び現地視察を実施した。

（結果）

(3) 「① 全庁的視点による未利用スペースの活用について」参照

- ③ 施設アセスメントの二次評価で一次評価と異なる利活用等の方向性が示されている場合、その判断は合理的な根拠によるものか、また、個別施設計画で最終的に承認された利活用等の方向性に基づいて対策費用は具体化され、有利な財源活用等の検討がされているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

（結果）

特に記載すべき事項はない。

- ④ 財産（公有財産、物品）に係る使用料及び手数料等の受益者負担の水準は適正か、減免等の基準は公平か、使用許可申請及び減免申請に係る事務手続きは適切かという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施するとともに、直近2年間の受益者負担割合を算出した。

算出した直近2年間の受益者負担割合は次のとおりである。

(単位：千円、㎡、%)

	令和元年度	令和2年度
経常費用 (A)	141,823	122,505
内、国庫支出金財源 (B)	-	-
差引 (C = A - B)	141,823	122,505
受益者負担対象部分の延床面積 (D)	1,716.22	1,716.22
施設全体の延床面積 (E)	5,007.50	5,007.50
受益者負担の対象とする行政コスト (F = C × D / E)	48,607	41,986
使用料及び手数料等 (G)	4,864	2,492
減免額 (H)	2,024	1,323
受益者負担割合 {(G + H) / F}	14.17	9.09

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ⑤ 財産の管理状況及び事務手続きは適切か、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び物品の現物実査並びに現金により収受した入館料の現金実査を実施した。

(結果)

(3) 「② 入館料の管理手続きについて」参照

(3) 指摘事項及び意見

① 全庁的視点による未利用スペースの活用について

当施設では、施設内に収まりきれない収蔵資料の保管場所として、平成10年度より民間企業との間で建物賃貸借契約を締結し、賃料負担が生じている。

保管場所として県有施設の未利用スペースを活用することができれば、施設の有効活用及び保管コストの発生を抑えることができるものとする。

県によれば、収蔵資料の保管場所として利用可能な県有施設の未利用スペースを探しているとのことであるが、資料の数が膨大であることや資料の移動等は容易に行うことができないため、長期的な利用が条件となることから、恒常的に利用できる適当なスペースが見つからないとのことである。

本県においては、たとえば当該施設で使用しなくなった物品等について、財産の有効活用の観点から、全庁的な利活用の照会等を行う仕組みが整備されている。しかし、県有施設の未利用スペースについては、全庁的な利活用の照会等を行う仕組みは現在

のところ整備されていない。

県は、庁舎等県有施設の未利用スペースの状況を詳細に調査し、現状を把握したうえで、当該未利用スペースについて全庁的な利活用の照会等を行う仕組みを整備することにより、施設の有効活用を図っていくことを検討されたい。【意見】

② 入館料の管理手続きについて

入館料の管理は、受付窓口担当者が、連番の付されたチケットの半券等から「山形県立博物館利用者数記入表」を作成の上、当日の入館者数（成年者・未成年者・団体・減免対象者別）を集計し、当該集計数に基づきあるべき入館料を算出し、実際に収受した現金との照合を行い、その後、総務課担当者の二次チェックによる照合が行われている。

受付窓口担当者、総務課担当者によるダブルチェックは行われているものの、各担当者が、蛍光マーカーにより現金をカウントしたことの証跡があるのみで、担当者の署名や押印といった証跡はなく、また上長による確認印等も見られなかった。


現金は、その性質上紛失や横領等といった不正のリスクが高い。そのため、日々の管理は極めて重要であり、管理の証跡を明確に残しておくことが望ましい。

県は、受付窓口担当者及び総務課担当者が、あるべき入館料の金額と現金実際有高を確かめたことを示す各担当者の署名又は押印等による管理の証跡を残すとともに、上長による確認という統制手続を実施することにより、不正リスクを最小限に抑える適切な管理を行っていくことが望ましい。【意見】

8 山形県神室少年自然の家

(1) 施設等の概要

① 概要

施設等の名称	山形県神室少年自然の家			
所在地	山形県最上郡真室川町大字川ノ内字水上山3414番5			
所管部課	教育庁生涯教育・学習振興課			
根拠法令等	山形県青少年教育施設条例			
設置の目的	団体宿泊訓練としての研修会、野外活動等を通じて健全な青少年の育成を図るための施設			
敷地面積	174,075 m ²			
主な建物の 面積・建築年等	建物名称	構造	延床面積	建築年度
	庁舎、管理研修棟、宿泊棟	鉄筋コンクリート造	3426.7 m ²	昭和59年度
沿革	<p>青少年教育施設条例により「団体宿泊訓練としての研修会、野外活動等を通じて健全な青少年の育成を図る」ため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定により、昭和60年に開所。</p> <p>平成30年度からは指定管理者制度を導入。</p>			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野外活動施設の運営 ・ 宿泊施設の運営 ・ 主に少年/少女を対象とした企画事業の実施 			
運営形態等	直営又は指定管理者制度	指定管理者名及び職員数（令和2年度）		
	指定管理者制度	株式会社ひかり 一部直営（職員数：一般職員4人、会計年度任用職員等1人）		
外観				

② 行政コスト等の状況

イ) 建設・改修等に係るコスト

(単位:千円)

区分	支出年度	支出金額	財源		
			国等補助金	地方債	一般財源
用地取得	昭和 57 年度	2,262	-	-	2,262
当初建設工事	昭和 59 年度	692,912	-	-	692,912
屋外炊飯上増築工事	平成 9 年度	2,676	-	-	2,676
道路案内設置	平成 18 年度	173	-	-	173
太陽光発電設備設置工事	平成 26 年度	20,585	20,585	-	-
合計		718,611	20,585	-	698,025

ロ) 直近5年間の行政コスト計算書

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
経常費用	98,584	95,874	92,502	88,033	91,656
業務費用	98,584	95,874	92,502	88,033	91,656
人件費	57,797	57,493	34,121	28,571	29,201
職員給与費	47,015	46,802	29,165	23,589	23,461
賞与引当金繰入額	4,685	4,859	3,164	2,530	2,530
退職手当引当金繰入額	5,319	5,254	1,792	2,451	2,451
その他	777	576	-	-	757
物件費等	40,787	38,380	58,381	59,461	62,455
物件費	22,090	21,904	44,261	44,854	46,981
内、光熱水費	4,402	4,517	-	-	-
内、維持管理費	5,170	5,151	-	374	1,721
内、指定管理料	-	-	43,059	43,300	43,900
維持補修費	4,603	2,382	-	489	1,436
減価償却費	14,093	14,093	14,119	14,117	14,037
その他	-	-	-	-	-
その他の業務費用	-	-	-	-	-
移転費用	-	-	-	-	-
経常収益	-	-	-	-	-
使用料及び手数料	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
純経常行政コスト	98,584	95,874	92,502	88,033	91,656

ハ) 指定管理業務に係る収支計算書

(単位：千円)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
収入	指定管理料	-	-	43,059	43,300	43,900
	利用料	-	-	4,922	4,820	1,343
	その他収入	-	-	1,764	1,469	467
	収入計	-	-	49,747	49,589	45,711
支出	人件費	-	-	18,068	18,425	18,311
	事務費	-	-	3,282	2,471	2,685
	管理費	-	-	25,833	23,672	19,199
	事業費	-	-	483	303	185
	支出計	-	-	47,668	44,872	40,381
収支差額		-	-	2,078	4,717	5,329

※平成 30 年度より指定管理者制度を導入

③ 利用の状況等

イ) 施設アセスメントにおける利用の状況

(単位：人、%)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用者数－実績 (A)	10,756	9,732	9,123	9,141	3,836
利用者数－計画 (B)	-	-	-	-	-
計画達成率 (A÷B)	-	-	-	-	-

※令和 2 年度以前は計画を策定していない。

ロ) 使用料及び手数料等の料金体系及び減免基準

使用料及び手数料等の料金体系	
・使用料 (山形県青少年教育施設条例 別表より抜粋)	
1. 宿泊を伴う利用に係る使用料	
区分	使用料の額 (1人1泊当たり)
学齢に達しない者、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者(以下「小中学生等」という。)、小中学生等を引率し、指導するため利用する者及び教育委員会が主催して行う団体宿泊訓練等に参加する者	無料
高等学校の生徒又はこれに準ずる者(以下「高校生等」という。)及び社会教育関係者	390 円
大学の学生又はこれに準ずる者(以下「大学生等」という。)、高	630 円

校生等又は大学生等を引率し、指導するため利用する者及び小中学生等、高校生等又は大学生等に同伴して利用する者	
その他の者	1,120円

2. 宿泊を伴わない利用に係る使用料

和室 (16畳)	200円
和室 (20畳)	200円
和室 (40畳)	200円
和室 (60畳)	640円
第1研修室	640円
第2研修室	200円
食堂	200円
プレイルーム	1,330円

・食費

朝食 350円、昼食 420円、夕食 570円

・クリーニング代

シーツ・枕カバー235円、シュラフシーツ 110円

減免基準
(山形県青少年教育施設条例より抜粋) (利用料金の免除) 第15条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

④ 県の施設アセスメントの結果及び個別施設計画における今後の対策費用見込

イ) 施設アセスメントの結果

施設アセスメント結果		一次評価 (ポートフォリオ表上の望ましい利活用等の方向性)
高 ↑ 管理 利用 効率 状況 ↓ 低		廃止 (解体等)
		二次評価 (県有財産総合管理推進本部会議で承認された方向性)
	★	維持
		個別施設計画の名称
低 ← 建物性能 → 高		山形県県有建物長寿命化計画 (公共施設)

ロ) 今後の対策費用見込

(単位: 千円)

区分	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
建築	32,753	20,264	-	-	-	-	196,578	-	-	-
電気	-	-	-	-	-	-	96,318	-	-	-

区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
機械	4,666	7,428	-	-	-	-	45,210	-	45,200	-
計	37,419	27,692	-	-	-	-	338,106	-	45,200	-

(2) 実施した手続及び結果

- ① 当施設の設置時の目的・県民のニーズは現状でも変化していないか、近隣の同種施設の状況や公的関与の必要性を考慮した場合、見直しや統廃合の検討は必要ないか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

- (3) 「① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について」参照

- ② 施設の老朽化及び財産（公有財産、物品）の利用状況等を踏まえて規模や配置の状況は適切か、未利用財産の把握は適時に行われ、利活用の取組みが検討されているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び現地視察を実施した。

(結果)

- (3) 「② 撤去に係る手続き及び緊急時の運用に関する周知の検討について」参照

- ③ 施設アセスメントの二次評価で一次評価と異なる利活用等の方向性が示されている場合、その判断は合理的な根拠によるものか、また、個別施設計画で最終的に承認された利活用等の方向性に基づいて対策費用は具体化され、有利な財源活用等の検討がされているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

- (3) 「③ 施設アセスメントによる利活用の方向性について」参照

- ④ 財産（公有財産、物品）に係る使用料及び手数料等の受益者負担の水準は適正か、減免等の基準は公平か、使用許可申請及び減免申請に係る事務手続きは適切かという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施するとともに、直近2年間の受益者負担割合を算出した。

算出した直近2年間の受益者負担割合は次のとおりである。

(単位：千円、㎡、%)

	令和元年度	令和2年度
経常費用 (A)	88,033	91,656
内、国庫支出金財源 (B)	1,215	1,215
差引 (C = A - B)	86,819	90,442
受益者負担対象部分の延床面積 (D)	3,534.00	3,534.00
施設全体の延床面積 (E)	3,868.20	3,868.20
受益者負担の対象とする行政コスト (F = C × D / E)	79,318	82,628
使用料及び手数料等 (G)	4,820	1,343
減免額 (H)	-	-
受益者負担割合 {(G + H) / F}	6.08	1.63

(注) 指定管理者制度導入施設は、使用料及び手数料に代えて利用料金収入を記載している。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ⑤ 財産の管理状況及び事務手続きは適切か、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び物品の現物実査を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

(3) 指摘事項及び意見

- ① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について

当施設において、施設 KPI が設定されていない。

施設 KPI は目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証するために設定すべきものである。そのため、当施設に係る事業に関連した施設 KPI を設定し、定期的に測定することで、当施設の設置目的である「健全な青少年の育成」をどのように達成できているか評価して施策の適切性を評価できるとともに、県民に対して施設の必要性を明らかにすることができることにもなる。逆に、施設 KPI が未設定ということは、当施設の設置目的（存在意義）を自ら立証することができていないことになる。

以上より、県は、施設の必要性を確認するため、早急に当施設の施設 KPI を設定することを検討されたい。当施設の場合、「利用者数」「年齢別の利用者数」「利用者（特

に青少年) に対するアンケート結果」などに基づく指標が考えられる。【意見】

なお、施設 KPI 設定にあたっては、「地方創生事業実施のためのガイドライン」(平成 31 年 4 月内閣府地方創生推進事務局) などが参考になると考える。

② 撤去に係る手続き及び緊急時の運用に関する周知の検討について

現地視察を実施した令和 3 年 10 月時点において、老朽化による故障のため点灯しない状態となっている玄関横の外灯について、撤去に係る手続きを進めているものの、撤去作業を開始できない状況であった。

この外灯は冬季間の除雪作業の支障になることから、指定管理者から撤去の要望があり、降雪本番となる前に撤去作業を完了するために手続きを進めていたが、次のステップを経る必要があり、その過程で申請書類の不備や処理進捗の確認不足などもあったことから、事務処理に時間を要していたものである。

《撤去までの手続き》※教育庁での処理

(イ) 除却にむけた外灯の公有財産システムへの登録

(外灯のみが個別に公有財産としてシステム登録されていないと除却処理ができないため、外灯を除却するために公有財産として登録する必要がある。)

(ロ) 紙面による用途廃止申請の提出

(ハ) 教育財産のシステム上の引継ぎ処理

(ニ) 用途廃止決定通知・処分依頼

(ホ) 撤去作業の開始

上記のとおり撤去までの事務の手続きはあるものの、緊急時には手続きに先行して処分することも可能な運用となっている。しかし、施設所管部局では、今回のような撤去事務は初めてであり、申請手続きに不慣れで緊急時の運用について認識不足があったため、時間を要していたものとする。

今後、施設の老朽化に伴い、こうした撤去が増加することが考えられるため、県は、事務手続き及び緊急時の運用について周知するなど検討されたい。【意見】

③ 施設アセスメントによる利活用の方向性について

当施設は、県の施設アセスメントによる二次評価において、「維持」の判断がなされている一方で、ポートフォリオ表上は「廃止(解体等)が望ましい」という評価である。「利用状況が低いものの、最上地域唯一の青少年教育施設であることから、当面は現状のまま、継続的に使用することが適当」との判断であるが、上述のように施

設 KPI が設定されていない状況下で、設置目的がどの程度達成されているかを判断できるのか確認することができない。

確かに最上地域唯一の青少年施設ではあるものの、県内その他の少年自然の家（朝日少年自然の家、金峰少年自然の家、飯豊少年自然の家 山形県管轄のもののみ）のトータルの利用者数の中で、当施設はおおよそ 15% 程度の利用者数である（その他 3 施設で概ね 85%）。

《施設別利用者数の推移》

（単位：人、%）

少年自然の家	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
神室 (A)	10,756	9,732	9,123	9,141	3,836
(A)/(B)	14.0	13.3	13.1	15.4	12.5
朝日	24,603	24,334	24,940	21,418	12,662
金峰	20,738	18,810	16,869	13,562	6,040
飯豊	20,647	20,036	18,464	15,174	8,122
計 (B)	76,744	72,912	69,396	59,295	30,660

また、この 4 つの施設の中で、今後見込まれる長寿命化対策費用は以下のとおりであり、当施設は飯豊少年自然の家に次いで今後 10 年でコストがかかる施設であるといえ（(1)④(ロ)参照）、その額は 4 億円を超える見込みである。

《今後の対策費用見込》

（単位：千円）

施設	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
神室	37,419	27,692	-	-	-	-	338,106	-	45,200	-
朝日	1,449	36,432	-	-	-	128,066	-	-	-	-
金峰	-	30,388	34,636	2,576	6,707	-	136,579	-	-	-
飯豊	-	1,431	-	-	398,340	-	28,483	-	-	-

今は高速道路などの交通網も発達しており、最上地方から車で 1 時間半程度で金峰、朝日、いずれかの少年自然の家に赴くことが可能である。

健全な青少年の育成という設置目的にとって当該類型施設が必要であれば、対象者には高速道路料金等の交通費を補助するなどソフト面でサポートすることも考えられる。設備投資額と当該投資を実施した場合の今後の施設利用年数分の交通費補助額を比較衡量し、経済性の観点から更新投資の効果を検討することは有効と考える。

以上より、利用率や更新・維持管理コストに鑑みれば、他施設との集約化などを検討する段階に入っているものと思料する。【意見】

9 山形県職員会館あこや会館

(1) 施設等の概要

① 概要

施設等の名称	山形県職員会館あこや会館			
所在地	山形市松波2丁目8-1			
所管部課	総務部総務厚生課			
根拠法令等	地方公務員法、地方公務員等共済組合法、地方職員共済組合定款			
設置の目的	地方職員共済組合定款に基づく、福祉事業を行うための施設			
敷地面積	9,451.07 m ²			
主な建物の 面積・建築年等	建物名称	構造	延床面積	建築年度
	宿泊所	鉄筋コンクリート造	3,515.28 m ²	昭和50年度
沿革	<p>昭和51年4月から地方職員共済組合が県有建物を賃借し、組合が直営で運営していたが、平成25年度から民間事業者へ管理運営業務を委託し現在に至る。</p> <p>(平成25年4月1日～平成28年3月31日) (株)山形インコーポレーション(山形市)</p> <p>(平成28年8月22日～令和5年3月31日) (株)フォレスト(神奈川県湯河原町)</p>			
事業概要	地方職員共済組合員、その他の共済組合員、一般県民、企業及び団体等に向けた会議室貸付、宴会場、宿泊施設等のサービスを提供している。			
運営形態等	直営又は指定管理者制度等	管理運営業務受託者名(令和2年度)		
	管理運営業務委託	(株)フォレスト(神奈川県湯河原町)		
外観				

② 行政コスト等の状況

イ) 建設・改修等に係るコスト

(単位:千円)

区分	支出年度	支出金額	財源		
			国等補助金	地方債	一般財源
用地取得	昭和 49 年度	318,640	詳細は不明		
当初建設工事	昭和 50 年度	574,238	詳細は不明		
耐震工事	平成 13 年度	124,648	共済組合で実施		
合計		916,020	-	-	-

ロ) 直近 5 年間の行政コスト計算書

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
経常費用	8,662	3,133	2,982	4,948	4,009
業務費用	8,662	3,133	2,982	4,948	4,009
人件費	-	-	-	-	-
職員給与費	-	-	-	-	-
賞与引当金繰入額	-	-	-	-	-
退職手当引当金繰入額	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
物件費等	8,662	3,133	2,982	4,948	4,009
物件費	18	17	17	17	17
内、光熱水費	-	-	-	-	-
内、維持管理費	-	-	-	-	-
内、指定管理料	-	-	-	-	-
維持補修費	5,992	463	313	2,279	1,340
減価償却費	2,652	2,652	2,652	2,652	2,652
その他	-	-	-	-	-
その他の業務費用	-	-	-	-	-
移転費用	-	-	-	-	-
経常収益	-	-	-	-	-
使用料及び手数料	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
純経常行政コスト	8,662	3,133	2,982	4,948	4,009

ハ) 管理運営業務に係る収支計算書

(単位：千円)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
収入	宿泊料	10,283	24,936	25,753	25,802	11,246
	会議室使用料	2,972	7,228	7,706	9,968	8,292
	飲食料	6,098	11,386	10,739	7,016	2,252
	駐車場使用料	1,384	2,264	2,257	2,289	2,310
	地共済負担経費	4,160	7,238	7,946	6,684	5,903
	その他	170	487	531	457	11,834
	収入計	25,067	53,539	54,932	52,216	41,837
支出	人件費	16,649	28,110	26,747	26,939	26,362
	飲食材料費	3,924	5,999	4,973	3,616	1,274
	光熱水費	4,697	10,877	11,317	9,941	7,772
	その他	7,517	13,367	13,629	15,302	11,562
	支出計	32,787	58,353	56,672	55,798	46,970
収支差額		△7,720	△4,814	△1,740	△3,582	△5,133

③ 利用の状況等

イ) 利用の状況

(単位：人、%)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用者数－実績 (A)	2,098	5,108	5,252	5,291	2,340
利用者数－計画 (B)	4,600	4,500	6,000	5,490	6,030
計画達成率 (A ÷ B)	45.60	113.51	87.53	96.38	38.81

ロ) 使用料及び手数料等の料金体系及び減免基準

使用料及び手数料等の料金体系
(地方職員共済組合山形県支部福祉施設利用規程より抜粋) (利用料金) 第 10 条 利用料金は次のとおりとする。 (1) 宿泊料金 ア 地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合の山形県支部の組合員 (以下、「組合員」という。)の料金 1 泊(素泊り) 5,000 円(消費税抜き)を上限 とし、受託者が設定する。 イ 組合員以外の料金 組合員料金を下回らない料金とし、受託者が設定する。

(2) 会議室使用料			
ア 組合員料金 (消費税込み)			
室区分	午前 (9～12 時)	午後 (13～17 時)	終日 (9～17 時)
竜山、茶室	2,310 円	3,110 円	4,600 円
101, 102, 203、べにばな、蔵王	4,030 円	5,400 円	8,060 円
201, 202、特別会議室	4,830 円	6,450 円	9,670 円
ホール	9,670 円	12,900 円	19,350 円

減免基準
規定なし

④ 県の施設アセスメントの結果及び個別施設計画における今後の対策費用見込

イ) 施設アセスメントの結果

施設アセスメント結果		一次評価 (ポートフォリオ表上の望ましい利活用等の方向性)
高 ↑ 管理 利用 効率 状況 ↓ 低	★	再生 (・建替)
		二次評価 (県有財産総合管理推進本部会議で承認された方向性)
		再生
		個別施設計画の名称
低← 建物性能 →高		山形県県有建物長寿命化計画 (公共施設)

ロ) 今後の対策費用見込

(単位：千円)

区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
建築	-	-	2,640	-	-	-	-	64,543	-	-
電気	489	2,090	10,285	-	-	-	-	57,759	-	-
機械	-	-	-	-	46,287	-	-	-	-	-
計	489	2,090	12,925	-	46,287	-	-	122,302	-	-

(2) 実施した手続及び結果

- ① 当施設の設置時の目的・県民のニーズは現状でも変化していないか、近隣の同種施設の状況や公的関与の必要性を考慮した場合、見直しや統廃合の検討は必要ないか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

- (3) 「① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について」参照

- ② 施設の老朽化及び財産（公有財産、物品）の利用状況等を踏まえて規模や配置の状況は適切か、未利用財産の把握は適時に行われ、利活用の取組みが検討されているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び現地視察を実施した。

（結果）

特に記載すべき事項はない。

- ③ 施設アセスメントの二次評価で一次評価と異なる利活用等の方向性が示されている場合、その判断は合理的な根拠によるものか、また、個別施設計画で最終的に承認された利活用等の方向性に基づいて対策費用は具体化され、有利な財源活用等の検討がされているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

（結果）

(3) 「② 再生に向けた長寿命化計画の精緻化について」参照

- ④ 財産（公有財産、物品）に係る使用料及び手数料等の受益者負担の水準は適正か、減免等の基準は公平か、使用許可申請及び減免申請に係る事務手続きは適切かという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

（結果）

(3) 「③ 無償貸付けしている物件に係る維持補修費用の負担関係の見直しについて」参照

- ⑤ 財産の管理状況及び事務手続きは適切か、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び物品の現物実査を実施した。

（結果）

特に記載すべき事項はない。

(3) 指摘事項及び意見

① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について

当施設において、施設 KPI が設定されていない。

施設 KPI は目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証するために設定するべきものである。そのため、当施設に係る事業に関連した施設 KPI を設定し、定期的に測定することで、当施設の設置目的である「県民の余暇活動の充実を図り、もって県民の健康増進に寄与する」ことをどのように達成できているか評価して施策の適切性を評価できるとともに、県民に対して施設の必要性を明らかにすることができることにもなる。逆に、施設 KPI が未設定ということは、当施設の設置目的（存在意義）を自ら立証することができていないことになる。

以上より、県は、施設の必要性を確認するため、早急に当施設の施設 KPI を設定することを検討されたい。なお、当施設の場合、地方職員共済組合として地方職員共済組合山形県支部運営審議会において、毎年度、当館の利用者数等の計画値や実績値について資料を示したうえで審議を行っており、県としても同審議会でもモニタリングされている「利用者数」を施設 KPI として設定することを検討されたい。【意見】

② 再生に向けた長寿命化計画の精緻化について

当施設の利活用の方向性について、県の施設アセスメント二次評価で「再生」と決定されている。当施設は「地方職員共済組合定款に基づく、福祉事業を行うための施設」として設置されたものであるが、下表のとおり、宿泊、貸会議室、飲食（会食）など、様々なサービスを提供しており、新型コロナウイルスにより令和2年度の利用者数は減少したものの、一定の顧客ニーズがある施設である。現地調査時のヒアリング結果によれば、宿泊に関しては山形市内に大型車両が駐車できる駐車場を保有する民間宿泊事業者がなく、高速道路のインターチェンジが近いこともあり、建設業者などの企業からの宿泊者が多いとのことである。

(単位：人)

区分	令和元年度			令和2年度		
	宿泊人数	会議室 利用者数	飲食 利用人数	宿泊人数	会議室 利用者数	飲食 利用人数
組合員	865	271	202	668	201	0
他組合員	144	36	24	95	25	0
その他	4,282	621	299	1,577	429	22
計	5,291	928	525	2,340	655	22

施設アセスメントの結果を踏まえ、利活用等の方向性が「再生」と決定された施設については、「建物性能や施設利用状況等を基に長寿命化を目的とした改修・修繕を行う」ものであるため、「山形県県有建物長寿命化指針」に基づき計画的な保全を進めていくこととしている。当施設についても、建物長寿命化計画に関する資料において、今後10年間の長寿命化対策費用の概算を整理し、令和6年度に46百万円の機械設備工事、令和9年度に122百万円の建築工事及び電気設備工事を実施することとしている。

しかし、当該対策費用は保全マネジメントシステムで標準として設定されている機器部材の更新年数と更新単価に基づき機械的に算出されたものであり、実際には所管課で毎年予算要求の際に次年度の修繕工事を検討するにとどまっている。

当施設は当初建築から45年程度を経過しており、耐震化工事を施しているとはいえ、本体の躯体は相当の老朽化具合であることを踏まえると、将来の更新を見据え、中長期的な視点で長寿命化を目的として計画的な保全を進めている状況とは言い難いと考ええる。

以上より、県は、建物長寿命化計画において機械的に算出された対策費用を前提としたうえで、実際の老朽化具合を踏まえた修繕工事の実施時期の検討及び直近の工事単価に基づく対策費用の積算などにより長寿命化計画を精緻化することを検討されたい。【意見】

③ 無償貸付けしている物件に係る維持補修費用の負担関係の見直しについて

県は、当施設の敷地及び建物を地方職員共済組合山形県支部（以下、「共済組合」という。）に無償で貸し付けている。これは、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第18条第2項の規定を踏まえて実施しているものである。

「地方公務員等共済組合法」より抜粋

（地方公共団体の便宜の供与）

第18条（中略）

2 地方公共団体の機関は、組合の運営に必要な範囲内において、その管理に係る土地、建物その他の施設を無償で組合の利用に供することができる。

当該無償貸付けに関する事務手続きについては、県の「普通財産貸付事務取扱要領」で次のとおり定められている。

「普通財産貸付事務取扱要領」より抜粋

（普通財産の無償又は減額貸付）

第4 財産条例第7条の規定により無償又は減額貸付ができる場合は、次のとおりとする。	《減額率》
(中略)	
(4) その他知事が特に公益上必要と認めるとき	
(中略)	
② 県職員に係る共済組合又は互助会が行う事業に供するとき	無償

当該取扱要領に従い、共済組合からの普通財産借受申請及び貸付料免除申請を受け、同組合と県が「土地（建物）使用貸借契約」を締結している。

当該契約書の中で、修繕義務等については次のとおり定められており、地方職員共済組合法の趣旨に基づき、土地・建物の無償貸付けという形で県の責務を果たした上で、原則として、施設運営上必要な修繕については借主である共済組合が負担することとし、建物及び設備等の補修等に要する費用について原則として貸主である県が負担することとしている。

「土地（建物）使用貸借契約書」より抜粋
（修繕義務等）

第6条 貸付物件の施設運営上必要な通常的経費は原則として借主が負担する。ただし、建物及び設備等の補修等に要する費用について原則として貸主が負担するものとする。

こうした負担関係の合意の中、借主である共済組合は、軽微な修繕（見積金額10万円以上）や緊急を要する修繕、その他施設運営上必要な小規模改修に要する費用（例として浴室改修やエアコン修繕、客室の壁修繕など直近5年間で年平均約360万円）を負担している。

これに対して、貸主である県は、施設別行政コスト計算書に記載のとおり、直近5年間で年平均2百万円の維持補修費を負担している。この内容は、屋上防水補修、消防設備改修など建物及び設備等の補修等に要する費用や低濃度PCB廃棄物収集運搬及び無害化処理業務委託費用であり、契約書における原則的な取扱いに従っている。

賃貸借契約である場合には貸主が通常必要な維持管理費を負担することになると考えるが、使用貸借である以上、通常必要な維持管理費については、借主が負担することが合理的である。また、宿泊利用客の約7割から8割が共済組合員以外である現状を踏まえると、地方職員共済組合法の趣旨である県の責務として、当該費用まで県が負担しなければならないとまでは言えないと考える。

県は、今後、施設の老朽化がさらに進展し、大規模な改修や修繕が必要となる前に、将来における当施設の在り方について慎重に議論することを含め、当施設の敷地及び

建物の無償貸付けに加えて維持補修費まで負担している現状の負担関係について見直す必要があると考える。【意見】

10 産業技術短期大学校庄内校

(1) 施設等の概要

① 概要

施設等の名称	山形県立産業技術短期大学校庄内校			
所在地	山形県酒田市京田3-57-4			
所管部課	産業労働部雇用・コロナ失業対策課			
根拠法令等	山形県産業技術短期大学校条例			
設置の目的	職業能力開発促進法に基づく、労働者に対し、職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を習得させるための職業訓練で長期間及び短期間の訓練課程を行うための施設			
敷地面積	37,394.39 m ²			
主な建物の 面積・建築年等	建物名称	構造	延床面積	建築年度
	管理実習棟	鉄筋コンクリート造	4,746.0 m ²	平成8年度
	実験実習棟	鉄骨造	1,245.0 m ²	平成8年度
	体育館	鉄骨造	778.0 m ²	平成8年度
沿革	<p>平成5年4月 山形県立産業技術短期大学校開校 山形校</p> <p>平成9年4月 山形県立産業技術短期大学校庄内校 開校</p> <p>平成11年3月 第1期生卒業（制御機械科13名、電子情報科22名、国際経営科18名）</p> <p>平成29年10月 創立20周年記念式典開催</p> <p>令和2年4月 学科名変更（生産エンジニアリング科、情報通信システム科、IT会計ビジネス科）</p>			
事業概要	<p>山形県産業界の発展に寄与し貢献する優れた産業人材を育成するために平成9年度に開校された、2年課程の職業能力開発校。</p> <p>【教育目標】 産業構造の変化や技術革新に対応できる“高度の専門技術を有し、創造力に富み、実践力のある産業人”の育成</p> <p>【学科】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産エンジニアリング科 ・情報通信システム科 ・IT会計ビジネス科（3科、定員はそれぞれ20名） <p>少人数教育が特徴。開校以来、900名を超える卒業生が地域企業で実践的技術者、経済人として活躍している。</p>			

運営形態等	直営又は指定管理者制度	職員数（令和2年度）
	直営	一般職員 24 人 会計年度任用職員等 6 人
外観		

② 行政コスト等の状況

イ) 建設・改修等に係るコスト

(単位：千円)

区分	支出年度	支出金額	財源		
			国等補助金	地方債	一般財源
用地取得	平成6年度	827,577	-	762,084	65,492
当初建設工事	平成9年度	1,658,464	294,014	899,944	464,505
合計		2,486,041	294,014	1,662,029	529,998

ロ) 直近5年間の行政コスト計算書

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常費用	296,935	295,947	285,258	294,694	285,749
業務費用	296,935	295,947	285,258	294,694	285,749
人件費	172,793	172,473	164,907	170,387	171,581
職員給与費	142,779	142,129	141,115	140,493	141,687
賞与引当金繰入額	14,056	14,579	15,188	15,182	15,182
退職手当引当金繰入額	15,957	15,764	8,603	14,711	14,711
その他	-	-	-	-	-
物件費等	101,423	103,044	102,208	108,451	100,601
物件費	58,266	61,838	59,912	62,400	57,416
内、光熱水費	9,218	10,649	11,115	10,688	10,818
内、維持管理費	18,793	19,388	19,251	19,264	19,301
内、指定管理料	-	-	-	-	-

			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
		維持補修費	2,558	608	1,697	5,453	2,586
		減価償却費	40,598	40,598	40,598	40,598	40,598
		その他	-	-	-	-	-
		その他の業務費用	22,717	20,430	18,142	15,854	13,567
	移転費用	-	-	-	-	-	
経常収益			27,362	29,035	24,548	27,501	27,494
	使用料及び手数料		27,362	29,035	24,548	27,501	27,494
	その他		-	-	-	-	-
純経常行政コスト			269,572	266,912	260,709	267,193	258,255

③ 利用の状況等

イ) 施設アセスメントにおける利用の状況

(単位：人、%)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
生徒数 (A)	34	37	27	26	34
定員数 (B)	60	60	60	60	60
定員充足率 (A ÷ B)	56.7	61.7	45.0	43.3	56.7

ロ) 使用料及び手数料等の体系及び減免基準

使用料及び手数料等の料金体系					
(山形県立産業技術短期大学の授業料等徴収条例より抜粋)					
(授業料等の額)					
第 2 条 授業料、受講料、入校料及び入校考査料の額は、別表のとおりとする。					
別表					
区分		授業料	受講料	入校料	入校考査料
長期課程職業訓練		年額 390,000 円		140,000 円	18,000 円
短期職業 訓練	訓練期間が 1 年のもの	年額 390,000 円		70,000 円	18,000 円
	上記以外のもの		知事が別に 定める額		

減免基準	
(山形県産業技術短期大学授業料及び入校料免除等運用基準より抜粋)	
第 4 授業料の免除事由の判定基準及び免除の額	
1 規則第 12 条第 1 号に規定する免除事由の判定基準及び免除の額は、次の各号のとおりとし、免除の額は前期又は後期ごとに徴収すべき授業料の全額または半額と	

- する。
- (1) 経済的理由によって授業料の納付が困難であると認められる者とは、次のいずれかに該当する者とする。
- ア 訓練生の学費を主として負担している者（以下「学費負担者」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助を受けている場合 全額免除
 - イ 訓練生の属する世帯の1年間の総所得金額が全額免除にあつては「授業料免除選考基準の運用について」（平成13年3月28日付け12文科高第295号文部科学省高等教育局長通知。以下「通知」という。）別表第1、半額免除にあつては通知別表第2の収入基準額以下である者であること。この場合の総所得金額の算定にあつては、訓練生が受けている奨学金を総所得金額に加算するとともに、訓練生の授業料相当額を特別控除の対象としないものとする。
- (2) 職業訓練の成果等が顕著であると認められる者とは、次のいずれかに該当する場合とする。
- ア 専門課程の1年次に在籍する者にあつては入学試験の成績順位が、本人の属する学科において上位2分の1以内、2年次に在籍する者にあつては1年次の成績順位が本人の属する学科において上位2分の1以内であること。
 - イ 産業技術専攻科に在籍する者にあつては、入学試験の成績順位が上位2分の1以内であること。
- (3) 第1号イに該当する場合による授業料の免除の額総額は、前期又は後期ごとの授業料収入予定額（前期又は後期ごとの収入調定額）の1割程度とし、優先順位の判定は全額免除に該当する者を半額免除に該当する者に優先するものとし、訓練生の属する世帯の1年間の総所得金額を通知別表第1又は別表第2の該当する収入基準額で除して得た数値の低い者を優先する。
- ただし、経済情勢等に鑑み、やむを得ないと認められる場合はこの限りではない。

④ 県の施設アセスメントの結果及び個別施設計画における今後の対策費用見込

イ) 施設アセスメントの結果

施設アセスメント結果		一次評価（ポートフォリオ表上の望ましい利活用等の方向性）
高 ↑ 管理 利用 効率 状況 ↓ 低		転用・集約化等又は廃止（売却）
		二次評価（県有財産総合管理推進本部会議で承認された方向性）
	★	集約化等
		個別施設計画の名称
低← 建物性能 →高		山形県県有建物長寿命化計画（公共施設）

ロ) 今後の対策費用見込

当面、緊急的な修繕のみを行い、施設のあり方に係る検討の結果が出るまでは、長寿命化を目的とした改修は行わない。

⑤ 隣接する庄内職業能力開発センターとの統合に関する検討状況

県では、県有財産総合管理推進本部からの二次評価での提示を受けて、所管部局では次のとおり施設利活用の方向性について検討を行っている。

県有財産総合管理推進本部の提示内容	所管部局における施設利活用の方向性の判断
利用状況が低いため、同様に利用状況が低い庄内職業能力開発センター（隣接所在）との集約化が適当である。	平成 30 年度から令和元年度にかけ、あり方について検討したところ、当面現状のまま使用し、利用状況の改善対策（入校者の確保対策）を講じるとともに、中長期的な在り方について検討することとなった。 中長期的な在り方の検討を始めたところであることから、当面は現状のまま、使用することが適当である。

(2) 実施した手続及び結果

- ① 当施設の設置時の目的・県民のニーズは現状でも変化していないか、近隣の同種施設の状況や公的関与の必要性を考慮した場合、見直しや統廃合の検討は必要ないか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

(3) 「① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について」参照

(3) 「② 役務提供の実態に応じた費用負担について」参照

- ② 施設の老朽化及び財産（公有財産、物品）の利用状況等を踏まえて規模や配置の状況は適切か、未利用財産の把握は適時に行われ、利活用の取組みが検討されているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び現地視察を実施した。

(結果)

(3) 「③ 除籍図書に係る売却及び古紙回収の検討について」参照

- ③ 施設アセスメントの二次評価で一次評価と異なる利活用等の方向性が示されている場合、その判断は合理的な根拠によるものか、また、個別施設計画で最終的に承認された利活用等の方向性に基づいて対策費用は具体化され、有利な財源活用等の検討がされているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施

した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ④ 財産（公有財産、物品）に係る使用料及び手数料等の受益者負担の水準は適正か、減免等の基準は公平か、使用許可申請及び減免申請に係る事務手続きは適切かという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施するとともに、直近2年間の受益者負担割合を算出した。

算出した直近2年間の受益者負担割合は次のとおりである。

(単位：千円、㎡、%)

	令和元年度	令和2年度
経常費用 (A)	294,694	285,749
内、国庫支出金財源 (B)	40,788	56,765
差引 (C = A - B)	253,906	228,984
受益者負担対象部分の延床面積 (D)	6,769	6,769
施設全体の延床面積 (E)	6,850	6,850
受益者負担の対象とする行政コスト (F = C × D / E)	250,903	226,277
使用料及び手数料等 (G)	27,501	27,494
減免額 (H)	2,340	3,120
受益者負担割合 {(G + H) / F}	11.9	13.5

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ⑤ 財産の管理状況及び事務手続きは適切か、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び物品の現物実査を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

(3) 指摘事項及び意見

① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について

当施設において、施設 KPI が設定されていない。

施設 KPI とは目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証するために設定すべきものである。そのため、当施設に係る事業に関連した施設 KPI を設定し、定期的に測定することで、当施設の設置目的である「山形県産業界の発展に貢献する優れた産業人材の育成」をどのように達成できているかを評価して施策の適切性を評価できるとともに、県民に対して施設の必要性を明らかにすることができることにもなる。逆に、施設 KPI が未設定ということは、当施設の設置目的（存在意義）を自ら立証することができていないことになる。

以上より、県は、施設の必要性を確認するため、早急に当施設の施設 KPI を設定することを検討されたい。当施設の場合、「第 10 次山形県職業能力開発計画（計画期間 H28～R2 年度）」の「数値目標」に定める「公共職業訓練（学卒者）の正社員就職率」や「公共職業訓練（学卒者）の県内就職率」などの指標が当施設の施設 KPI としても考えられる。【意見】

なお、この二つの指標の直近 5 年間の達成状況は次のとおりである。

施設 KPI		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
公共職業訓練（学卒者）の正社員就職率	計画値	100%	100%	100%	100%	100%
	実績値	100%	96%	100%	91%	100%
公共職業訓練（学卒者）の県内就職率	計画値	90%	90%	90%	90%	90%
	実績値	81%	85%	85%	76%	73%

※「計画値」…第 10 次山形県職業能力開発計画より（県立職業能力開発 4 施設共通の数値）

「実績値」…産業技術短期大学校庄内校の数値

② 役務提供の実態に応じた費用負担について

当施設と庄内職業能力開発センターでは、施設維持管理業務や水道光熱費などを当施設で一括して業者と契約締結し、業者への支払いの予算計上や実績の集計などを全て当施設で行っている。

この結果、庄内職業能力開発センターでも施設維持管理や水道光熱費など役務提供を受けているにも関わらず、それらに係る支出は当施設で執行されていることから、各施設の支出が役務の費消を適切に反映していないこととなる。

県の施設アセスメントにおいても、各所管部局から県有財産総合管理推進本部に提出される「維持管理コスト調査票」では次の表のとおり当施設でのみ認識されており、アセスメントのための維持管理効率・光熱水費効率算定の際に、県有財産総合管理推進本部事務局が生徒数により按分して評価している。

《直近3年間の維持管理コスト調査票回答（抜粋）》

（単位：千円）

区分	コスト名称	産業技術短期大学校庄内校			庄内職業能力開発センター		
		H29	H30	R1	H29	H30	R1
保守費	水質検査	842	842	850	-	-	-
	保守点検費用	8,412	8,412	8,592	-	-	-
清掃費	施設(庁舎内)清掃	5,184	5,184	5,115	-	-	-
環境対応費	構内樹木管理	4,233	4,233	4,265	-	-	-
光熱水費	電気料金	6,733	7,305	7,200	-	-	-
	水道料金	794	743	699	-	-	-
保守費	警備費	3,271	3,271	3,565	-	-	-

所管部局が各施設に係る支出を区分して把握していない場合、集約化等を含む施設利活用等の検討において各施設の採算性や仮に廃止した場合に軽減される支出額を把握することが困難である。実際に、監査人が作成した施設別行政コスト計算書についても所管部局からの維持管理コスト調査票に基づいており、上記コストのうち庄内職業能力開発センターが負担するべき分が過大となっている。

県は、各施設の行政コストの実態に基づいた施設の中長期的な在り方を検討するためにも、役務の費消に応じて施設ごとに予算計上、実績集計することが望まれる。【意見】

③ 除籍図書に係る売却及び古紙回収等の検討について

当施設では今回図書室の蔵書及びレイアウトの見直しを行った結果、大量の蔵書を処分することとなった。

(除籍図書)



図書室の除籍本の利活用の観点で考えた場合、他県公立大学への調査結果によれば、古本業者への売却や古紙回収業者に売却し、一部資金回収している事例も存在する。また、図書室の除籍本を買い取り、加工した上で売却する業者も存在する。

除籍本について、これらの業者への売却による収支が焼却処分等に要する経費よりプラスとなり、かつ売却後の適正な取扱いが確保されるような場合は、売却及び古紙回収等の選択肢をより積極的に検討することが望ましい。【意見】

11 庄内総合支庁（分庁舎を含む）

(1) 施設等の概要

① 概要

施設等の名称	庄内総合支庁			
所在地	山形県東田川郡三川町大字横山字袖東 1 9 - 1			
所管部課	庄内総合支庁総務課			
根拠法令等	山形県行政機関の設置等に関する条例、山形県行政組織規則			
設置の目的	総合的な出先機関として、地域における課題に対して総合的かつ迅速に対処する役割を担うとともに、その所掌する事務については当該事務を所掌する本庁の機関と連携し、当該事務に係る県行政の一体性を確保する。 庄内総合支庁は鶴岡市、酒田市、東田川郡、飽海郡を所管する。			
敷地面積	25,760.31 m ²			
主な建物の面積・建築年等	建物名称	構造	延床面積(m ²)	建築年度
	支庁舎（本庁舎）	鉄筋コンクリート造	6,471.50 m ²	昭和43年度
	支庁舎（東庁舎）	鉄筋コンクリート造	3,066.53 m ²	昭和54年度
	支庁分庁舎	鉄筋コンクリート造	1,060.90 m ²	昭和43年度
	支庁分庁舎（宿泊棟）	鉄筋コンクリート造	546.20 m ²	昭和46年度
沿革	<p>昭和44年4月 庄内支庁として業務開始。</p> <p>昭和55年3月 東庁舎増築工事完成。</p> <p>平成11年4月 旧消防学校の建物を改装し、庄内支庁の分庁舎開設。 庄内保健所検査課、会議室などが入所。</p> <p>平成13年4月 庄内総合支庁に改組。保健所、農業改良普及センター、家畜保健衛生所、荒沢ダム管理事務所を統合し業務開始。</p> <p>平成20年度～ 庄内総合支庁の各庁舎（本庁舎、分庁舎、水産課、港湾事務所、鶴岡分所、酒田分所）の耐震改修を実施。 （平成22年度まで）</p>			
事業概要	<p>事業概要は「設置の目的」参照。</p> <p>総務企画部、保健福祉環境部、産業経済部、建設部が設置され、22課（7課内室）2分所の体制となっている。</p>			
運営形態等 （令和2年度）	直営又は指定管理者制度	職員数（令和2年度）		
	直営	<p>一般職員 411 人</p> <p>会計年度任用職員等 84 人</p>		



② 行政コスト等の状況

イ) 建設・改修等に係るコスト

(単位：千円)

区分	支出年度	支出金額	財源		
			国等補助金	地方債	一般財源
用地取得	昭和 43 年度 ～平成 10 年度	466, 453	-	-	466, 453
本庁舎建設工事	昭和 44 年度	1, 587, 573	-	-	1, 587, 573
東庁舎建設工事	昭和 55 年度	363, 752	-	-	363, 752
分庁舎建設工事 (当初は消防学校)	昭和 43 年度 昭和 46 年度	263, 448	-	-	263, 448
東庁舎アスベスト対策 工事	平成 18 年度	9, 102	-	-	9, 102
耐震改修工事	平成 21 年度	278, 692	-	-	278, 692
木質バイオマスボイラ ー設備等設置工事	平成 27 年度	47, 875	-	-	47, 875
その他		20, 021	-	-	20, 021
合計		3, 036, 916	-	-	3, 036, 916

ロ) 直近5年間の行政コスト計算書

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常費用	19,209,115	19,595,165	19,845,016	20,275,672	22,366,126
業務費用	19,209,115	19,595,165	19,845,016	20,275,672	22,366,126
人件費	3,179,245	3,200,401	2,911,100	3,147,898	3,148,188
職員給与費	2,513,188	2,520,565	2,385,410	2,480,035	2,390,708
賞与引当金繰入額	250,667	261,820	260,109	271,384	259,997
退職手当引当金繰入額	284,575	283,103	147,332	262,974	245,541
その他	130,813	134,912	118,247	133,504	251,940
物件費等	16,029,869	16,394,763	16,933,916	17,127,773	19,217,938
物件費	15,960,827	16,325,424	16,863,643	17,090,935	19,182,718
内、光熱水費	25,840	26,505	26,172	25,197	25,958
内、維持管理費	22,886	23,514	22,109	21,258	22,294
内、指定管理料	-	-	-	-	-
維持補修費	3,989	4,285	5,220	6,997	5,501
減価償却費	65,053	65,053	65,053	29,840	29,719
その他	-	-	-	-	-
その他の業務費用	-	-	-	-	-
移転費用	-	-	-	-	-
経常収益	4,174	4,294	4,089	3,887	3,962
使用料及び手数料	4,174	4,294	4,089	3,887	3,962
その他	-	-	-	-	-
純経常行政コスト	19,204,940	19,590,870	19,840,927	20,271,785	22,362,164

③ 利用の状況等

イ) 施設アセスメントにおける利用の状況

(単位：㎡、人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
事務室等の面積 (A)	5,623.86	5,591.16	5,591.16	5,591.16	5,591.16
職員等の人数 (B)	546	526	531	532	531
一人当たり事務室等面積 (A÷B)	10.3	10.6	10.5	10.5	10.5

④ 県の施設アセスメントの結果及び個別施設計画における今後の対策費用見込

イ) 施設アセスメントの結果

施設アセスメント結果			一次評価（ポートフォリオ表上の望ましい利活用等の方向性）
高 ↑ 管理 利用 効率 状況 ↓ 低	★		再生（・建替）
			二次評価（県有財産総合管理推進本部会議で承認された方向性）
			再生
			個別施設計画の名称
		低← 建物性能 →高	山形県県有建物長寿命化計画（その他庁舎等）

ロ) 今後の対策費用見込

（単位：千円）

区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
建築	-	-	46,654	-	19,586	-	-	-	-	87,142
電気	-	-	-	-	7,000	-	-	-	-	265,266
機械	-	-	-	-	-	-	40,750	-	-	519,648
計	-	-	46,654	-	26,586	-	40,750	-	-	872,056

(2) 実施した手続及び結果

- ① 当施設の設置時の目的・県民のニーズは現状でも変化していないか、近隣の同種施設の状況や公的関与の必要性を考慮した場合、見直しや統廃合の検討は必要ないか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

（結果）

- (3) 「① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について」参照

- ② 施設の老朽化及び財産（公有財産、物品）の利用状況等を踏まえて規模や配置の状況は適切か、未利用財産の把握は適時に行われ、利活用の取組みが検討されているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び現地視察を実施した。

（結果）

- (3) 「② 劣化度診断調査を受けた調査と修繕の早期実施について」参照

- (3) 「③ ペーパーレス化等による業務の効率化の推進について」参照

- ③ 施設アセスメントの二次評価で一次評価と異なる利活用等の方向性が示されている場合、その判断は合理的な根拠によるものか、また、個別施設計画で最終的に承

認された利活用等の方向性に基づいて対策費用は具体化され、有利な財源活用等の検討がされているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ④ 財産の管理状況及び事務手続きは適切か、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び物品の現物実査を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

(3) 指摘事項及び意見

- ① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について

当施設において、施設 KPI が設定されていない。

施設 KPI とは目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証するために設定すべきものである。そのため、当施設に係る事業に関連した施設 KPI を設定し、定期的に測定することで、当施設の「総合的な出先機関として、地域における課題に対して総合的かつ迅速に対処する役割を担う」という設置目的をどのように達成できているかを評価して施策の適切性を評価できるとともに、県民に対して施設の必要性を明らかにすることができることにもなる。逆に、施設 KPI が未設定ということは、当施設の設置目的（存在意義）を自ら立証することができていないことになる。

以上より、県は、施設の必要性を確認するため、早急に当施設の施設 KPI を設定することを検討されたい。当施設の場合、多くの部署が配置されていることから、それぞれの部署の機能に応じた「相談対応件数」「申請受付件数」「書類発行件数」などの指標が考えられる。【意見】

なお、施設 KPI 設定にあたっては、「地方創生事業実施のためのガイドライン」（平成 31 年 4 月内閣府地方創生推進事務局）などが参考になると考える。

- ② 劣化度診断調査を受けた調査と修繕の早期実施について

令和 3 年 3 月 31 日に策定された建物長寿命化計画の当施設に関する資料の「個別施設の状態等」の項目では本庁舎の外壁と内部仕上が D 判定となっている。D 判定と

は、外壁は早急な対応の必要があり、内部仕上は著しい劣化現象があることを意味する。

しかし、同資料の「実施時期と対策費用」の項目にこの外壁及び内部仕上への対応費用は計上されていない。

この点を質問したところ、業者に見積りを依頼したが、修繕範囲及び修繕方法を決定するには調査が必要となり、現在調査が出来ていないことから修繕経費を計上できていないとの回答を得ている。

特に外壁については崩れ落ちることで利用者に危害を加える危険性もあるため、早期に調査を実施し、必要な修繕を実施する必要がある。【意見】

③ ペーパーレス化等による業務効率化の推進と空きスペース活用の検討について
庄内総合支庁における公文書ファイル保管状況は以下のとおりである

(単位：冊)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
新規登録	299	307	365	372	344
廃棄	104	279	489	272	654
年度末保管冊数	4,024	4,052	3,928	4,028	3,718

公文書ファイル冊数の過去 5 年間の推移を見ると、廃棄により年度末保管冊数は減少傾向にあるものの、新規登録冊数は平成 29 年度以前と比較して平成 30 年度以降は増加している。

現地視察を実施した令和 3 年 10 月時点においても、当施設では公文書ファイルや申請書等の書類が大量に保管されており、その保管場所は庁舎内の複数の場所に点在し、多くのスペースを割いている。

平成 31 年 3 月に企画振興部情報政策課が公表した「山形県 ICT 推進方針の概要について」では、ICT の展開の方向性として次のように記載されている。

「山形県 ICT 推進方針の概要について」より抜粋
V 展開の方向性
(3) 働き方改革の推進
②ICT を活用した労働者の負担軽減
・ICT を活用した企業内の営業・企画等に関する情報共有による効果的・効率的な業務の推進
(5) 行政サービス・業務効率の向上
②業務・情報システムの見直し
・入力作業等の定型業務の自動化やペーパーレス化等による業務の効率化の推進


上記推進方針に基づき、事業者からの申請等の電子化や書類のペーパーレス化により公文書ファイルの新規登録冊数を削減しつつ、業務効率化を推進するとともに、今後もルールに則った廃棄により文書保管スペースの縮小に努めながら、施設全体の有効利用について検討されたい。【意見】

12 栽培漁業センター

(1) 施設等の概要

① 概要

施設等の名称	山形県栽培漁業センター			
所在地	山形県鶴岡市三瀬字宮の前3 2-1			
所管部課	庄内総合支庁総務課			
根拠法令等	沿岸漁場整備開発法に基づく山形県栽培漁業基本計画における種苗生産施設			
設置の目的	本県の栽培漁業の振興を図り、「つくり育てとる漁業」を推進するため、漁業資源として重要な魚類・貝類・甲殻類などの種苗を生産し、供給するために設置された。			
敷地面積	38,595.56 m ²			
主な建物の 面積・建築年等	建物名称	構造	延床面積	建築年度
	事務所	鉄筋コンクリート造	304.67 m ²	昭和54年度
	飼育培養棟(あわびA棟)	鉄骨造	765.00 m ²	昭和54年度
	飼育培養棟(あわびB棟)	鉄骨造	855.00 m ²	昭和54年度
	飼育培養棟(魚類棟)	鉄骨造	2,921.40 m ²	昭和55年度
	ワムシ培養棟	鉄骨造	644.10 m ²	平成4年度
	新魚種生産棟	鉄骨造	712.50 m ²	平成10年度
沿革	<p>昭和57年3月 栽培漁業センターの運営を行っている公益財団法人山形県水産振興協会（以下、協会）の前身となる（財）山形県栽培漁業協会設立。</p> <p>昭和57年4月 栽培漁業センター開設。</p> <p>平成11年4月 遊佐の内水面水産センターを運営する（社）山形県内水面養殖振興会と統合し、（財）山形県水産振興協会設立。</p> <p>平成25年4月 公益財団法人に移行。</p>			
事業概要	<p>協会は山形県から栽培漁業センターの施設管理及び業務委託を受けている。</p> <p>栽培漁業センターの主な業務内容は以下のとおり。</p> <p>① 水産生物の種苗生産、供給 ヒラメ、クロダイ、アユ、アワビ、モクズガニ、トラフグなどの種苗生産、供給を行っている。</p> <p>② 水産生物の種苗生産及び増養殖に関する技術の開発</p>			

	<p>生産の効率化と良質な種苗を生産するために親魚の養成、種苗の生産、疾病防除対策などの技術開発を行っている。また、孵化した種苗に与える生物餌料の量産技術の開発など各種技術開発を行っている。</p> <p>③ 栽培漁業に関する調査及び放流効果等の調査、指導及び啓発普及 県及び団体等の委託を受け、ヒラメ、サクラマス等の放流効果を明らかにするために、魚卸売市場の調査を実施。また、栽培漁業について理解を深めてもらうために、各施設を公開し情報提供を行っている。</p>	
運営形態等	直営又は指定管理者制度	指定管理者名（令和2年度）
	指定管理者制度	公益財団法人山形県水産振興協会
外観		

② 行政コスト等の状況

イ) 建設・改修等に係るコスト

(単位：千円)

区分	支出年度	支出金額	財源		
			国等補助金	地方債	一般財源
用地取得	昭和54年度 昭和55年度	100,302	-	-	100,302
当初建設工事	昭和55年度 ～昭和57年度	1,118,796	-	-	1,118,796
ワムシ培養棟増築工事	平成5年度	38,527	-	-	38,527
送水ポンプ棟増築工事	平成10年度	5,900	-	-	5,900
新魚種生産棟増築工事	平成11年度	43,231	-	-	43,231
魚類棟 60t 水槽内面防水 修繕工事	平成24年度	4,903	-	-	4,903
栽培漁業センター改修工 事	平成27年度	58,101	-	-	58,101
合計		1,369,760	-	-	1,369,760

ロ) 直近5年間の行政コスト計算書

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常費用	138,226	134,737	133,696	146,267	133,005
業務費用	138,226	134,737	133,696	146,267	133,005
人件費	-	-	-	-	-
職員給与費	-	-	-	-	-
賞与引当金繰入額	-	-	-	-	-
退職手当引当金繰入額	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
物件費等	138,226	134,737	133,696	146,267	133,005
物件費	124,361	120,872	119,851	125,146	123,584
内、光熱水費	-	-	-	-	-
内、維持管理費	-	-	-	-	-
内、指定管理料	124,361	120,872	119,851	125,146	123,584
維持補修費	-	-	-	6,969	2,323
減価償却費	13,865	13,865	13,844	14,151	7,098
その他	-	-	-	-	-
その他の業務費用	-	-	-	-	-
移転費用	-	-	-	-	-
経常収益	980	951	922	886	864
使用料及び手数料	980	951	922	886	864
その他	-	-	-	-	-
純経常行政コスト	137,245	133,786	132,773	145,381	132,141

ハ) 指定管理業務に係る収支計算書

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
収入	指定管理料	124,361	120,872	119,851	125,146	123,584
	生産物売払収益	19,422	20,543	27,143	23,998	22,566
	その他収入	1,134	1,484	1,340	1,461	1,279
	収入計	144,917	142,899	148,334	150,605	147,429
支出	人件費	62,281	62,685	58,247	63,364	54,551
	餌料費及び親魚等購入費	17,573	21,553	22,753	23,756	20,443
	修繕費	10,026	6,299	8,837	7,745	7,487
	燃料費及び光熱水費	24,466	27,513	31,460	26,808	24,097
	その他支出	29,092	26,869	27,294	30,925	35,583

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	支出計	143,438	144,919	148,591	152,598	142,161
収支差額		1,478	△2,020	△256	△1,993	5,267

③ 利用の状況等

イ) 施設アセスメントにおける利用の状況 (単位：㎡、人)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
事務室等の面積 (A)		127.5	127.5	127.5	127.5	127.5
職員等の人数 (B)		18	19	17	17	14
一人当たり事務室等面積 (A÷B)		7.08	6.71	7.50	7.50	9.11

④ 県の個別施設計画における施設アセスメントの結果及び今後の対策費用見込

イ) 施設アセスメントの結果

施設アセスメント結果		一次評価 (ポートフォリオ表上の望ましい利活用等の方向性)
高 ↑ 管理 効率 状況 ↓ 低	★	再生 (・建替)
		二次評価 (県有財産総合管理推進本部会議で承認された方向性)
		再生 (一部維持)
		個別施設計画の名称
低← 建物性能 →高		山形県県有建物長寿命化計画 (その他庁舎等)

ロ) 今後の対策費用見込 (単位：千円)

区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
建築	-	-	28,250	256,975	-	-	-	-	-	13,533
電気	-	-	-	36,715	-	3,055	8,139	-	-	25,320
機械	-	-	-	1,570	-	5,100	2,452	-	-	5,179
計	-	-	28,250	295,260	-	8,155	10,591	-	-	44,032

(2) 実施した手続及び結果

- ① 当施設の設置時の目的・県民のニーズは現状でも変化していないか、近隣の同種施設の状況や公的関与の必要性を考慮した場合、見直しや統廃合の検討は必要ないか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

- (3) 「① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について」参照

- ② 施設の老朽化及び財産（公有財産、物品）の利用状況等を踏まえて規模や配置の状況は適切か、未利用財産の把握は適時に行われ、利活用の取組みが検討されているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び現地視察を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ③ 施設アセスメントの二次評価で一次評価と異なる利活用等の方向性が示されている場合、その判断は合理的な根拠によるものか、また、個別施設計画で最終的に承認された利活用等の方向性に基づいて対策費用は具体化され、有利な財源活用等の検討がされているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

- (3) 「② 取水管と自家発電装置の更新投資に係る計画的更新について」参照

- ④ 財産（公有財産、物品）に係る使用料及び手数料等の受益者負担の水準は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

- (3) 「③ 蓄養の早期事業化について」参照

(3) 指摘事項及び意見

① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について

当施設において、施設 KPI が設定されていない。

施設 KPI とは目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証するために設定するべきものである。そのため、当施設に係る事業に関連した施設 KPI を設定し、定期的に測定することで、当施設の設置目的である栽培漁業の振興をどのように達成できているかを評価して施策の適切性を評価できるとともに、県民に対して施設の必要性を明らかにすることができることにもなる。逆に、施設 KPI が未設定ということは、当施設の設置目的（存在意義）を自ら立証することができていないことになる。

以上より、県は、施設の必要性を確認するため、早急に当施設の施設 KPI を設定することを検討されたい。当施設の場合、複数の機能を有していることから、第7次山形県栽培漁業基本計画で明示している次の指標を参考にそれぞれの機能に応じた複数の指標が考えられる。【意見】

「第7次山形県栽培漁業基本計画」より抜粋

(水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標)

魚類	ひらめ	150 千尾
	くろだい	20 千尾
	とらふぐ	20 千尾
貝類	えぞあわび	250 千個

(放流効果実証事業に関する事項)

対象	魚類	ひらめ
放流尾数	150 千尾	

(種苗生産の技術水準の目標)

山形県栽培漁業センターの水槽容量 1 立法メートル当たり又は水槽床面積 1 平方メートル当たりの種苗生産水準の目標

ひらめ	1,000 尾/m ²	種苗生産回数	1 回/年
くろだい	500 尾/m ³	種苗生産回数	1 回/年
とらふぐ	350 尾/m ³	種苗生産回数	1 回/年
えぞあわび	2,100 個/m ²	種苗生産回数	2 回/年

② 取水管と自家発電装置の更新投資に係る計画的更新について

栽培漁業においては水の確保が事業継続上不可欠であり、そのために施設の計画的更新が必要である。

まず 700m 沖合からきれいな海水を採るための取水管は、平成元年に取り替えてから 30 年以上経過しており、経年劣化による取水量の減少が懸念されている。また開所時に設置された自家発電装置は 40 年超が経過し、交換部品がなくなっている。東日本大震災時にはこの自家発電装置が稼働したことで、停電を乗り越えることができた。

いずれの設備も更新するためには数億円単位の投資が必要である。この点、(1)③ロ) 今後の対策費用見込によれば、令和 5 年度において総額 3 億円弱の対策費用が計画されているが、この対策費用は建築物の長寿命化対策工事に係るもので、取水管と自家発電装置の取替は含まれていない。

建築物だけでなくこれらの設備も当施設の根幹を支えるもので、正常稼働しなかった場合には多額の損失を生じる可能性がある。県有施設として保有し続けることが必要と判断される場合、施設の設置目的達成に必要な不可欠な設備についても、計画的な更新について検討されたい。【意見】

③ 蓄養の早期事業化について

屋外の餌料培養槽にて、令和 2 年度からヒラメ、アオリイカ、タイ及びフグの蓄養を試験的に行っている。

ヒラメは 4 月頃に水揚げしたものを 8 月まで、アオリイカは 9 月に水揚げしたものを 11 月まで蓄養することで、サイズが大きくなるとともに、流通量が少ない時期に市場に出すことで価格が上昇し、漁業関係者の収入増加につながる。

現在は試験的な運用であり、培養槽の利用料は徴収していないとのことであるが、センターの目的に適う事業であることから、早期に事業化し、適切な利用料を徴収することが望まれる。【意見】

13 工業技術センター

(1) 施設等の概要

① 概要

施設等の名称	山形県工業技術センター			
所在地	山形市松栄2丁目2番1号			
所管部課	産業労働部工業戦略技術振興課			
根拠法令等	山形県工業技術センター手数料条例 山形県工業技術センター手数料条による手数料の額			
設置の目的	工業の生産技術の向上とその普及を図るための施設			
敷地面積	61,412.45 m ²			
主な建物の 面積・建築年等	建物名称	構造	延床面積	建築年度
	本館	鉄筋コンクリート造	4,465.87 m ²	昭和53年度
	エネルギー棟	鉄骨造	658.51 m ²	昭和53年度
	渡廊下	鉄骨造	270.40 m ²	昭和53年度
	醸造食品化学棟	鉄筋コンクリート造	898.60 m ²	昭和54年度
	木工繊維棟	鉄筋コンクリート造	828.75 m ²	昭和54年度
	木工棟	鉄筋コンクリート造	425.62 m ²	昭和54年度
	金属棟	鉄筋コンクリート造	678.26 m ²	昭和54年度
	機械棟	鉄筋コンクリート造	356.60 m ²	昭和54年度
	渡廊下	鉄筋コンクリート造	239.09 m ²	昭和54年度
	鑄造棟	—	493.83 m ²	昭和54年度
	窯業棟	鉄筋コンクリート造	831.58 m ²	昭和54年度
	庁舎	鉄骨造	228.00 m ²	平成7年度
沿革	昭和52年 現庁舎着工 昭和55年 現庁舎へ移転 平成8年 国際情報サポートセンターを増設 平成16年 超精密加工テクノロジーセンターを開設 超精密加工テクノロジーセンターを山形県高度技術研究開発センターへ移管 令和2年 IoTイノベーションセンターを開設			
事業概要	県内産業発展のために活動する技術支援機関で、新製品の開発等に関する技術相談・出張相談、工業材料や製品などの試験・分析・測定を行う受託試験・設備使用、企業と県が連携して課題解決にあた			

	る共同研究をはじめとする研究開発、製造業技術者研修を実施する技術者養成を行っている。	
運営形態等	直営又は指定管理者制度	職員数（令和2年度）
	直営	一般職員 67 人 会計年度任用職員等 6 人
外観		

② 行政コスト等の状況

イ) 建設・改修等に係るコスト

(単位:千円)

区分	支出年度	支出金額	財源		
			国等補助金	地方債	一般財源
用地取得	昭和 50 年度	341,749	-	-	341,749
当初建設工事	昭和 53 年度 ～昭和 54 年度	1,739,950	-	-	1,739,950
庁舎建設工事	平成 7 年度	44,023	-	-	44,023
IoT イノベーションセンター増築工事	平成 30 年度 ～令和 2 年度	361,616	180,808	162,400	18,408
高圧受電盤更新工事等	平成 30 年度	89,337	-	83,000	6,337
その他		145,939	9,455	91,100	45,384
合計		2,722,615	190,263	336,500	2,195,851

ロ) 直近5年間の行政コスト計算書

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常費用	466,421	472,314	455,309	462,631	518,977
業務費用	466,421	472,314	455,309	462,631	518,977
人件費	355,145	362,345	335,533	348,442	389,530
職員給与費	281,649	286,729	274,688	274,106	307,115
賞与引当金繰入額	30,455	32,196	32,276	32,263	36,058
退職手当引当金繰入額	34,575	34,813	18,282	31,263	34,941
その他	8,467	8,606	10,286	10,810	11,417
物件費等	111,276	109,969	119,776	114,033	127,670
物件費	62,435	70,393	77,668	73,352	69,679
内、光熱水費	27,226	38,569	38,737	39,894	36,106
内、維持管理費	20,009	19,986	17,676	16,054	18,431
内、指定管理料	-	-	-	-	-
維持補修費	9,005	3,237	8,676	6,527	6,862
減価償却費	39,836	36,339	33,431	34,154	51,129
その他	-	-	-	-	-
その他の業務費用	-	-	-	156	175
移転費用	-	-	-	-	-
経常収益	58,282	58,695	54,193	52,754	66,221
使用料及び手数料	58,282	58,695	54,193	52,754	66,221
その他	-	-	-	-	-
純経常行政コスト	408,139	413,620	401,116	409,877	452,756

※ 高度技術研究開発センターと兼務している職員に係る人件費について、コスト計算においては両方で折半して費用を配賦している。

③ 利用の状況等

イ) 施設アセスメントにおける利用の状況

(単位：人、%)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
専用業務室等の面積 (A)	5,225.79	5,225.79	5,225.79	5,225.79	5,532.74
職員等の人数 (B)	78	78	79	80	78
一人当たり専用業務室等面積 (A÷B)	67.0	67.0	66.2	65.3	67.0

ロ) 使用料及び手数料等の料金体系及び減免基準

使用料及び手数料等の料金体系					
(山形県工業技術センター手数料条例による手数料の額より抜粋)					
1. 試験					
項目	試験項目	単位	金額		
強度試験	工業材料	一般材料試験 (強度、伸び、曲げ等)	1 試験 1 項目	650 円。ただし、特殊な環境又は試料採取を要するものにあつては、3,220 円	
		微小材料強度試験	1 試験 1 項目	1,490 円	
		硬さ試験	1 試験 1 試料	540 円	
		硬さ分布試験	1 試験 1 試料	3,900 円。ただし、測定点が 10 を超える場合は、3,900 円にその 10 を超える測定点 1 点につき 310 円を加算した額	
		衝撃試験	1 試験 1 試料	350 円。ただし、常温以外の処理を要するものにあつては、1,710 円	
	土木建設材料	圧縮試験 (コンクリート類)	1 試験 1 試料	1,320 円	
		曲げ試験 (コンクリート類)	1 試験 1 試料	2,410 円	
		建設用鋼材試験 (強度、伸び、曲げ等)	1 試験 1 項目	2,140 円	
	工業製品	側方荷重試験	1 試験 1 試料	3,270 円	
		鉛直荷重試験	1 試験 1 試料	3,270 円	
		繰り返し試験	1 試験 1 試料	7,900 円	
	土木建設製品	圧縮試験 (コア供試体)	1 試験 1 試料	3,240 円	
		大型製品試験 (コンクリート二次製品等)	1 試験 1 試料	5,720 円	
	種別物性試験	繊維	一般物性試験 (A) (静電気、摩耗、滑脱、より数、ピリング、寸法変化率、織度等)	1 試験 1 試料	1,170 円
			一般物性試験 (B) (水分、重さ、引裂、撥水等)	1 試験 1 試料	970 円

使用料及び手数料等の料金体系			
		染色堅ろう度試験(A) (汗耐光、塩素処理水、 マーセライジング等)	1 試験 1 試料 2,300 円
		染色堅ろう度試験(B) (汗、窒素酸化物、ドラ イクリーニング等)	1 試験 1 試料 1,230 円
		染色堅ろう度試験(C) (洗濯、水、熱湯、摩 擦、ホットプレス等)	1 試験 1 試料 780 円
		遊離ホルムアルデヒド 試験	1 試験 1 試料 2,330 円
		整染試験	1 試験 1 試料 2,190 円
		繊維定量試験(油脂 分、糊付着量等)	1 試験 1 試料 1,530 円
		織物組織分解試験	1 試験 1 試料 3,190 円
	食品	物理試験	1 試験 1 試料 2,690 円
		物性試験	1 試験 1 試料 5,070 円
		微生物試験	1 試験 1 試料 5,440 円
	その他	ホルムアルデヒド放散量 試験(デシケータ法)	1 試験 1 試料 10,000 円
		木材含水率試験	1 試験 1 試料 920 円
		塗料性能試験	1 試験 1 試料 1,550 円
共通物性試験		温湿度環境試験	1 試験 24 時間 16,200 円
		測色試験	1 試験 1 試料 630 円
		塩水噴霧試験	1 試験 24 時間 5,300 円
		複合サイクル試験	1 試験 8 時間 4,940 円
		密度測定(見掛密度、 かさ密度等)	1 試験 1 試料 3,430 円
		粒度分布測定試験	1 試験 1 試料 3,240 円
		紫外線カーボンアーク 灯光試験	1 試験 1 試料 2,000 円
		キセノンアーク灯光試験	1 試験 1 試料 3,000 円
		テーバー式摩耗試験	1 試験 1 試料 13,300 円
		ピーエッチ測定試験	1 試験 1 試料 2,180 円
		熱膨張測定試験	1 試験 1 試料 5,010 円
		熱定数測定試験(常温)	1 試験 1 項目 6,560 円
		熱定数測定試験(高温)	1 試験 1 項目 15,300 円。ただし、測定点 が5を超える場合は、 15,300 円にその5を超える

使用料及び手数料等の料金体系			
			測定点1点につき2,280円を 加算した額
	メルトフローレート測定試験	1試験 1試料	3,620円
	荷重たわみ温度測定試験	1試験 1試料	4,110円
	落下衝撃試験	1試験 1試料	3,080円
精密測定試験	精密測定試験（並級）	1試験 1試料	1,650円
	精密測定試験（中級）	1試験 1試料	3,640円
	精密測定試験（精級）	1試験 1試料	4,630円
非破壊試験	エックス線検査（フィルム）	1試験 1試料	2,190円
	エックス線検査（デジタル）	1試験 1試料	1,470円
	エックス線テレビ検査	1試験 1試料	3,220円
	マイクロフォーカスエックス線検査	1試験 1試料	3,640円
	サブミクロンフォーカスエックス線検査	1試験 1試料	4,390円
	エックス線CT検査（低解像）	1試験 1試料	4,810円
	エックス線CT検査（標準）	1試験 1試料	9,400円
	エックス線CT検査（高解像）	1試験 1試料	14,000円
	三次元エックス線CT検査	1試験 1試料	9,680円。ただし、測定時間が1時間を超える場合は、9,680円にその1時間を超える測定時間30分につき3,810円を加算した額
	エックス線透過像判定	1試験 1試料	310円
	動作解析	1時間	6,600円
顕微鏡試験	顕微鏡写真、マクロ写真	1試験 1試料	2,810円
	電子顕微鏡写真	1試験 1試料	5,200円
	電界放出形走査電子顕微鏡写真	1試験 1試料	7,190円
	原子間力顕微鏡像	1試験 1試料	5,670円
	画像解析	1試験 1項目	1,600円
ロボット模擬動作試験	ロボット模擬動作試験（産業用ロボット）	1時間	3,510円

使用料及び手数料等の料金体系

	ロボット模擬動作試験 (単腕型協働ロボット)	1 時間	4,040 円
	ロボット模擬動作試験 (双腕型協働ロボット)	1 時間	4,330 円
	工程分析試験	1 時間	4,590 円

2. 分析

項目	分析項目	単位	金額
化学分析	定量分析 (重量法、容量法等)	1 試料 1 成分	6,070 円
	繊維分析	1 試料 1 成分	1,540 円
機器分析	E P M A 定性分析	1 試験 1 項目	17,000 円
	E P M A デジタルマッピング	1 分析	18,700 円。ただし、同一の試料について2分析以上を行う場合の1分析を超える分については、分析を行う1元素につき3,250円
	E D S 定性分析 (固体、粉末)	1 試験 1 試料	6,450 円
	E D S 定性分析 (固体、粉末) (電界放出形走査電子顕微鏡を用いたもの)	1 試験 1 試料	7,760 円
	光電子分光分析 (オー ジェ電子分光分析を含 む。)	1 試験 1 試料	14,700 円。ただし、測定時間が1時間を超える場合は、14,700円にその1時間を超える測定時間30分につき5,030円を加算した額
	グロー放電発光分光分析	1 試験 1 項目	13,000 円
	蛍光エックス線定性分析 (固体)	1 分析	9,230 円
	蛍光エックス線定性分析 (液体、粉末)	1 分析	8,270 円
	蛍光エックス線定量分析	1 試料 1 成分	3,290 円
	I C P 発光分光定性分析	1 試料 1 分析	5,430 円
	I C P 発光分光定量分析	1 試料 1 成分	5,100 円
	炭素・硫黄同時分析	1 試料 1 成分	3,350 円
	ガス、液体クロマトグ ラフ分析	1 試料	11,800 円

使用料及び手数料等の料金体系			
	有機酸分析	1 試料	10,500 円
	分光光度計分析	1 試料	8,980 円
	微生物分類分析	1 試験 1 試料	9,870 円
	グルコース分析	1 試験 1 試料	910 円
	酒精計分析	1 試験 1 試料	5,760 円
	赤外分光分析	1 分析	5,240 円
	赤外イメージング	1 分析	9,870 円
	示差熱重量分析 (アルミナ容器によるものを除く。)	1 分析	5,600 円
	示差熱重量分析 (アルミナ容器によるものに限る。)	1 分析	8,730 円
	示差走査熱量分析	1 分析	6,410 円
	エックス線回折分析	1 分析	5,400 円
食品、飲料分析	ビタミンC分析	1 試料 1 成分	13,400 円
	一般成分分析	1 試料 1 成分	4,120 円
	特殊成分分析 (高度な前処理、試薬等を要するもの)	1 試料 1 成分	8,570 円
	重金属分析	1 試料 1 成分	9,570 円
	添加物分析	1 試料 1 成分	11,500 円
	醸造用水分析	1 試料 1 項目	3,180 円

3. 加工

項目	加工項目	単位	金額
木材乾燥	木材乾燥	1 時間	720 円
機械加工	木工機械加工	30 分	1,680 円
金属溶解	金属溶解	1 時間	5,070 円
金属熱処理	熱処理加工	30 分	2,620 円
試料加工	試料加工(顕微鏡試料等)	30 分	2,280 円
	試料加工(イオンミリング)	1 時間	3,420 円
	試料前処理 (酸価、過酸化物価)	1 時間	3,560 円
キャッピング加工	キャッピング加工	1 試料 1 面	880 円
試料成形	試料成形 (射出成形)	1 時間	5,780 円
試料作製	ガラスビード作製	1 試料	10,600 円
供試体養生	標準水中養生	1 供試体 24 時間	30 円

使用料及び手数料等の料金体系			
マイクロマシニング加工	マイクロマシニング加工 (A) (ワイヤボンディング、スピコート等)	30分	2,030円
	マイクロマシニング加工 (B) (スパッタリング (金、白金族金属を除く。)、フォトリソグラフィ等)	1時間	5,280円
	マイクロマシニング加工 (C) (深掘りドライエッチング(シリコン、ガラス)、スパッタリング (金、白金族金属)等)	1時間	10,200円

4. デザイン、モデル製作

(1) デザイン

項目	金額(1件につき)				
	A	B	C	D	E
工業機器、生活機器	193,000円	105,000円	52,800円	26,900円	14,000円
グラフィック、家具、クラフト	99,200円	56,700円	27,800円	14,600円	7,560円

(2) モデル製作

項目		単位	金額
モデル製作	モデル造形(A) (白色かつ硬質の樹脂)	1件	4,910円。ただし、樹脂の使用量が10グラムを超える場合は、4,910円にその10グラムを超える樹脂の使用量10グラムにつき1,000円を加算した額。
	モデル造形(B) (白色かつ硬質の樹脂以外の樹脂)	1件	7,150円。ただし、樹脂の使用量が10グラムを超える場合は、7,150円にその10グラムを超える樹脂の使用量10グラムにつき1,160円を加算した額。
	洗浄処理	1時間	3,030円

減免基準
(山形県工業技術センター手数料条例より抜粋) (手数料の減免) 第3条 知事は、特に公益上必要があると認めたときは、手数料を減免することができる。

④ 県の施設アセスメントの結果及び個別施設計画における今後の対策費用見込

イ) 施設アセスメントの結果

施設アセスメント結果		一次評価（ポートフォリオ表上の望ましい利活用等の方向性）
高 ↑ 管理 利用 効率 状況 ↓ 低	★	廃止（解体等）
		二次評価（県有財産総合管理推進本部会議で承認された方向性）
		再生（一部維持）
		個別施設計画の名称
低← 建物性能 →高		山形県県有建物長寿命化計画（その他庁舎等）

ロ) 今後の対策費用見込

（単位：千円）

区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
建築	53,213	-	-	-	-	-	-	-	227,229	43,689
電気	26,345	26,233	-	2,947	-	-	-	3,725	122,435	16,366
機械	-	6,200	34,457	-	-	-	103,031	16,260	-	-
計	79,558	32,433	34,457	2,947	-	-	103,031	19,985	349,664	60,055

(2) 実施した手続及び結果

- ① 当施設の設置時の目的・県民のニーズは現状でも変化していないか、近隣の同種施設の状況や公的関与の必要性を考慮した場合、見直しや統廃合の検討は必要ないか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

なお、県が設定している施設の設置目的である施策の実施状況を検証するための客観的な指標（以下、「施設 KPI」という。）の直近 5 年間の状況は次のとおりである。

KPI		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
企業の製品化支援 件数	計画値	35 件	40 件	45 件	50 件	-
	実績値	36 件	40 件	45 件	50 件	-
企業への技術移転 件数	計画値	-	-	-	-	60 件
	実績値	-	-	-	-	94 件

（結果）

- (3) 「① 施設 KPI の設定について」参照

- ② 施設の老朽化及び財産（公有財産、物品）の利用状況等を踏まえて規模や配置の状況は適切か、未利用財産の把握は適時に行われ、利活用の取組みが検討されている

か、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び現地視察を実施した。

(結果)

(3) 「② 廃棄予定物品・長期未利用物品の廃棄処分による施設スペースの有効活用について」参照

③ 施設アセスメントの二次評価で一次評価と異なる利活用等の方向性が示されている場合、その判断は合理的な根拠によるものか、また、個別施設計画で最終的に承認された利活用等の方向性に基づいて対策費用は具体化され、有利な財源活用等の検討がされているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

④ 財産（公有財産、物品）に係る使用料及び手数料等の受益者負担の水準は適正か、減免等の基準は公平か、使用許可申請及び減免申請に係る事務手続きは適切かという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施するとともに、直近2年間の受益者負担割合を算出した。

算出した直近2年間の受益者負担割合は次のとおりである。

(単位：千円、㎡、%)

	令和元年度	令和2年度
経常費用 (A)	462,631	518,977
内、国庫支出金財源 (B)	-	1,205
差引 (C = A - B)	462,631	517,773
受益者負担対象部分の延床面積 (D)	5,927.00	6,233.95
施設全体の延床面積 (E)	10,985.00	11,390.24
受益者負担の対象とする行政コスト (F = C × D / E)	249,614	283,380
使用料及び手数料等 (G)	52,754	66,221
減免額 (H)	-	-
受益者負担割合 {(G + H) / F}	21.13	23.37

(注) 指定管理者制度導入施設は、使用料及び手数料に代えて利用料金収入を記載している。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- ⑤ 財産の管理状況及び事務手続きは適切か、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び物品の現物実査を実施した。

(結果)

- (3) 「③ 減免基準の明確化について」参照
- (3) 「④ 業務委託の共同発注について」参照
- (3) 「⑤ 行政財産目的外使用許可の更新手続漏れについて」参照

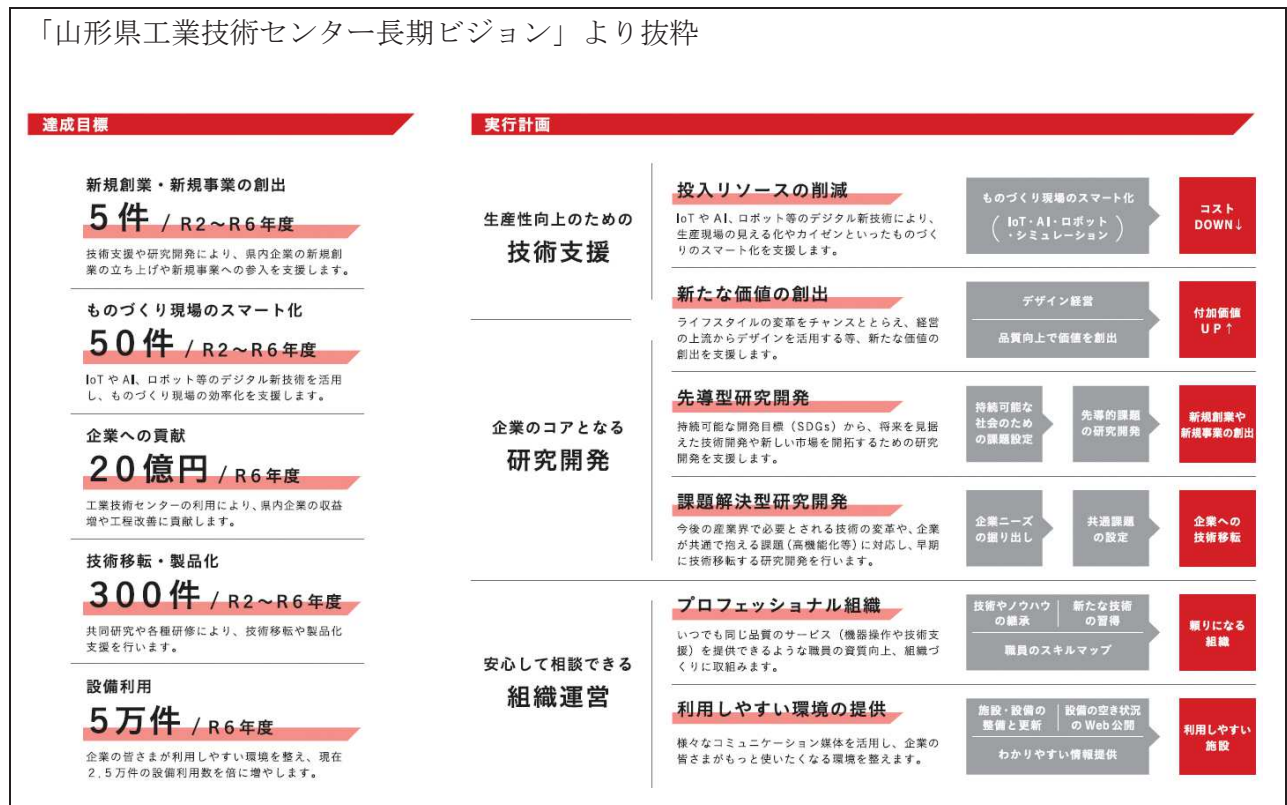
(3) 指摘事項及び意見

① 施設 KPI の設定について

当施設では、令和2年3月に策定した「第4次山形県総合発展計画実施計画（令和2年度～6年度）」における施策「競争力のあるものづくり産業群の形成」において、「工業技術センターによる技術移転件数【産業】」が KPI として設定されており、施設 KPI としても有用であると考えます。

また、令和2年4月に創立100周年を迎えて初めて策定する計画として「山形県工業技術センター長期ビジョン（令和2年度～令和6年度）」を定めた。『「つくる力」のイノベーション』をコンセプトに、顧客や社会のニーズを的確にとらえた高付加価値な製品や技術を創出するために、技術支援・研究開発・組織運営を通じて、県内企業を支援していくことが説明されている。当計画において、次のとおり、達成目標と実行計画が掲げられている。

「山形県工業技術センター長期ビジョン」より抜粋



上記計画を各年度の進捗をモニタリングするために作成されている「令和3年度推進プログラム」において、下表のように「第4次山形県総合発展計画実施計画（令和2年度～6年度）」における「工業技術センターによる技術移転件数【産業】」と重複する達成目標を除く、施設独自で設定した4つの達成目標のうち、下記の項目に関して、令和3年度中に達成目標・進捗指標項目の定義づけや測定方法が検討されている状況にあった。

達成目標・進捗指標項目	検討内容
新規創業・新規事業の創出	定義検討・提示
工業技術センターの利用により、県内企業の収益増や工程改善に貢献します	令和3年度は企業への貢献（金額）を測る仕組みを構築する。

以上のとおり、県では、「第4次山形県総合発展計画実施計画（令和2年度～6年度）」におけるKPI「工業技術センターによる技術移転件数【産業】」のみを施設KPIとして設定しているが、「山形県工業技術センター長期ビジョン（令和2年度～令和6年度）」において達成目標として設定した「技術移転・製品化件数」を除く、4つの達成目標についても当施設の存在意義を占める重要な指標であると考えられるため、内部の目標ではなく施設KPIとして設定すべきと考える。

また、達成目標・進捗指標項目とはいえ、計画2年目にあたる令和3年度において達成目標の定義検討や測定方法を検討する状況にあり、本来であれば、目標もしくは指標検討時にあらかじめ設定しておくべき事項である。後付けで定義や測定方法を決めたのでは達成可能な内容で決めることもでき、達成目標・進捗指標項目だけでなく、施設 KPI を設定する趣旨から考えれば本末転倒である。速やかに定義及び測定方法を定めることは当然であるが、当施設に限らず、今後、県として施設 KPI を設定する際は同様のことがないように徹底すべきである。【意見】

- ② 廃棄予定物品・長期未利用物品の廃棄処分による施設スペースの有効活用について
当施設に設置されている物品のうち、下表に抽出した物品は、「故障」もしくは担当部署からの「廃棄希望」があるが、廃棄処分されていないものである。この中には、過去5年間に一度も使用されていない物品も8点含まれている。

物品番号	品名	取得状況		用途	年間使用日数	保守管理委託等の状況	物品の管理状況			摘要
		取得年度	取得価格(円)				種別	使用課	貸付先	
197700637	家具強度試験機	昭和52年	3,400,000		0		供用	工業技術セ		廃棄希望
1980001543	ヒルデブランド木材乾燥機	昭和55年	2,350,000		0		供用	工業技術セ		廃棄希望
1984001168	結晶方位測定装置	昭和59年	3,800,000		0		供用	工業技術セ		故障
1987002348	ラバープレス装置	昭和62年	6,800,000		0		供用	工業技術セ		故障
1990002762	超微小硬度計	平成02年	7,364,500		0		供用	工業技術セ		故障
1992004214	加圧脱脂装置	平成04年	7,034,000		0		供用	工業技術セ		故障
1993008372	ガラスサブセリング装置	平成05年	8,652,000		0		供用	工業技術セ		故障
1994003545	混練押出機	平成06年	10,485,400		0		供用	工業技術セ		故障
1995003357	超精密成形平面研削盤	平成07年	22,999,900		0		供用	工業技術セ		故障
1997003368	3次元表面構造解析装置	平成09年	27,982,500		0		供用	工業技術セ		故障
1998003423	冷凍チャック	平成10年	5,250,000		0		供用	工業技術セ		故障
1998003425	高圧クーラントシステム装置	平成10年	5,407,500		0		供用	工業技術セ		故障
1998003430	NC創成放電加工機	平成10年	29,400,000		0		供用	工業技術セ		故障
1998003432	NC金型磨き装置	平成10年	20,737,500		0		供用	工業技術セ		故障
1999002595	X線回折データ解析装置	平成11年	4,830,000		0		供用	工業技術セ		故障

(出典：当施設に係る「指定物品の使用状況等調書」)

当施設では廃棄処分が必要な物品は毎年度、定期的に廃棄処分が実施されており、同資料内に「破棄予定」もしくは「廃棄手続き中」などのコメントを付されている。

しかし、上表のとおり、廃棄処分に至っていない物品が散見されており、当施設で保有する物品の特徴として、測定用や加工用の機械・設備が大半を占め、その多くが大型の物品であるため、部屋の中を占領しており、廃棄処分が進まないとなつて新しい機械・設備を搬入する妨げになりかねない。

公共施設マネジメントの観点からは、廃棄処分により空いたスペースについて設置目的の用途では不要であれば、施設の有効活用や総量縮小の検討も実施しうる。

以上より、財源的な制約も考慮しながら、上表に記載した廃棄予定物品や長期未使用物品について計画的に廃棄処分し、これにより空いた施設スペースを有効活用すべきである。【意見】

なお、上表のうち、「冷凍チャック」及び「高圧クーラントシステム装置」は監査手続後の令和3年12月に廃棄処分されている。

③ 減免基準の明確化について

当施設では、山形県工業技術センター手数料条例及び山形県工業技術センター手数料条例による手数料の額を定め、試験、分析等の依頼内容に応じて利用者から手数料を徴収している。また、同条例において、手数料の減免に関する定めを設けている。

「山形県工業技術センター手数料条例」より抜粋

(手数料の減免)

第3条 知事は、特に公益上必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。

ただし、当施設では上記定め以外に具体的な減免基準を設けておらず、減免申請がある都度、「公益上必要があると認め」られるかを検討した上で減免の認可をすることになる。当施設の担当者へのヒアリングの結果、過去5年間で減免となった事案は1件であった。

以上より、事案ごとに減免の認可可否を検討するのでは事務の非効率につながりかねないため、あらかじめ想定される減免事案があるのであれば、減免基準を設定することを検討されたい。【意見】

④ 業務委託の共同発注について

当施設において、隣接する山形県高度技術研究開発センターとの共同調達を検討されていない委託業務が確認された。

当施設は、隣接する山形県高度技術研究開発センターと渡り廊下でつながり、行き来ができる状態にあるため、山形県高度技術研究開発センターに入居している企業が当施設を利用する際にも使用されている。また、当施設の機械棟・超精密加工テクノロジーセンターは山形県高度技術研究開発センター保有の設備が置かれた部屋が設置され、両施設で併用する形で運営されている。逆に、当施設保有の設備が山形県高度技術研究開発センターに設置されている。両施設は設置目的、果たしている機能に

違いがあっても、施設管理の面においてはほぼ一体として運営されている状況にある。このような中で、両施設で別々に清掃業務の業務委託が行われている。

以上より、両施設は渡り廊下でつながっており、実質的に一体での運営が行われていることから、一括発注をする場合のコスト削減の余地を模索すべきである。【意見】

⑤ 行政財産目的外使用許可の更新手続漏れについて

当施設の敷地内の一部に関して、行政財産目的外使用許可に関する更新手続が漏れている事案が確認された。

当施設の敷地内に設置されている一部の工作物について、新たに設置を開始した平成31年1月28日から平成31年3月31日までの申請書は県に提出され、認可されていたが、それ以降の期間から現在に至るまでの期間に関する使用許可申請は行われておらず、県においても提出の要請を行っていなかった。

県は現地調査時点において、使用許可申請書の提出漏れがあったことを把握し、申請書の提出に向けた手続を行っているとのことであるが、同様の使用許可申請漏れがないように、行政財産目的外使用許可申請に係る手続の徹底を図るべきである。

【指摘事項】

14 内水面水産研究所

(1) 施設等の概要

① 概要

施設等の名称	山形県内水面水産研究所			
所在地	山形県米沢市泉町 1-4-12			
所管部課	農林水産部水産振興課			
根拠法令等	行政組織規則			
設置の目的	内水面漁業に関する試験研究及び指導を行い、内水面漁業の振興に寄与するための施設			
敷地面積	18,379.59 m ²			
主な建物の 面積・建築年等	建物名称	構造	延床面積	建築年度
	実験室	鉄骨造	543.40 m ²	昭和 53 年度
	事務所	鉄筋コンクリート造	748.84 m ²	昭和 54 年度
	飼育培養棟	鉄骨造	300.00 m ²	昭和 54 年度
	稚魚棟	鉄骨造	348.39 m ²	平成 9 年度
沿革	<p>昭和 12 年 国の水産増殖奨励制度に基づき、淡水養魚場として設置された。</p> <p>昭和 26 年 山形県淡水魚指導所と改称。</p> <p>昭和 36 年 東根にあった鱒種苗育成所を統合。</p> <p>昭和 54 年 山形県内水面水産試験場に改称。</p> <p>平成 2 年 湧水の濁水により新たな飼育用の導水施設を整備した。</p> <p>令和 2 年 山形県内水面水産研究所に改称。</p>			
事業概要	<p>(生産開発部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コイ、マス、アユの生産技術に関すること ・魚類防疫対策に関すること ・養殖技術の指導に関すること <p>(資源調査部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アユ、サクラマスの増殖技術に関すること ・増殖技術の指導に関すること ・内水面外来魚管理等対策に関すること ・希少淡水魚の保護技術に関すること 			
運営形態等	直営又は指定管理者制度	職員数 (令和 2 年度)		
	直営	一般職員 8 人 会計年度任用職員 6 人		



② 行政コスト等の状況

イ) 建設・改修等に係るコスト

(単位：千円)

区分	支出年度	支出金額	財源		
			国等補助金	地方債	一般財源
用地取得	昭和 39 年度	142,918	-	-	142,918
事務所、貯油倉庫、飼育培養棟等建設工事	昭和 53 年度 ～昭和 55 年度	175,005	-	-	175,005
飼育培養棟建設工事	昭和 60 年度	30,047	-	-	30,047
稚魚棟、ろ過殺菌棟建設工事	平成 2 年度	308,196	-	-	308,196
実験棟屋根等修繕工事	平成 21 年度	694	-	-	694
本館屋上防水改修工事	令和 2 年度	4,840	-	-	4,840
合計		661,700	-	-	661,700

ロ) 直近 5 年間の行政コスト計算書

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
経常費用	95,400	95,343	95,190	94,937	95,942
業務費用	95,400	95,343	95,190	94,937	95,942
人件費	62,271	61,510	59,067	60,793	61,352
職員給与費	52,267	51,396	51,136	50,829	51,387
賞与引当金繰入額	4,685	4,859	5,062	5,060	5,060
退職手当引当金繰入額	5,319	5,254	2,867	4,903	4,903
その他	-	-	-	-	-
物件費等	33,128	33,832	36,122	34,143	34,590
物件費	16,521	16,616	21,498	22,759	21,488
内、光熱水費	3,478	3,720	3,921	4,028	3,890
内、維持管理費	1,646	1,329	1,141	985	1,152

				平成 28 年度	平成 29 年度	成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
			内、指定管理料	-	-	-	-	-
			維持補修費	1,397	2,007	3,276	66	1,783
			減価償却費	15,209	15,209	11,348	11,318	11,318
			その他	-	-	-	-	-
			その他の業務費用	-	-	-	-	-
		移転費用	-	-	-	-	-	
経常収益				2,335	2,613	2,648	3,652	2,164
		使用料及び手数料	2,335	2,613	2,648	3,652	2,164	
		その他	-	-	-	-	-	
純経常行政コスト				93,064	92,730	92,541	91,285	93,778

③ 利用の状況等

イ) 施設アセスメントにおける利用の状況

(単位：㎡、人)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
専用業務室等の面積 (A)	1,467.79	1,467.79	1,467.79	1,467.79	1,467.79
職員等の人数 (B)	12	12	12	12	14
一人当たり専用業務室等 面積 (A÷B)	122.32	122.32	122.32	122.32	104.84

④ 県の施設アセスメントの結果及び個別施設計画における今後の対策費用見込

イ) 施設アセスメントの結果

施設アセスメント結果			一次評価 (ポートフォリオ表上の望ましい利活用等の方向性)
高 ↑ 管理 利用 効率 状況 ↓ 低	★	← 建物性能 → 高	廃止 (解体等)
			二次評価 (県有財産総合管理推進本部会議で承認された方向性)
			再生 (一部維持)
			個別施設計画の名称
			山形県県有建物長寿命化計画 (その他庁舎等)

ロ) 今後の対策費用見込

(単位：千円)

区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
建築	4,840	-	6,646	-	-	-	-	-	19,514	37,356
電気	-	-	76	4,489	-	-	-	5,658	6,962	13,433
機械	-	-	-	-	-	4,359	8,352	24,019	-	-
計	4,840	-	6,722	4,489	-	4,359	8,352	29,677	26,476	50,789

(2) 実施した手続及び結果

- ① 当施設の設置時の目的・県民のニーズは現状でも変化していないか、近隣の同種施設の状況や公的関与の必要性を考慮した場合、見直しや統廃合の検討は必要ないか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

- (3) 「① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について」参照

- ② 施設の老朽化及び財産（公有財産、物品）の利用状況等を踏まえて規模や配置の状況は適切か、未利用財産の把握は適時に行われ、利活用の取組みが検討されているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び現地視察を実施した。

(結果)

- (3) 「② 維持すべき機能の見定め及び機能に応じた移転先の選定について」参照

- ③ 施設アセスメントの二次評価で一次評価と異なる利活用等の方向性が示されている場合、その判断は合理的な根拠によるものか、また、個別施設計画で最終的に承認された利活用等の方向性に基づいて対策費用は具体化され、有利な財源活用等の検討がされているか、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

- (3) 「② 維持すべき機能の見定め及び機能に応じた移転先の選定について」参照

- ④ 財産の管理状況及び事務手続きは適切か、という観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧及び物品の現物実査を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

(3) 指摘事項及び意見

① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について

当施設において、施設 KPI が設定されていない。

施設 KPI とは目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証するために設定すべきものである。そのため、当施設に係る事業に関連した施設 KPI を設定し、定期的に測定することで、当施設の内水面漁業の振興という設置目的をどのように達成できているかを評価して施策の適切性を評価できるとともに、県民に対して施設の必要性を明らかにすることができることにもなる。逆に、施設 KPI が未設定ということは、当施設の設置目的（存在意義）を自ら立証することができていないことになる。

以上より、県は、施設の必要性を確認するため、早急に当施設の施設 KPI を設定することを検討されたい。当施設の場合、複数の機能を有していることから、「大型マスの産卵数」や「調査件数」などそれぞれの機能に応じた複数の指標が考えられる。

【意見】

② 維持すべき機能の見定め及び機能に応じた移転先の選定について

現在の米沢に内水面水産研究所が移転した昭和 30 年代は湧水が豊富で、水を確保するために経費はかかっていた。その後周辺の開発が進み、現在は湧水がほぼ枯渇している状況であり、井戸水を確保するために年間約 300 万円の電気代、ダム用水を確保するために年間 225 万円の使用料を支払っている状況である。

施設も実験室、事務所、飼育培養棟などの主要建物は築年数が 40 年を超過しており、老朽化が進んでいる。

県の施設アセスメントにおける利活用等の方向性について、二次評価で「再生（一部維持）」を選択しているものの、養魚用水の確保と施設の老朽化を考えると「再生」ではなく、「集約化」としてより効果的・効率的な内水面漁業の振興のための方向性を検討することが望ましい。

そのためには、まず県の内水面漁業にとって必要な機能を取捨選択する必要がある。内水面水産研究所の研究・開発の方向性に合わせて、遊佐町にある内水面水産センターを所有する公益財団法人山形県水産振興協会と連携し、有効性・効率性の観点から施設の集約化などを進めることが必要と考える。【意見】